

平成二十七年六月定例会

平成 27 年 第 2 回

菊陽町議会 6 月定例会会議録

平成 27 年 6 月 9 日～6 月 19 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成27年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 9	火	開会・請願 委員会付託・行政報告・提案理由説明
6 / 10	水	休会（議案調査）
6 / 11	木	休会（議案調査）
6 / 12	金	一般質問（4人）
6 / 13	土	休会
6 / 14	日	休会
6 / 15	月	一般質問（2人）
6 / 16	火	議案審議（発議第7号・発議第8号） 質疑・討論・表決 総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 17	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 18	木	休会（議案調査）
6 / 19	金	議案審議（議案第30号～諮問第1号） 質疑・討論・表決・委員長報告・質 疑・討論・表決・発議・閉会

平成27年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	小林久美子 (P23～)	1. 障がい者の医療費について	(1)障がい者の方が病院にかかった場合、病院窓口での支払いが必要であるが、現物給付にできないか
		2. みなし寡婦控除制度について	(1)婚姻歴のない（非婚）ひとり親家庭にも寡婦控除の適用ができないか
		3. 公立保育所の民営化について	(1)町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会の答申書の内容はどのようになっているのか (2)私立になっても、保育サービスの水準はかわらないといわれるが、保護者の経済的負担は増えるのではないか (3)現在の私立保育園では、保育料以外の負担はどのようなものがあるのか (給食関係・教材関係・体操服など)
2	甲斐 榮治 (P35～)	1. 菊陽町の将来の形について	(1)菊陽町の人口増加の最大値は43,000人と予測されているが、それ以上の増加は見込めないか。またはそれ以上の増加を望まないか（市への昇格を考えるか否か） (2)市に匹敵する人口増加を図るとすれば、何が必要と考えるか (3)単独ないしは合併による市への昇格を考えないとすれば、菊陽町の将来像をどのように考えているか
		2. 県指定の地域核としての光の森駅周辺整備と、そこを中心とする地域の条件整備について	(1)主要道熊本大津線・合志市道建山9号線（生協前）・菊陽町道（元味千ラーメン店駐車場前⇄マックスバリュー光の森店）の交通混雑解消のための方策を考えているか (2)楠中央通り・武蔵中央通りからゆめタウン光の森に至る交通混雑解消のための方策を考えているか (3)弓削立体橋を含む県道住吉熊本線及び三里木高架橋を含む県道辛川鹿本線の交通状態の改善策はあるか (4)光の森駅とゆめタウンを直接結ぶ高架通路建設の計画は進んでいるか (5)菊陽町の玄関口として、光の森駅周辺の通路や施設等の状況は現状でよいか (6)大型交番の誘致は進んでいるか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 熊本県との提携及び県施設の誘致について	(1) 熊本県は南海トラフ地震が起きた場合の災害復興拠点として、阿蘇くまもと空港・県民運動公園・熊本港を指定し、その構想はすでに動き出している。これと関連して菊陽町ができることは何か。また、県との提携に取り組んでいるか (2) 交番・野球場・武道場等の誘致に積極的に動くべきだと思うが、如何か
		4. 地域の発展策について	(1) 同じ菊陽町の中にあっても、地域によって持っている条件が違う。いくつかの地域に分けて発展策を検討する組織をもったらよいと思うが、如何か
3	西本 友春 (P49～)	1. 防災について	(1) 防災行動計画について ① 県は「熊本県版タイムライン」を策定しWEBに公開しているが、菊陽町としての策定をどのように考えているのか ② 策定する場合、いつまでに策定して、周知方法はどのように行うのか ③ 木造住宅の密集地における「感震ブレーカー」の普及をどのように考えているのか (2) 防災ハザードマップについて ① 菊陽町防災マップはいつでも家庭に配布したか ② 配布以降に菊陽町へ転入された方への配布及び周知方法はどのように行っているのか ③ 菊陽町防災マップに、大津街道の杉の倒木を追加することは可能か (3) 防災無線について ① 防災無線は全てのエリアで、聞き取りが可能なのか、確認方法はどのように行ったのか ② 聞き取りの悪い家庭に対し、戸別受信機の無償貸しつけは考えているのか (4) 避難行動要支援者について ① 避難行動要支援者名簿作成の進捗状況はどのようなになっているのか。完了していれば、名簿の見直しサイクルはどうしているのか ② 情報提供同意書の進捗状況と回収方法はどのようなになっているのか ③ 避難行動要支援者名簿は区への提供が必要と考えているが、町としての情報提供についてどのように考えているのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(5) 自主防災組織について</p> <p>① 菊陽町内の区単位で、自主防災組織に取り組んでいる所は何パーセントほどあるか</p> <p>② 取組の進んでいない区に対してはどのような働きかけを行っているのか</p> <p>③ 自主防災組織に対し、町からの支援及び補助はどのように行っているのか</p> <p>④ 自主防災組織のリーダー育成の観点から、防災士育成を図ることが必要と考えるが、町はどのように考えているのか</p>
4	吉本 孝寿 (P61～)	1. 障がい者への専門的な支援を要する方々への支援の充実について	<p>(1) 菊陽町就学指導委員会は、障害の種類及び程度に応じた就学指導に関する必要な事項を適正に調査審議できているのか</p> <p>(2) 小中学校に特別な支援を必要とする児童生徒の支援のために特別支援指導助手が配置されているが、校外活動に配置されないのはなぜか</p> <p>(3) 障害の特性や必要な配慮を理解し、障害のある方が困っているときに、必要な手助けを実践する「障がい者サポーター」を募集してはどうか</p>
		2. 指導主事の配置について	(1) 学務課に指導主事の業務を専門とした職員を配置することはできないのか
		3. 空き家対策について	<p>(1) 菊陽町の空き家対策の現状と課題をどのように捉えているのか（空き家数及び空き家率など）</p> <p>(2) 放置しておくとう倒壊したり、衛生上問題があったりする危険な空き家の所有者に市町村が撤去勧告、命令などを出すことができる「空き家対策特別措置法」が全面施行された。菊陽町はどのように対応していくのか。</p> <p>(3) 下津久礼に寄贈された建物が長年空き家になっている。倒壊の恐れ等危険な建物だが対応策はあるか。</p>
5	大久保 輝 (P83～)	1. 第5期菊陽町総合計画について	<p>(1) 具体的な施策において、定量化されていないようであるが、達成の評価はどう行うのか</p> <p>(2) 定量化はできないのか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 学校校舎、体育館の改修、増築について	(1) 体育館の改修について、計画等はどのようになっているのか。体育館が利用できない期間の対応はどのようになるのか (2) いつ、改修の必要性がわかったのか。保護者への説明が遅く感じるが、対応はどうだったのか (3) 武蔵ヶ丘中学校の増築、既設校舎改修の計画はどのようになっているのか。生徒への影響はどうか
		3. 光の森多目的広場について	(1) 現在の利用状況はどうなっているのか (2) 今後、どのような利用方法を考えているのか
		4. 安心安全なまちづくりについて	(1) 交番の新設について、現在の取組状況はどうなっているのか (2) 今後の行動計画はどうなっているのか
		5. 町内巡回バスについて	(1) 現在の利用状況はどうなっているのか (2) 路線の変更等は検討されているのか (3) スマートフォン等での位置情報提供があっているが、利用状況はどうか。導入の費用対効果はどうか
6	岩下 和高 (P97～)	1. 災害対策について	九州北部豪雨災害で得た教訓から安全安心について問う (1) 阿蘇、白川水系の被害の発生状況とその復旧工事の進捗状況はどうか (2) 高齢者、障がい者に対する災害時の対応はどうか (3) 自衛隊・警察・消防・消防団・行政区・企業・町民・各種団体との連携と情報・認識の共有化への取組はどうか
		2. 子育て支援の充実、拡充について	(1) 「子ども・子育て支援法」施行による変化と待機児童問題について町の対策はどうか (2) 株式会社等の企業の保育事業への参入について町はどう考えるか (3) 保育士不足と労働条件の向上について対策はあるか

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成27年6月9日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成27年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成27年6月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第30号から諮問第1号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	大久保 輝 君	2番	阪 本 俊 浩 君
3番	西 本 友 春 君	4番	那 須 眞 理 子 君
5番	佐々木 理美子 君	6番	中 岡 敏 博 君
7番	吉 本 孝 寿 君	8番	吉 山 哲 也 君
9番	北 山 正 樹 君	10番	坂 本 秀 則 君
11番	石 原 武 義 君	12番	岩 下 和 高 君
13番	大 塚 昇 君	14番	川 俣 鐵 也 君
15番	上 田 茂 政 君	16番	小 林 久 美 子 君
17番	甲 斐 榮 治 君	18番	渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君
書 記 山 川 眞 喜 子 君
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	井 手 義 隆 君
教 育 長	赤 峰 洋 次 君	教 育 次 長	桐 陽 介 君
総 務 部 長	吉 野 邦 宏 君	福 祉 生 活 部 長	實 取 初 雄 君
産 業 建 設 部 長 兼 商 工 振 興 課 長	松 本 洋 昭 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 崎 謙 三 君
総 務 部 審 議 員 兼 総 務 課 長	吉 川 義 則 君	総 合 政 策 課 長	阪 本 浩 徳 君
財 政 課 長	東 桂 一 郎 君	税 務 課 長	阪 本 章 三 君
人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長	高 木 定 伸 君	総 務 部 審 議 員 兼 東 部 町 民 セ ン タ ー 所 長	平 野 葉 子 君

福祉課長
福祉生活部審議員兼
健康・保険課長
町民課長
産業建設部審議員兼
農政課長
都市計画課長
総務課長補佐兼
総務法制係長
生涯学習課長兼
中央公民館長
農業委員会事務局長

西本一浩君
佐藤清孝君
酒井章彦君
志垣敏夫君
大山陽祐君
中島秀樹君
古賀直之君
川上一弘君

福祉生活部審議員兼
子育て支援課長
介護保険課長
西部支所長
建設課長
産業建設部審議員兼
環境生活課長兼
下水道課長
学務課長
図書館長

宮本義雄君
市原憲吾君
服部誠也君
小野秀幸君
今村敬士君
士野公典君
矢野信哉君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成27年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番西本友春君、4番那須眞理子君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査（2月、3月、4月分）の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、全国町村議会議長・副議長研修が5月26日から27日まで東京中野サンプラザで開催されました。全国町村議会議長・副議長研修の内容につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました請願は、議席に配付の請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会、総務常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

次に、今回受理しました陳情書等は、配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申入れがございます。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成27年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

新年度がスタートしまして2か月が経過したところでありますが、最近の行政報告をいたします。

まず、本町の姉妹都市であります鹿児島県屋久島町の口永良部島新岳の噴火に伴います災害義援金活動について報告いたします。御承知のように屋久島町の口永良部島では、先月5月29日に爆発的噴火とともに火砕流が発生し、全島民137人が避難をされました。口永良部島では、現在も噴煙が続き、予断を許さない警戒が必要となっています。今後も、島民の避難生活は長引くものと予想され、復興に際しましても多大な費用がかかることから、本町では姉妹都市町民の一日も早い復興を願い、災害義援金活動を行うことといたしました。義援金活動は、町と本町の区長会、婦人会、子ども会、町職員互助会で実行委員会を組織し、町役場やゆめタウン光の森、さんふれあ、各町民センターに義援金箱を設置し、7日の日曜日にはゆめタウンで実行委員会の皆さんと募金活動も実施いたしました。屋久島町は大変な状況でありますので、皆様に広く呼びかけて、町民の皆様のお気持ちを屋久島町に届けたいと考えております。議員各位におかれましても、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、防災対策について報告いたします。

梅雨の時期を前にして、本町の防災対策の一つとして、去る5月22日に菊陽町土木建設業協会と災害時協力協定を更新いたしました。今年度は、協定を一部見直し、災害発生時の復旧工事だけではなく、災害が予想される場合の応急対策なども盛り込んでおります。このような中、6月2日に九州北部地方が梅雨入りをいたしました。平年より3日早く、昨年と同じ日となっております。6月4日には、議会からも議長、副議長、各委員長にも出席いただきましたが、各機関に出席いただき、菊陽町防災会議を開催しました。6月7日には、菊陽町消防団の全体規律訓練と水防巡視を実施しました。訓練後は、各班による災害時対応の土のうの準備作業等も行っております。

次に、住民基本台帳人口4万人突破について報告します。

菊陽町の住民基本台帳が去る4月6日に4万人を突破いたしました。4万人目の方は札幌市から転入され、光の森にお住まいになられる御家族で、町から認定証を手渡し、野菜の詰め合わせを贈らせていただきました。本町の現在の人口は、熊本県内の45市町村の中で14の市を含めても10番目に多く、今後も増加していくものと見込んでおります。

次に、プレミアム付商品券の発行について報告いたします。

国が実施します地域生活等緊急支援のための交付金事業で、個人消費を刺激する事業としてプレミアム付商品券を発行いたします。本町では、総事業費は約3,200万円、発行部数は2万3,000部で、1,000円券6枚つづりで6,000円相当を5,000円、プレミアム率が20%であります。5,000円で販売する予定であります。あわせて、小学校未満の子どもがいる子育て世帯

は、県の補助を受けてプレミアム付商品券をさらに割引し、6,000円相当を3,000円で販売する予定です。このプレミアム付商品券の販売は8月1日の発行を目指して準備を進めているところであります。

次に、地方創生について報告いたします。

昨年の12月、まち・ひと・しごと創生法が施行され、国はもとより、全ての地方自治体においてまち・ひと・しごと総合戦略を策定し、地域の実情に応じた自主的な施策を実施することが義務づけられました。菊陽町では、これまで長年にわたって実施してきた施策が功を奏し、人口が増え続けておりますが、今回の人口減少対策を柱とするまち・ひと・しごと創生の国の施策を知恵を出すことによってさらに成長する菊陽町をつくっていけるものと思っております。去る5月25日には、菊陽町まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げており、今後は総合計画の後期基本計画と並行して人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の事務を進めてまいります。

次に、後期基本計画策定について報告いたします。

平成28年度から32年度までの5か年間の後期基本計画の策定に向けては、昨年7月から小学校区単位での住民懇談会、各種団体との懇談会を開催し、皆様の御意見、御要望等を伺ってきたところであり、また町民アンケートも行ったところであります。今後は、昨年度に引き続き、住民懇談会などを開催し、これまでいただきました御意見等に対する検討状況などを説明しながら、再度御意見をお伺いして、後期基本計画を町民や議会の皆様と一緒に作成していきたいと考えております。

次に、町民アンケートの結果について報告いたします。

後期基本計画の策定のため、町民アンケートを本年1月から2月にかけて実施しました。その結果の一部ですが、ずっと菊陽町に住みたいと思いますかとの質問では、86.2%の人が菊陽町に住みたいとの回答でありました。5年前の調査では80.8%となっており、比較すると5.4%上昇しております。

次に、現在の菊陽町の行政に満足していますかとの質問では、満足しているが11.3%、どちらかといえば満足しているが66.2%で、合わせて77.5%でありました。5年前は71.7%でしたので、比較すると5.8%増えたこととなります。

また、不満である、どちらかといえば不満であるの合計は18.7%となっており、5年前の調査では25.2%でしたので、比較すると6.5%減少しております。この5年間の町の行政に対する満足度は高くなっているものと思われます。アンケートの結果は、今後公表してまいります。本町が進めているまちづくりについては一定の評価をいただいているものと考えます。

次に、マイナンバー制度について報告いたします。

社会保障・税番号マイナンバー制度は、国民一人一人に個人番号と呼ばれる12桁の番号をつけて、各分野、各機関で横断的に利用することができるようにするものです。本年10月に地方公共団体情報システム機構から一人一人に12桁の番号、マイナンバーが通知されます。平成

28年1月から社会保障、いわゆる年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護、児童手当など、2番目に税、確定申告など、それから3つ目に災害対策の3つの分野での行政手続にマイナンバーが必要になる予定であります。

次に、国勢調査について報告いたします。

本年は、5年ごとに行われる国勢調査の年になります。調査期日は10月1日で、本町でも9月の上旬から調査員が各世帯を回るようになります。

次に、本人通知制度について報告いたします。

7月から住民票の写しや戸籍謄本、抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、その事実を通知する本人通知制度を開始します。この制度は、証明書等の不正請求を抑止するとともに、不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることを目的に実施するものであります。

次に、光の森町民センターについて報告いたします。

3月30日にオープンしました菊陽町光の森町民センター、愛称名がキャロピアであります。オープンして2か月が経過いたしました。4月と5月、2か月間の利用状況を見ますと、光の森地域センターが1,893人、光の森体育館が1,933人、健康増進室が1,540人と、延べ5,366人の方の利用がありました。また、西部支所における住民票など、証明書を交付した4月と5月、2か月間の件数は、延べ2,056件で、昨年の4月、5月との比較では176件の増となっています。5月からは、ロビーを作品展示の場として提供を始めましたが、町内の文化団体による作品展示会もこれまで2回開催されています。これからも、人が集い、さまざまな交流と活動の場を創出できるように努めてまいりたいと思います。

次に、菊陽町社会福祉協議会によります公的証明書の取得代行サービスについて報告いたします。

毎年、県営住宅に入居されています方々には、熊本県から収入申告書の提出が求められ、その手続には住民票や所得証明書を添えて提出する必要があります。本年も、6月中旬からその手続が始まりますが、支所の武蔵ヶ丘団地内から光の森2丁目に移転したことにより、高齢の方や障害のある方で役場窓口の西部支所までは住民票等をとりにいくことが困難な方を支援するため、ほっとステーション武蔵ヶ丘の社会福祉協議会の職員が住民票と公的証明書の受領を代行するサービスを始めることといたしました。6月中旬ごろ、熊本県から入所世帯の皆様宛てに収入申告に関する提出依頼の文書が封書で送られてきます。この封書に代行サービスに関する概要説明のチラシを同封し、加えて武蔵ヶ丘団地内の掲示板、約130か所にもチラシを掲示し、制度の周知を行いながら代行サービスの運用開始の準備を進めてまいりました。

次に、鼻ぐり井手公園について報告いたします。

国の補助金等、約2億3,000万円の交付を受け、3か年計画で進めてきました公園整備事業も、今年で最終年度となります。現在は、土地の切り盛り等の造成工事や芝張り作業も完了し、鼻ぐり井手の学習機能を備えた管理棟と鼻ぐり井手祭等のメインステージとしても活用で

きるテラスも竣工したところでもあります。今年度におきましては、さらに樹木、遊具、東屋などを設置しまして、この秋の供用開始を目指して最終的な整備を進めていく予定であります。

次に、もみじ園の耐震建替えについて報告いたします。

町立保育所もみじ園につきましては、昨年耐震診断を行った結果、耐震基準を下回っていることが判明し、園児の安全の確保や保護者の不安解消のため、対応策を緊急的に講じる必要が生じました。このため、耐震性にすぐれた新園舎を現在地に建て替えることとし、新園の建設、運営については民間活用による方策を検討しているところであります。町では、4月に町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会を設置し、民間活用による改築及び運営について学識者や保護者の代表をはじめ、9人の委員の方たちに議論をしていただいたところであります。5月26日に検討委員会での意見を取りまとめた答申書をいただきましたので、本答申を踏まえ、町議会、保護者の方や地域の方たちの御賛同を得ながらもみじ園の耐震対策と民間活用を進めていきたいと考えております。

次に、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行についてであります。

空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日から全面施行され、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するために制定されたものであります。このため、空き家等に関する施策に関し、国による基本指針が策定され、市町村は空き家等対策計画を作成し、その他の空き家等に関する施策を推進することになります。本町では、町内における空き家等の実態を把握した後に、空き家等に関する施策を計画的に進めていきたいと考えています。

次に、小・中学校の体育館の耐震対策工事について報告いたします。

各小・中学校の体育館及び武道場につきましては、文部科学省からの通知に基づき、天井材や照明器具等の耐震対策工事を行います。工事期間につきましては、天井がない施設が約3か月、天井がある施設が約4か月を予定しております。その間、体育館や武道場の使用ができませんので、町民にできる限り御迷惑をかけない対応を検討しているところであります。

また、武蔵ヶ丘中学校につきましては、周辺地域の開発による生徒増に伴いまして、平成28年度から普通教室の不足が生じますので、平成27年度に校舎増築及び改築事業を行うこととしております。

以上、最近の主なものについて行政報告いたしました。今後も町民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。今後とも、議員各位の御理解、御協力をお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第30号から諮問第1号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長提出議案第30号から諮問第1号までの5件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成27年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は5件であります。内訳は、議案2件、報告2件、諮問1件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第30号は、平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

新年度に入って2か月余りしか経過していませんが、総務費、土木費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億130万円と定めるものであります。

歳入では、諸収入を130万円増額し、歳出の主なものでは総務費を130万円、土木費を405万円それぞれ増額し、予備費を410万4,000円減額するものであります。

議案第31号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました鉄砲小路地区及び南八久保地区の開発道路を新たに町道として認定するものであります。

報告第1号は、平成26年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した平成26年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

繰り越しますのは14事業で、総額は1億9,975万5,000円となります。

報告第2号は、平成26年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

内容は、高速道路西側の花立第1排水区の雨水整備に関するもので、道路法に基づく西日本高速道路株式会社などとの協議や許可の取得に長期間を要したため、雨水処理に係る工事費について繰越しを行い、その繰越額は697万8,000円となっております。

なお、財源といたしましては、交付金237万5,000円、地方債350万円、繰越勘定留保資金110万3,000円であります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてでありま

す。

人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

このたび人権擁護委員のうち2名が平成27年6月30日及び平成27年9月30日で任期満了となるため、人権擁護委員候補者として菊陽町大字馬場楠5番地にお住まいの上村隆一様を6期目の再任に、菊陽町杉並台2丁目10番18号にお住まいの堀川妙子様を4期目の再任として推薦するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時24分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成27年6月12日（金）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成27年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成27年6月12日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番 | 大久保 | 輝 | 君 | 2番 | 阪本 | 俊浩 | 君 |
| 3番 | 西本 | 友春 | 君 | 4番 | 那須 | 真理子 | 君 |
| 5番 | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番 | 中岡 | 敏博 | 君 |
| 7番 | 吉本 | 孝寿 | 君 | 8番 | 吉山 | 哲也 | 君 |
| 9番 | 北山 | 正樹 | 君 | 10番 | 坂本 | 秀則 | 君 |
| 11番 | 石原 | 武義 | 君 | 12番 | 岩下 | 和高 | 君 |
| 13番 | 大塚 | 昇 | 君 | 14番 | 川俣 | 鐵也 | 君 |
| 15番 | 上田 | 茂政 | 君 | 16番 | 小林 | 久美子 | 君 |
| 17番 | 甲斐 | 榮治 | 君 | 18番 | 渡邊 | 裕之 | 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|--------|----|-----|---|
| 議会事務局長 | 堀 | 行徳 | 君 |
| 書記 | 山川 | 真喜子 | 君 |
| 書記 | 増永 | 純一 | 君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | |
|-----------------------|----|----|---|----------------------|----|-----|---|
| 町 長 | 後藤 | 三雄 | 君 | 副 町 長 | 井手 | 義隆 | 君 |
| 教育委員会委員長 | 曾我 | 惟雄 | 君 | 教 育 長 | 赤峰 | 洋次 | 君 |
| 教 育 次 長 | 桐 | 陽介 | 君 | 総 務 部 長 | 吉野 | 邦宏 | 君 |
| 福祉生活部長 | 實取 | 初雄 | 君 | 産業建設部長兼
商工振興課長 | 松本 | 洋昭 | 君 |
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 山崎 | 謙三 | 君 | 総務部審議員兼
総 務 課 長 | 吉川 | 義則 | 君 |
| 総合政策課長 | 阪本 | 浩徳 | 君 | 財 政 課 長 | 東 | 桂一郎 | 君 |
| 税 務 課 長 | 阪本 | 章三 | 君 | 人権教育・啓発課長 | 高木 | 定伸 | 君 |
| 総務部審議員兼
東部町民センター所長 | 平野 | 葉子 | 君 | 福 祉 課 長 | 西本 | 一浩 | 君 |
| 福祉生活部審議員兼
子育て支援課長 | 宮本 | 義雄 | 君 | 福祉生活部審議員兼
健康・保険課長 | 佐藤 | 清孝 | 君 |
| 介護保険課長 | 市原 | 憲吾 | 君 | 町 民 課 長 | 酒井 | 章彦 | 君 |
| 西部支所長 | 服部 | 誠也 | 君 | 産業建設部審議員兼
農 政 課 長 | 志垣 | 敏夫 | 君 |
| 建 設 課 長 | 小野 | 秀幸 | 君 | 都市計画課長 | 大山 | 陽祐 | 君 |

産業建設部審議員兼
環境生活課長兼
下水道課長
学務課長
図書館長

今村敬士君
士野公典君
矢野信哉君

総務課長補佐兼
総務法制係長
生涯学習課長兼
中央公民館長
農業委員会事務局長

中島秀樹君
古賀直之君
川上一弘君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

会議に先立ちまして御報告いたします。

本日は、坂本秀則君から遅れてくるとの連絡がございましたので、御報告申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

今年は、皆さんも御存じのように、戦後70年を迎えます。今国会では、安全保障関連法案の審議が行われております。政府は、昨年7月、日本は集団的自衛権を行使することができるとする解釈改憲を強行しました。それを具体化するための安全保障関連法案全11本を今年の夏中に成立させる構えです。

しかし、共同通信社が5月末に行った世論調査でも、安保法制への反対は依然賛成を上回り、5割近くに上り、安保法制を十分説明しているとは思わないとの回答も8割を超えています。

さらに、6月4日の衆院憲法審査会では、3人の憲法学者全員が戦争法案に違憲の宣言をしたことは重大です。

このように、我が国の根幹を揺るがすような立法を十分な政府説明、国会審議を尽くさないまま行うことがあってはなりません。

このように、国の問題もそうですが、私たち議員は、新たに改選後初めての6月議会は定例議会になります。地方自治法では、地方自治体は住民の福祉の増進を図るのが本来の仕事とうたわれています。私も、新たな気持ちで今後とも議会活動を行ってまいります。

本日の一般質問は、公立保育所の民営化、障がい者医療、みなし寡婦控除制度について通告をしていますので、自席で行います。執行部には、明確な答弁をお願いいたします。

それで、順番ですけれども、議長にお許しを得まして、1つ、公立保育所の民営化を一番最後に回したいと思います。1番に障がい者の医療費について、2番にみなし寡婦控除制度について、3番に公立保育所の民営化について、この順番で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは早速、障がい者の医療費について質問を行います。

これは、重度心身障害者医療費助成制度を償還払いから現物給付に変更できないかという質

問です。

子ども医療費につきましては、この間ずっと取り組んできまして、町もようやく今年度、町外の病院を受診した場合でも窓口での支払いがなくなることができるように今準備をされているところで、町民から大変喜ばれています。

今回、地域の方から、障害をお持ちの親御さんの方から、障がい者の子どもさんがおられる家庭、また障害を持つ御家族の方から相談や要望がありまして、障害があるために、例えば熊大など定期的な受診が必要であり、ぜひ窓口での支払いがない現物給付にできないかという相談でした。早速今度の6月議会でも取り上げてみますということで、今日取り上げたところで

す。

この対象者は、町がつくりました障害者福祉のガイドブックのページ26ページにありますけれども、医療の助成のところでは重度心身障害者医療費助成というのがあります。対象者は、重度心身障害者であること、身体障害者手帳1級・2級に該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方、療育手帳A1・A2に該当する方、福祉手当受給相当者、満1歳以上であること、医療保険の被保険者または被扶養者であることとなっております。助成を受けるには、必要書類を添付の上、受給資格認定の申請が必要で、内容を審査し、受給資格者として認定されると、申請日の翌月から助成が開始になるということになっています。

また、医療費の自己負担から重度医療本人の負担の入院2,040円、入院外、外来は1,020円自己負担になりますけれども、それ以上の額の支払いを一旦窓口でしなければなりません。熊本ではどうなっているのかと調べましたところ、熊本市では、自己負担、この窓口の現物給付は、2万1,000円までは現物給付になっているということでした。また、天草の方でもこの現物給付が行われています。県段階では福岡県や宮崎県で実施されていますので、一番いいのは、私自身も県段階で実施するということがいいのではないかというふうに思っていますが、今のところそういうふうに県はなっておりませんので、熊本市や天草市が現物給付を実施している中で、菊陽町でもぜひ検討して、早急に対応できないか、この点について質問をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

菊陽町には、議員がおっしゃられました重度心身障害者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成することを目的としました重度心身障害者医療費助成制度がございます。助成対象として、身体障害者手帳の交付を受けた方で1級または2級、療育手帳の交付を受けた方でA1またはA2、福祉手当受給相当者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で1級に該当する重度心身障害者で、1、満1歳以上の者、2、菊陽町内に住所を有する者または菊陽町外に住所を有する者であって、障害者総合支援法の規定の例により菊陽町が支給決定を行うべき者、3、医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者の全てに該当する方が本町に申請の上、認定を受けることにより受給資格者となり、現在認定を受けた受給資格者数は522人

となっております。

助成額については、医療費の一部負担額から受給資格者が負担すべき自己負担額、入院の場合、同一月の診療分について1医療機関等につき2,040円、入院以外の場合、同一月の診療分または施術分について1医療機関につき1,020円を控除し、さらに高額療養費等の額がある場合はそれらを控除した額が対象となり、医療機関等で支払った医療費の一部負担額の一部を本人の申請により助成金を支給する償還払いの方法としております。

熊本県内で現物給付の方法により助成を行っている市町村は、現在熊本市、天草市があり、両市とも現物、償還の併用により実施されております。しかし、本町を含む43市町村においては現物給付を実施しておりません。

重度心身障害者に対する医療費自己負担分の助成は、他法、他の制度優先を原則としております。例えば所得が210万円を超え600万円以下の40歳の方が入院して、医療費総額100万円の場合、一般的な健康保険の自己負担額は3割なので、30万円の自己負担が生じます。しかし、この自己負担額については、高額療養費制度により21万2,570円が助成されます。同じ世帯で同じ月に70歳未満の人が2万1,000円以上の自己負担額を2回以上支払ったときは、合算して限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

このように、高額療養費には、70歳未満の人の場合、5つの区分の所得要件、その5区分に応じた自己負担限度額、また過去12月以内に4回以上あった場合の4回目以降は限度額が違います。70歳以上75歳未満の人の場合、4つの所得要件、外来と外来プラス入院があるときの限度額はそれぞれ別となっております。75歳以上の方は後期高齢者医療制度による支給となり、70歳以上75歳未満の人と同じような限度額要件があります。

また、特定疾病に係る医療費の助成の場合、自己負担は1か月1万円までとなります。

さらに、企業の健康保険組合に加入されている場合、健康保険法で定められている法定給付に加えて、健康保険組合が独自に給付する付加給付制度があり、その額はそれぞれの組合で異なります。

このように、医療保険制度は複雑多岐にわたっており、幾つもの控除がありますので、熊本市、天草市は、一定の額までの自己負担分については現物給付を行い、それ以外のものは全て償還払いにしており、完全な現物給付はしていないものと思われま。

このようなことから、他法優先を原則とする重度心身障害者医療費助成制度を現物給付とすることは非常に難しいと思われま。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか今の時点では難しいという答弁でしたけれども、やはり重度の心身障がい者、子どもさんがいるところや家族にとって、やっぱり役場まで申請手続きに行くことそのものがとても労力を伴います。もし入院が3か月を超えるようなことになれば、3か月以上の一部負担金を払い続けたままになるということで、非常に熊本市の場合2万1,000円

ですけれども、それ以上のなった場合に、一旦お支払いしないといけないということで、かなり負担が大きいということがあります。

この町がつくりました菊陽町の第4期の障がい者福祉計画の中を見ましても、まだつぶさには見てないんですけれども、やはり手続等がもっと簡素化できればいいとか、地域サポートしていく環境を構築してほしいとか、いろいろは障害者の方のニーズがたくさん書かれています。非常に細かくまとめられているなというふうに思いますけれども、今回はこの重度医療費の助成ということで取り上げましたけれども、やはり障害を持っていることでなかなかできない部分をサポートする、また手続もかなり簡略化していくということは必要ではないかというふうに思います。

この場合、ぜひ県段階でもこういうふうに取り上げてほしいということで、私たちもこれから要望していきますけれども、町としてもぜひそういう声を上げていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） 先ほど申し上げましたとおり、本町を含む43市町村にはまだ現物給付を実施しておりませんので、他団体の動向も踏まえながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） かなり担当課の課長さんから詳しくお話をいただきまして、こういう医療費の助成の場合は、ほかの法律との関係とか、所得がどうであるとか、非常に細かい仕組みになっていると思いますので、ぜひ委員会等でもその辺の中身をきちんと説明を私たち議員にも分かりやすくしていただいて、今後ともそういう町民の方の要望にどこを改善すれば応えることができるのか、そういうことで取り上げていきたいと思いますので、委員会にもぜひ資料をお願いしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） 議員がおっしゃいました宮崎、福岡と取り組んでいるところもございますので、そういった状況が把握できるものについては委員会の方に資料を提出してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それではぜひ、6月議会も2日間委員会がありますので、そのことを要望して、次の質問に移ります。

次は、みなし寡婦控除制度についてです。

婚姻歴のない非婚ひとり親家庭にも寡婦控除の適用ができないかという質問です。

これは、夫や妻と死別したり離婚したりした後、結婚せずに子どもを育てている場合などに、所得税や住民税を軽減する制度があります。所得税法上の寡婦控除です。しかし、同じよ

うに結婚せずに子どもを育てているのに、婚姻歴のない非婚ひとり親家庭は寡婦控除を受けることができません。非婚のひとり親家庭にも寡婦控除の適用ができないか、この点をお聞きます。

○議長（渡邊裕之君） 福祉生活部審議員子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、今御質問がありました、婚姻歴のない、いわゆる非婚のひとり親家庭にも寡婦控除の適用ができないかの御質問に対してお答えいたします。

平成25年12月、最高裁判決を受けまして、遺産相続についての民法が改正され、結婚している男女間の子どもと結婚していない男女間の子どもの相続分は平等になりました。これを受けまして、結婚歴の有無で保育料などの負担に違いがある寡婦控除につきましても改正を求める声が出てきております。

所得税法や地方税法に基づく寡婦控除は、結婚して夫や妻と死別あるいは離婚した人で扶養親族がいる場合に認められる所得控除でありまして、結婚歴が条件となっております。平成26年1月に日本弁護士連合会は、寡婦控除の適用を結婚歴のないひとり親にも適用できるよう、所得税法の改正を求める要望書を総務大臣に提出されたところであります。

全国の自治体の中では、非婚のひとり親家庭にも寡婦控除をみなし適用しまして、保育料などを減額しているところがありますが、県内では熊本市がこのみなし適用を行っております。

こうした中、平成26年3月に寡婦控除の取扱いにつきまして政府見解が示されました。その内容は、寡婦控除の適用を結婚歴のないひとり親に拡大するための所得税法の改正につきましては、平成26年度税制改正大綱において、家族のあり方にかかわる事柄であることや、ほかの控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行うとされたところであります。そして、平成27年度税制改正大綱においても今後の検討課題となっております。

以上のことから、町としましても、保育料の算定等に寡婦控除があるものとみなして適用し、市町村民税を修正して保育料を決定するということは、非婚の場合の寡婦控除が税法上適用されていない現状におきましては困難であると考えます。

寡婦控除の見直しに関する新聞報道によりますと、財務省は、個別の税の優遇策は各省庁の要望を受けて議論すると、ほかの控除も関係するので、全体で議論しなければならない、あるいは総務省でございますが、勝手に控除の対象を変えるわけにはいかないとの慎重な姿勢をいづれもっております。

町では今後、寡婦控除の税制改正につきまして、国の動きを注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今答弁では、寡婦控除については国の方針もあるのでなかなかできないということでしたけれども、大体この寡婦控除の対象、みなしする、非婚の方の場合の対象

者が何名ぐらいかということと、それから私たち、ほかの自治体でも、この寡婦控除のみなし寡婦控除制度を使って、かなり保育料に差が出て、保育料の軽減ができるということがあるんですけども、そういうことがどの程度できるのかということです。

それから、今課長もおっしゃったように、最高裁が出した憲法が保障する法もとの平等という立場から、婚外子差別はしてはならない、日本が批准して30年を迎える女性差別撤廃条約は、子育ては男女及び社会全体がともに責任を負うことが必要であると明記しています。そういう立場からも、ぜひ未婚で子育てする女性にも、保育料を算定するとき寡婦控除制度適用を早急に対応していただきたいと思いますが、対象人数、それと今お話ししました保育料への影響など、分かりましたらお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今年の6月2日現在で、菊陽町内の方でいわゆる未婚の方、いわゆる戸籍上婚姻をされてなくて、お母さんと子どもさんがいらっしゃる家庭でございますが、町内で33世帯ございます。そのうち、保育所、町内の15の保育所に行かれてる方が13世帯ございます。

あと、寡婦控除の適用というのは、いわゆる所得税で一般に27万円、あるいは所得が500万円以下で扶養親族が子どもであれば35万円の控除になるわけですので、そのところはメリットあるんですが、先ほど申しました、保育所を今利用されている方の13世帯の方でも、ほとんどの方が市町村民税が非課税世帯というところでありますので、さらに保育料の分につきましては、母子世帯については一般世帯よりも優遇されたところの保育料になっておりますので、現状としては、大きく、おっしゃるような税法と違ったところでみなし適用までするということまでの必要はないと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今は必要性がないということでしたけれども、やはりそういう適用の方がいれば、ぜひ温かく対応していただきたいということを述べて、最後の公立保育所の民営化について移ります。

1つは、町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会の答申書の内容はどのように出されたのかについてです。

皆さんも御案内のように、この公立保育所の民営化については、私は何度も議会の中で取り上げてきました。今回改選になりましたので、改めて質問をしたいということで、このことを取り上げています。

菊陽町の公立保育所の民営化は、平成21年3月の民営化検討委員会の答申で出されていますが、その民営化が出された大きな背景には、平成16年度からの公立保育所運営費や施設整備費の一般財源化、また行財政改革で、民間でできることは民間でという大きな国の方針といえますか、ベースがあった中での民営化検討委員会ではなかったかなというふうに思いますが、こ

のときは、さくら園、武蔵ヶ丘第一・第二のどちらかということでした。しか民営化の園が出されてきたかと思えます。そのときのもみじ園につきましては、今回は耐震が不足ということであるわけですが、このときも伊藤先生が取りまとめておられると思えますが、もみじ園は定員60人で、保育所の希望的要件に満たないため、直営保育所として町が直接管理することが望ましいというような民営化の答申でした。

それで今回、1つ、この答申がどういう内容かというのをお聞きしますのは、1つは、そのもみじ園の耐震化とともに、今後公立保育所、菊陽町の公立保育所をどういうふうに充実させていくのか、どういう役割を持っていくのかというのが私は非常に大事だというふうに思っています。もちろん公立で全て残してほしいというふうには思っていますが、何を公立保育所の役割に持っていくのかというところです。この答申の21年の中にも、公と私の役割分担の中で、公立保育所に求められているのを少し読み上げてみます。この時代からしますと、随分私立が7園できて、大きく町の様相も変わっているわけですが、やはり私は、この公立保育所の大事さというところでは、ここに上げてあるところはとても大事だというふうに思っています。

1つは、地域における総合的子育て支援の中核施設としての役割、2つ目に、特別な支援を要する児童など養育困難ケースへの対応、3つ目に他の公的機関との連携による子育てネットワークの中心的役割、4つ目に、人材育成のための保育実習、保育体験機関としての役割です。

私も、実際町内にある幾つかの民間の保育園も、もちろん文教厚生常任委員会に属していましたので、何か所か見学をさせていただきました。私立は、もちろんプールやいろいろ特化して、非常に努力されています。その私立が努力されているのは、その努力を応援していくというのはもちろんなんですけれども、今子育てが非常に困難、また子どもの貧困がある中で、公立保育園がこれからどういうふうにこの菊陽町で役割を果たしていけばいいのか、民営化の議論の財政的な議論だけではなくて、やはりそこは非常に大事なところだというふうに思います。公立保育所の園長先生や保母さんたちのお話を聞いていますと、やはりこの間ずっと保育観、全面発達を大事にした保育観の実習とかをされています。小学1年生になかなか入るときになじめないときには、小学校と連携して、夏休みに小学校で模擬学校体験、そういうのはやはり公立保育所だからこそ、そういう小学校と一緒にできるのではないかと改めて感じました。

また、園長先生は、大変時間が忙しい中、そして今、今年度から新たに子育てのシステムも変わりましたので、非常に管理も大変な中に、子どもたちのつまずきや、そういうのも大事にした研修、自分で資料をつかって、同じ保育園内の保母さんと一緒に研修をされていました。

また、子どもたちが非常に狭い場所で豊かに保育ができるようにということで、家の雰囲気を持たせる、もみじ園なんかは特に、細かく区切って家の雰囲気が出るような、そういう子育てもされてて、それはもう10年ぐらい取り組んでいるということでしたけれども、私は非常に

感心をしました。

こういうふうには、民営化の議論をしていくときに、民営化の議論だけではなく、やはり公立の今までの役割をどう発展させていくのかという議論がどうしても必要ではないかということで、改めてこの問題を取り上げています。

それで、この今度の答申書がどういう内容になっているのか、また私が今懸念します公立保育所の、特に公立保育所の内容、また果たす役割、非常に子どもさんたちがこれから増えるのは間違いないわけですので、そういうところをどういうふうにつまえておられるのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、質問通告にありました町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会の答申書の内容はどのようなものになっているかについてお答えいたします。

まず、町立保育所もみじ園の建て替え及び民間活用につきましては、今年4月に町民参画・協働推進条例第3条の基本原則に基づき、同条例第7条第1項第3号に規定します、これは附属機関としまして、御質問の検討委員会を設置しまして検討を行ってまいりました。この検討委員会は、4月28日及び5月19日の2回開催されまして、この委員会の議論を踏まえて、5月26日に委員長から町長の諮問に対して答申書が提出されたところであります。

まず、1つ目の諮問の項目でありますもみじ園の建て替え及び運営における民間活用につきましては、もみじ園の建て替えは耐震強度不足への対応であり、園児の安全・安心や保護者の不安解消のため早急に行うことが必要であり、その方法としましては、その後の運営も含めまして、民間事業者により行う民間活用が適当との考え方が示されたところであります。

その理由としましては、まず第1に、公立、私立で子どもの保育や保護者の支援について基本的な違いはなく、むしろ弾力的な運営という点では、民間の方が予算措置などにおいて早急な対応が可能であること、2番目としまして、町としては民営化により捻出された財源を広範な子育て環境整備に充てるのが可能になるということでもあります。3番目としまして、公立、私立それぞれに特徴があり、園児や保護者の多様化するニーズへの対応も踏まえ、選択肢を増やすことが必要であるということです。それと、4番目としまして、今議員も言われたように、平成21年5月に策定されました菊陽町の公立保育所民営化計画は現在凍結となっているところでございますが、この平成21年3月に提出された公立保育所民営化検討委員会からの答申にある民間活力の積極的活用が必要との方向性は現在も変わらないこと、そして5番目としまして、公立保育所の役割や具体的にどの園を民営化するかは、当時と保育環境が現在は変化しておりますので、再度の見直しが必要であるということ、最後に6番目としまして、今回のもみじ園の対応というのは、早急な建て替えが必要なことから、この見直しの中で行うのでは遅く、公立保育所民営化計画とは別に考えるべきであるということが理由として上げられます。

次に、2つ目の諮問項目でありました引受法人の要件及び選定については、一時的な保育施設であります仮設園舎での保育期間をできるだけ短くし、新園舎を一日も早く完成させることが望ましく、引受法人の公募に当たっては、既設の社会福祉法人で、地理的要件を基本的に熊本県内とするけれども、町内または隣接する市町村において事業を実施している法人が望ましいとするなどの応募条件をつけて、経済的基礎等の設置認可資格要件の審査が迅速にできるような工夫をすべきとの考えが示されております。

最後に、3つ目の諮問項目であります、移管に当たって留意すべき事項につきましては、民営化後も保育サービスの質の維持向上が図られることが不可欠であるとの認識のもと、先の検討委員会で議論されました意見、あるいは保護者会によるアンケートの意見、あるいは公立保育所民営化検討委員会の答申で示された内容を踏まえまして、次の5つの事項が上げられたところであります。

まず第1番目、保育所の名称は今と同じ「もみじ園」とすること、2番、保護者及び地域住民への説明及び意見交換を行い、できる限り要望に応えるよう努めること、3番目としまして、園児への影響を考慮し、民営化前後に合同保育を行うなど、保育環境の急激な変化に配慮すること、4番目としまして、引受法人の安定的な運営のため、備品は無償譲渡及び土地は無償貸与とすること、5番目として、職員の意向を踏まえた上で、在園児への影響を考慮すると、臨時職員さんの継続雇用を働きかけるといったことで新しい保育所で採用されることが望ましいということでございます。

なお、あわせて、現在凍結しております公立保育所民営化計画につきましては、見直しを行いまして、先ほど議員が言われた公立保育所の役割、そういったのを改めて検討するよう答申があったところであります。

以上のようにこの検討委員会からの答申を受けましたので、町では今後、地域住民の方を対象に説明会を開催し、もみじ園の民間活用に関する計画書を策定したいと思います。その後、7月に公募を開始し、8月に引受法人を選考しまして、9月からは引受法人の県の認可手続あるいは建築設計等、今後の改修に向けた準備を行っていきたいと思います。

今後とも、議会議員の皆様、保護者、地域の方々、関係者に対して丁寧な御説明と意見交換を実施してまいりたいと考えますので、皆様の御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件について私の方からもお答えしたいと思いますが、これまで何度も申し上げてまいりましたが、今回のもみじ園の改築は、同園の耐震診断結果を受けて、緊急的な対応として安全・安心な新しい保育施設を整備するものであります。その整備に当たりましたが、子育て支援課長が申しましたように、もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会でも議論をいただき、答申を得たところであります。

この答申を踏まえまして、議会議員の皆様、それから保護者、地域の方々、関係者に対して

丁寧な御説明と意見交換を行いながら、皆様の御理解をいただき、国や県の補助制度あるいは民間の資金や人材を活用することで早期での新園舎建築の実現を目指していきたいと思っております。

一番大切なことは、もみじ園で生活をする園児の安全であります。そのことを御理解いただいて、議員各位におかれましても、事業の進展に向けましての御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） もちろん子どもたちの、園児の安全、今36人ぐらいということで聞いてますけれども、それは非常に急いでいただいて、仮設をこれから早急につくるということで、それは大事だと思います。

それから、やはり子どもたちが安心して保育が受けられるというところでは、合同保育、以前の答申では、1年ほどそういうのを設けるとというのが前回出されていましたが、この場合は臨時の方が継続して、そこに受ければ雇用できるけど、そうならなければやめるとか、公立のほかのところを希望するとかというふうになればなかなかできないのかなというふうに思いますので、そこはどうなるのかというのを1つお聞きしたいと思います。

それから、子育て支援で財源が浮いた分をもっとほかに、公立から私立になって財源が浮いた分を、前伊藤先生は、もっと子育て支援にそれが使えるというふうにこの答申でもおっしゃってました。当時と変化して、今まだ待機児童も90名を超してますので、やはり非常に、これからのこの計画をどうするのかというのが、待機児童もあわせて非常に大事じゃないかなというふうに思います。

これと、この菊陽町の子ども・子育て支援事業計画が今年の3月にできましたけれども、なかなかこれと今言いました公立保育所をどうするのかというところがもう少しリンクしていないと、この事業計画との関係はどうなのかというの、私疑問を感じてるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 質問が幾つかあったと思います。

まず、第1点の合同保育につきましては、先ほど説明しましたように、先の検討委員会の中で民営化前後に合同保育を行いなさいという答申が出されましたので、期間は1年ということ、以前の民営化計画の中でありましたけど、今後はそのところはもみじ園の民営化計画の中で期間等もちょっと考えていきながら、ただ合同保育はやるというところで考えております。

それと、今お勤めの臨時職員さんについては、十分本人の意向を踏まえながら、今後の新しい保育所の方へ応募されるか、そういったところと、引受法人についてはできるだけ多く雇用されるようにお伝えしたいというところは検討委員会でもありましたので、町としてもしてい

きたいと思います。

それと、今年4月から全国的に子ども・子育て支援事業計画のもとで子ども・子育て支援新制度が始まっております。この町の計画というのは、あくまでも子ども・子育て支援法に基づいた平成27年度から平成31年度までの向こう5か年の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、そういったところの全体の計画でございますので、今回のもみじ園の民間活用とは直接は関係はございません。ただ、今議員がおっしゃったように、今回もみじ園を民間活用にしたときの、いわゆる国、県からの保育所運営費相当のものを具体的に、先ほどおっしゃったように現在待機児童等もおります、それとできるだけ子育てしやすいまちづくりを進めている中で、いろいろな子育て関連の方に財源として活用していくというところは当然考えておりますので、また具体的にその数字分が詳細に出れば、また御説明したいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） いや、私が言ってるのは、もみじ園のことがこれに反映されてないということを言っているのではなくて、もみじ園は耐震化で民営化ということで今議論をしてるわけなんですけど、あと残りの、私自身はもみじ園も公立でそのままやってほしいって、その財源はあるんじゃないかというのはもう既に言っはいますが、あえてそれは置いといたとしても、これからあと7園の公立保育所を、どういう役割、どういうふうな機能を持ってもらったらいいか、臨時の職員が多いという問題もありますから、そこはそこで町がしっかり育てていかなければいけない、そこと、その内容がこの支援事業計画にどれだけ反映されてるんですかというのを聞いてるんですけど。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今後、ほかの保育園の分の民営化等については、やはり先ほどもおっしゃったように、平成21年の公立保育所民営化の答申の中に公立保育所の役割というのがありましたけれども、これについては、この答申が出されて6年経過しておりますので、いま一度公立保育所の役割というところはもうちょっと検討、見直しする必要があります。それを踏まえた上で、先に言いました公立保育所民営化計画をまたつくり上げていくということになるかと思います。

それと、今おっしゃった子ども・子育て支援事業計画との関連性というところは、この分ではリンクをしてこないというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） やっぱり菊陽独自の、非常に菊陽町、子ども・子育て支援事業計画、立派につくってありますので、これをベースに事業をこれから進めていかれると思いますが、やはり公立7園ある、8園ですね、菊陽独自の子育ての優位性がかなりたくさんあるわけですよ。そういうのがこういう事業計画の中にしっかり反映させていってほしいと思いますが、そ

こはどうなのかなというのが1つと。

あとは、今非常に待機児童が多い問題と、今後の人口の動態等入っています。このページ25ページにも、ゼロ歳から2歳児の教育・保育サービスの量をどのように確保していくのが課題であるというふうに言えますと書いてあるんですけども、この課題のところをどう計画していくのが大事なんですよね。待機の問題も、今待機が大きな問題になってるのは、やっぱりゼロ歳から2歳児の問題なので、この辺をどういうふうに事業計画にしていくのかというのが見えないと、菊陽町の独自性がちょっと見えづらいと思うんですが、その辺は、今後補足とか、また委員会等でも、こういうふうには実際は、ここには反映させてないんだけど、こういうふうを考えてやっていくんだというところがあればぜひ出してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今議員の方から言われましたいわゆる待機児童でございますが、今年4月1日で94人おります。その大半は、今おっしゃったようにゼロ・1・2歳でございます。

今後、この子ども・子育て支援事業計画の中では、向こう5年間、一番保育ニーズが高いそのゼロから2歳までの方の受け皿も当然ニーズに応じていくということで、まず主なところは、幼稚園が保育所機能を持った認定こども園のところでの受入れの枠を増やしていく、あるいは小規模保育所と申しまして、主にゼロ・1・2を受け入れる、定員が19人以下、6人から19人ですが、その辺の小規模保育所の分を今後整備をしていくというところで考えておりますので、この待機児童対策につきましては、そうした3歳未満児の方の受入れできる施設整備を向こう5年間で整備をしていくというところで計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） もう質問は終わりますけれども、私たちは、これだけ町が力を入れて、例えば第4期の菊陽町障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）、ここにはいろいろな要望がたくさん入ってます。障害児の保育園の通園や、安心して放課後や長期休暇の事業所が欲しいとか、子どもが安心して育てる環境とか、親同士のコミュニティが欲しいとか、非常に細かく書かれて、私はすごいなというふうに思っています。また、今菊陽町の子ども・子育て支援事業計画も、かなり努力をされています。

これは、私たち自身も、議員として、やっぱりしっかりとこのことを勉強して、やはりいろんなことを提案していくときにはこれをベースに提案していくわけですので、もう少しその中身のところ、今言った待機児童の問題なんかはどういうふうに反映させているのかとか、疑問に思っているところもありますので、それはまた委員会でしっかり質問させていただいて、お互いにこの内容がよりよきものになるようにしていきたいというふうに思います。

それから、地方創生で、恐らく地方創生のまた総合戦略とかをつくらないといけないと思う

んですけれども、それも一緒に、ほかの町と同じようなのをつくれればいいということではないと思いますので、やはり今の、私たち町のつくっている基本計画とどういうふうにそこをリンクさせていくのかという総合的なやっぱり議論をお互いに行政も議員もやっていくことが、非常にこれから、今の町の方向性を決めていく上で大事だと思ひまして、この質問をさせていただきました。

これで質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時50分

再開 午前11時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。

本日は、大変梅雨の蒸し暑い中に傍聴席もお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、口之永良部島が大きな噴火をいたしまして、本町の姉妹関係にあります屋久島町にも避難民の方がたくさん来てらっしゃるということで、それぞれ御苦勞をしのんで、慰勞を申し上げたいと思います。

それから次に、第3期目の議席を獲得させていただきまして、町政にかかわる手段を私にお与えいただきまして大変ありがとうございます。お礼を申し上げます。

今日は、選挙のときに私が公約として掲げて皆様にお訴えをしたことについて、まずは質問の皮切りというふうにしたいと思います。

改選後の最初の議会でございますので、それに当たりまして、いつも確認していることをもう一度申し上げたいと思います。議会には3つの大きな役目がございます。1つは、団体意思の決定です。例えば、一番大きなことは予算、予算を決定する、議会が決定をしないと執行できない。団体意思は、議会で決定をいたします。それだけに非常に責任が重いということですね。団体意思を決定する。そのほかにも、大事な問題は議会に必ず上がってまいります。それから、首長、本町の場合には町長ですけれども、それから執行部の業務執行状況について監査をし評価をするという役目ですね。それから3つ目には、これはまだ余りできておりません、今後はこの点が大事になっていくと思いますが、立案、議会が立案をしていくという、そういう役目に今後は取り組みたいというふうに思っております。

重ねて申し上げますが、いつも申し上げておりますけれども、地方議会には、国会と違ひまして、与党、野党あるいは首長派、ここで言えば町長派あるいは反町長派、そういったものは

ありませんし、存在するべきではないと思っております。ただあるのは、議案に対する真剣な向き合いですね。それと、その議案に対する評価、賛成、反対、それだけだろうというふうに思っております。

地方議会の、今日一般質問を行います、一般質問は、国会とは違いまして、国会というのは、次に自分たちが政権をとるといふ野党の思いがありますので、どうしても与党を責め上げるといふこととなりますが、地方議会は二元代表制でありますので、国会とは違って、執行部をやりこめるという意味の一般質問ではございません。理不尽な政策とか、納得いかない実行があった場合には、それは対立的な図式になるかもしれませんが、大方は町の政策全般についてただして、あるいは議員から提言をして、情報や問題を住民、執行部、議会が共有するために質問をすると、そういう性格が基本であろうかと思っております。今日はそういう立場で改選後第1回目の質問を行いたいと思っております。

御覧になれば分かりますように、町の将来像についてただしたいというふうに思っております。

公私ともにちょっと忙しい局面もありましたので、余り詳しい調査はいたしておりません。今日はただ、町の大きな方向について、傍聴者の皆さんも含めて情報を供給したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、執行部については、答弁はできるだけ簡単に、それから説明が先じゃなくて、結論を先に言っていただいて、できるだけ簡潔な形で質疑応答が進むように御配慮、御協力をいただきたいと思っております。

それでは、あとは質問席に移って質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 1番目、菊陽町の将来の形について、司馬遼太郎先生に「この国のかたち」という著書がございますけれども、菊陽町の形について質問をしたいと思っております。

町長のこれはもうしょっちゅう言われることで、人口4万人を突破いたしました、大変勢いの町になっておりますと、そのとおりであろうと思っております。ただ、こういったことは一日にしてできるものではなくて、現在の町長の御努力ももちろんありますけれども、昭和55年の提言を皮切りとして、長い間菊陽町の執行部ないし議員の方が取り組んでこられた結果がこの4万人になってるかと思っております。

ただ、それを見てもみますと、当時、箱物にほかの自治体が一生懸命になっているときに、菊陽町は、都市のインフラ、上水道、下水道、道路、そういった都市のインフラ、区画整理、そこにしっかり努力をして、今日人々が住みやすいような形をつくり上げていったというところに私は大きな発展の糸口があるかというふうに考えておりますが、4万人を突破しております、ともあれ。市内、熊本県内では、もう既存の市よりも大きな町になっております。

ただ、今までお聞きしますと、4万3,000人が最高ではないかという話をよくよく聞きますが、それ以上の増加は見込めないものか、あるいはもうそれ以上は増えなくていいとお考えかどうか、町の形なんです。端的に言いますと、その単独であれ、あるいは周辺自治体との合

併であれ、市への昇格を考えるか、あるいはもう考えないのか。町長は、現在までは当分の間単独でいくというお答えで来られましたけれども、その辺のお考えについてまずお聞きしたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、議員の御質問にお答えいたします。

御質問にあります人口増加の最大値の4万3,000人という中の人口4万3,000人は、第5期の総合計画において計画期間の最終年度の人口の推定値のことです。

ここで、総合計画の策定につきまして若干説明を申しますと、まず第1ステップとしまして、計画を策定する前に、町の持っているさまざまなポテンシャルを整理します。ポテンシャルと申しますと、人口変動とか道路の状況、学校の状況、それから社会資本整備の状況、それから数々の統計情報、こういったのもまとめて整理いたします。

次に、第2ステップとしまして、現状の整理が終わったところで課題の整理をしまして、住民意識調査等の結果を加味しまして、町の将来像であります「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」を定めたところでございます。

あわせて、第3ステップとしましては、この町の将来像の「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」という目標を実現するために必要な行政サービスの量、それから種類を算出するために、並行して総合計画最終年の推計人口を算出することになります。その数値が、現在の総合計画では平成32年度に4万3,000人ということでありまして、人口の最大値ではないというような見方でございます。

次に、先ほど議員も申されましたが、人口の増加を見込めるか否かでございまして、先日町長の行政報告でも紹介しましたとおり、去る4月6日に住民基本台帳ベースの人口が4万人を超えております。また、これを国勢調査ベースで見ますと、熊本県の推計人口調査では、4月1日には既に4万646人ということで、平成27年の人口見通しの4万102人を上回る状況でございまして。

このような中、今年10月1日現在で全国一斉に平成27年国勢調査が実施されますが、その中の人口見込みでは、人口は4万1,000に迫るといった状況ではないかというふうに考えております。現在の総合計画を基本に、社会情勢、経済情勢の変化や町民の意向、希望を加味し、それから後期基本計画を策定していくこととなりますけれども、今後は人口はずっと伸びていくというふうに考えているところでありまして、しっかりとした後期の基本計画を策定することが必要と考えております。

それから、最後でございますけれども、議員が言われます市への昇格ということでございますが、正確には市制への移行ということになるかと思えますが、市の要件が地方自治法第8条第1項に規定されております。この中で、人口5万人以上をはじめまして幾つかの要件がございまして、現時点では菊陽町は人口4万人でございますので、まだ市制を考える段階ではない

というふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 町長にお尋ねします。

今課長から答えを聞きましたけれども、それと同じようなことだと思っていいのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今総合政策課長が申しあげましたのは私の考えと一緒にありまして、そういうふうに捉えていただいて結構だと思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、従来どおり、当座は単独でいくということですかね。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 市を目指していっとる他の町があるところがありますけれども、そういう事例を見ていると、この市を目指すためには、国勢調査の結果で人口が5万人以上を超えとるとというのが条件であります。それで、今回の、今年も国勢調査がありますけれども、その時点で、もう既に住民基本台帳上は人口5万人を超えているところも、今回の10月の調査の結果によって市になれるかどうかということは決まってくるようでありまして、そういう、次の、今年の調査で5万人を超えるようなところはもう市に移行しようということで機運が高まって活動されておるところもありますけれども、本町の場合は、今回は、さっき言いましたように、今年の10月で4万1,000人を超えるかどうかということでありまして。人口があと約1万ぐらい要るわけがありますけれども、やはり10年間ぐらいはかかるんじゃないかと思えます。

そういった中で、現段階でこの市制を目指すというようなことはまだ考えられない状況ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今のお答えであれば、次の2番、3番については少し質問の趣旨を変えないといけないかと思えますが、それに沿いながら質問をしたいと思えます。

人口5万人というのは市としての最低の条件ですね。いずれにしても、現段階では言えないとしても、一つの方向として、全国の市町村長会あたりでは道州制の施行に反対というふうな立場で来てらっしゃいますけれども、自民党はあくまでもこの道州制をやるというふうな基本方向でいるという状況です。そうしますと、この道州制が採用されると、先ほどは10年の話が出ましたけれども、とすれば、そのときに、その町村民、町村が行政の一つの最低の単位として生き残れるかどうかという疑問を私は持っております。やはり最低市ではないかということですね。それでないと将来の形はとれないんじゃないか。その大きな方向を踏まえますと、どうしてもやはり、単独であれ、あるいは近隣の市町村とその合併をするのであれ、市への移行をやっぱり考えざるを得ないんじゃないかと、大きな方向として。

今、日本で1億2,000万の人口があると言われておりますけれども、この中で市町村民はど

のぐらいいろと思われませんか。愚問かもしれませんが、どなたかお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 答えられますか。データございませんか。

（「データちょっとない」の声あり）

ないですか。じゃあ、すいません、取り下げていただいて、次の質問にお願いいたします。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 質問に書いてないから資料もないかと思いますが、通称1,500万人と、市町村民は1億2,000万の中の1,500万人と。

これは何で知ったかと言いますと、広報の講習会がございます。そのときに、市町村の広報の講習会なんですよ。もう市町村の講習会がなかなか成り立たないような状況になりつつあると。

○議長（渡邊裕之君） 市、町村ですか。

○17番（甲斐榮治君） 失礼しました、町村ですね。町村の広報委員会が成り立たないような状況になりつつあると。1,500万がその町村民であるということですよ。

そういったことを考えますと、やはりこの人口増、それから市への移行、これは大きな方向として考えておくべきではないかと思いますが、町長、その辺についてはいかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 道州制の話をされましたけども、この全国町村会の中でも、道州制については、熊本県もそうではありますが、道州制には反対というようなところが出ております。

と申しますのも、道州制、今ちょっとその話題が最近出てきておりませんが、その道州制というのは、大体人口を20万から30万で基礎的自治体として固めていくというふうな話ですけども、以前どなたかの質問のときも答えましたように、熊本県の人口、もう既に180万人は割っておりますけども、180万人としても、道州制が来た場合にその基礎的自治体として残れるのは、熊本市が大体70万ぐらいを超えていますから、そこは一つの熊本市として残るでしょうけど、あとは20万から30万でくくっていくと、残りの100万人ですので、それを30万ですると3つぐらいになるわけですね。だから、八代市、そういうところがあっても、その基礎的自治体の一つになっていくんじゃないかと思えます。

現在止まっておりますので、またこれから先の中で日本がどう変わっていくかということの中でその道州制のことも論議されるかと思えますけども、そういう意味で、まだ、たとえ市になっても、そこでそのまま残っていけるかどうかというのは国が示す基準がどう出てくるかで変わってくるので、単独での市ということは、特に、さっき言いましたように、先進地の事例では、今回の国勢調査で5万人を超えて市になろうと動いておられるところも人口が減り出したということで、また450人ぐらい減ったというところもあるということでもあります。そういう状況の中で、きちんと、もう大丈夫というようなところが、まちづくりとしては、これからもこの人が、今のような多くの人に住んでもらおうというふうなことが大事でありますけれども、市を目指したいというところはまだ今の段階では早いというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） この件についてはもうこのぐらいでやめますけれども、詳しくは調べておりませんが、私がお会いする町民の方々の関心は、1つはその辺にございます。熊本市の、政令市の、75万政令市の隣に、やっぱり20万人、10万人ないし20万人、そういった市が、しかも財政力が健全で勢いのある市が存在して、熊本市と正しい意味での競争関係をつくっていくというのは、これは熊本県にとって大変有意義なことではないかという意見が、よくそういう意見を聞きます。町長ももちろん聞いてらっしゃると思いますけれども。そうしますと、やはりその辺も視野の中に入れながら周辺自治体ともかかわっていかなければいけないし、町自体も、その産業、教育、福祉、スポーツ、娯楽、住みやすい環境、そういったものを整えながらやっぱり将来に備えなくてはいけないんじゃないかというふうに思います。

そういうことを申し上げて、次に移ります。

2番目です。県指定の地域核としての光の森駅周辺整備とそこを中心とする地域の条件整備について。

光の森という一定の地域をここに書いておりますけれども、これは何も特定の地域に偏った話ではなくて、菊陽町の将来と大きなかかわりがあるという意味でここに光の森という地域を取り上げております。それをまず御理解いただきたい。

ここの1番、2番、3番、これ取りまとめて質問をしたいと思います。

よく私が触れます昭和55年の提言の中では、菊陽町には顔がないという指摘が当時されておりました。その顔を人為的に、ただ自然発生的に任せるんじゃないで、計画的につくり上げてはいけません。顔は2つでも3つでもいいというふうな指摘がしてございます。

菊陽町も、役場を中心とした一つの核、それからもう一つは、当時は三里木周辺だったと思いますが、少し西に移りまして、もう光の森周辺が一つの大きな顔になりつつある。最近では、また土地区画整理の中で、これは顔になるかどうかよく分かりませんが、ヒロセとかドン・キホーテとか、そういった商業施設ができて、何か一定の区画になりつつあるというふうな状況なんです。ともあれ光の森周辺というのは、県もこの計画の中で地域核として指定をしております。その関係から、ここはやはり一つの菊陽町の顔あるいは玄関口としてちゃんと考えていくべきじゃないかという考え方のもとに1、2、3を質問いたします。

まず1番目、主要道熊本大津線、それから合志市の市道建山9号線、これは生協前の道路です。それから菊陽の町道、元味千ラーメンの駐車場前からマックスバリュ光の森店、お分かりでしょうかね、鍵形にこうなっておりますし、新地団地から来るこの県道、これが基本というふうに考えていただくといいと思いますが、大変混雑をしております。最近では、合志市が元味千ラーメンの店があった付近にスクランブル交差点をつくっております。これは合志市と菊陽の境目に当たるかと思いますが、この大変、その常時渋滞が発生するような状況に現在なってます。ある時間帯が、もうどの車も、四方から来る車が全部ストップされて、子どもたちにとっては非常に安全な状況ができてるかとは思いますが、車の側からしてみると大変渋滞

が起きてると、その辺があります。

それだけじゃなくて、例えば花立地区あるいは旧花立地区の既存の地区、それから八久保の既存の地区は、わずか2車線の道路をこっちから向こうに渡るのがなかなか難しいと。農耕者等もなかなか出入りができんという実情にあります。そういった混雑をどう解消していくか。

それから、2番目として、楠中央通り、武蔵中央通りからゆめタウン光の森に至る交通混雑解消のための方策を考えているか。これはもう、麻生田から光の森に行くあの道路ですね。大変これも混雑してます。

それから、3番目、弓削立体橋、ゆめタウンの西側の立体橋を含む県道住吉熊本線及び三里木高架橋、これはゆめタウンの東側を含む県道辛川鹿本線の交通渋滞の改善策はあるかと。

物理的には、バイパスの建設とか、あるいは4車線化とかということが言葉の上では出てくるかと思いますが、その辺、この3点ぐらいについて、町で現在考えてることがあればお知らせ願いたい。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） おはようございます。(1)、(2)、(3)をまとめて答弁したいと思います。

甲斐議員の質問で、県指定の地域核としての光の森駅周辺整備であります。そのことは、熊本県で策定しております熊本都市計画区域マスタープランのその中で、公共交通結節点と生活サービス機能の充実を図る地域核として、水前寺駅周辺地区、上熊本駅周辺地区等の9か所が地域指定されております。その中で、光の森駅周辺地区はその一つとして位置づけされていることを前提として答弁したいと思います。

さて、御質問の路線ですが、1つ目が県道熊本大津線の元味千ラーメン駐車場前から東に向かって、合志市道建山9号線、菊陽町道新山武蔵ヶ丘線を通り、マックスバリュの光の森店がある県道住吉熊本線までの間約3.1キロメートルの区間であります。

また、2つ目が、楠中央通りからゆめタウン光の森に至る路線ですが、熊本市側は熊本市道、熊本北郵便局付近からゆめタウン光の森までは、途中県道住吉熊本線を横断しますが、菊陽町道中迎原線であります。

3つ目は、弓削跨線橋を含む県道住吉熊本線及び三里木高架橋を含む県道辛川鹿本線であります。

これらの路線は、朝夕、休日は多くの車が集中し、慢性的な交通渋滞が発生している状況でありまして、県道辛川鹿本線については、平成25年12月に県道辛川鹿本線福原バイパスが全線供用開始した影響で交通量が増加しているところでございます。

このような光の森へのアクセス道路でもある本路線の渋滞解消は喫緊の課題であります。本路線の交通渋滞を解消するためには、これら県道、熊本市道、合志市道、町道の広域的な2車線化を本町の区域内外で行う必要がありますが、特に弓削跨線橋など沿線に建物が建ち並んでいる路線についての拡幅は難しく、改良計画を立てるのも困難な状況であります。

その他の方策としましては、バスの増便あるいはパーク・アンド・ライドの推進等公共交通機関の充実による交通渋滞低減対策がありますが、これらは広域的に対処していく必要があります。

このような光の森へのアクセス道路の交通渋滞解消の問題に関しましては、昨年12月の甲斐議員の一般質問でもお答えしましたし、繰り返しになりますが、現在熊本県が熊本都市圏全体の交通渋滞解消と公共輸送の充実を図るために、広域的な人の動きの調査、いわゆるパーソントリップ調査を実施しまして、その結果を踏まえ、交通渋滞解消等のための熊本都市圏都市交通アクションプログラムが平成28年度を目標に見直し作業中でありますので、本町といたしましては、この会議の中で、関係機関と連携し、交通渋滞解消のための議論を深めていきたいと考えております。

また、菊池地域振興局に対しましても、県道熊本大津線の交通渋滞解消については毎年しっかりと要望を行っているところでもあります。

さらに、本町では、西部地区の交通渋滞解消の手段として、武蔵ヶ丘小学校グラウンド付近から西に向かったの道路構想を持っております。今年度は事業化が可能かどうかを判断するため調査を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 大体分かりました。

1つは、バイパスの検討も視野の中に入っているということがあったかと思います。ただ、それぞれその熊本県、熊本市、あるいは合志市等との協議も要ることですので、右から左に行く話ではないと思います。また、例えば弓削立体橋、これを4車線化すると簡単に口では言いますが、あれを変えるためには、前後の道路も変えなくてはならない。そうすると、230億円から300億円ぐらいかかるという話も大体は聞いております。

なかなか難しい問題がたくさんあると思いますが、先ほどありましたように、県とよく話し合いをされ、あるいは近隣の市町村ともよく打ち合わせをして、ぜひ、時間はかかると思いますが、解消に向かって努力をしていただきたいと思います。

それから、次に移ります、時間もありますので。

光の森駅とゆめタウンを直接結ぶ高架通路、駅舎と光の森のゆめタウンの売り場、これを直接結ぶ通路、これは下の方の混雑を解消するためにも私はいいいんじゃないかというふうに思っておりますが、その計画も前にあったやに聞いておりますが、進んでおりますか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

光の森を中心とする地域につきましては、特に住民が急増している地域で、住民の増加に伴い、公共交通の拠点でもありますJR豊肥本線光の森駅の利用者も年々増加し、平成26年度の1日平均乗降者数は4,325人です。これは、平成25年度と比較しますと108人の増となっ

ております。

このような中、駅の向かい側に大型商業施設の増床が完了しております。去る4月25日にオープンしたことにより、さらににぎわいが強くなってきております。

さて、御質問についてですが、菊陽町の顔としての光の森駅周辺の利便性を向上させていく高架連絡通路の構想は前からございます。光の森駅から駅前駐輪場及び大型商業施設までの高架連絡通路の整備ができれば、駅前全体の利便性の向上及び光の森駅利用者をはじめとして高齢者や障害者、妊婦等の歩行者の安全確保が飛躍的に向上すると考えております。

しかし、昨年12月の甲斐議員の一般質問でもお答えしましたように、整理しなくてはいけない課題が多く、現時点では構想段階であるということでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 整理すべき問題がまだあるということですが、言えること、言えないこと、この場であると思えますけれども、いずれまた勉強に行きたいと思えます、何が問題なのか。

それから、この関連として、5番目に行きますが、菊陽町の玄関口として、光の森駅周辺の通路、施設の状況、この前の私の質問では、何も変更する必要はないというふうな答弁であったかと思えますけれども、光の森駅の性格を考えたときに、あそこ、今駐輪場は町が整備をある程度されましたので、はみ出しは今なくなっております。ある程度整然とした入り方になっております。それはそれでいいんですが、前に指摘しましたラウンドアバウト交差とか、あるいは観光バスがあそこにはよく発着しております。それから、合志市あたりの通勤の人たちは、ほとんどこの光の森に来てますですね、駅に。こういう状況があります。そうしますと、あそこのおりてゆめタウンの方に向かう道もありますが、あの辺のプロムナードの整理とか、イメージの問題です、今度は、核としてのイメージの問題、そういったものも必要じゃないかと。

それからもう一点は、「とーくらんど」で、今住宅の展示場ができてますですね。あちらからつけかえ道路が出てくるようになってます、あの光の森の西側に。これ非常に出にくいし、危険です。それから、何か北郵便局からずっと裏を通過って、高架橋の下をくぐって、そして今のその道路につながってくるんですが、これも非常に危険で、運転しにくいですね。その辺の整理も、どうしたらいいか分かりませんよ、整理もやっぱり必要じゃないかという、そういう気持ちでいつも見ております。ですから、まだその光の森の駅周辺については整理の余地があるんじゃないかという意見を私は持っております。

次に、大型交番の問題も出しておりますけれども、それも含めてお答えいただきたい、今のままでいいのかどうか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） それでは、お答えいたします。

昨年12月の甲斐議員の一般質問でもお答えしましたように、光の森駅前ロータリーにありますバス停やタクシーの停車場、送迎車の滞留所については、警察等との協議によりまして適正な位置に配置してあると考えております。

また、自転車駐輪場につきましては、419台分ありましたが、大型商業施設の増築によりまして、駅前で、町道を挟み北側に平成26年5月に駐輪場460台分の整備を完了してしておりまして、駅前駐輪場94台分を合わせると560台の確保ができています状況にあります。

このことによりまして、駐輪場につきましても、適正な配置で整備が完了してしておりまして、駐輪場を統合拡大したことで、放置自転車等がなくなり、駐輪台数も増加しておりますので、駅前周辺はすっきりし、利便性が高まっていると思っております。

また、ラウンドアバウト交差点の件に関しましては、町民の方から御提案をいただいたところでありましたので、情報収集の途中経過について、昨年12月の甲斐議員の一般質問でもお答えをしたところであります。

その後も、情報収集と平成26年8月8日付で国土交通省より通知がありました望ましいラウンドアバウトの構造についてによりまして、県警担当者からも意見をいただきながら、本箇所に適用可能かどうかを構造面から検討してまいりました。

構造についてであります。ラウンドアバウトの計上については、正円または正円に近い形状とすることが望ましいとあります。現在光の森駅西側にありますロータリーはトラック型でありまして、正円に近い形状とは言いがたいものであります。また、既存ロータリー箇所に正円にてラウンドアバウト交差点を導入しようと考えてみましても、北側から駅に向かう町道武蔵ヶ丘東中央線及び東側から駅に向かう町道杉並木線の延長戦がラウンドアバウトの環状交差点の中心へとは向かっていないという事実がございます。そのため、ラウンドアバウト標準形状からは大きく外れるものでございます。そのため、標準形状から逸脱した構造であるため、安全性について十分な対応が可能と言える交差点ではありません。

以上の理由により、光の森駅北側交差点をラウンドアバウト交差点にすることは非常に困難でありまして問題があると考えておりますので、ラウンドアバウト交差点を導入する考えはございません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 考え方分かりました。もう既に、これは光の森駅ができるときにあの辺の総合的な形が考えられてあれば、今日のようなことはないかと思えますけれども、もう現在、家が建て込んでしまって、諸施設がずっと詰まった状態の中で、なかなかそれをつくり直すとか、そりゃ非常に難しいというのは分かりますが、ただ私が申し上げたいのは、あそこの光の森駅周辺が地域核として県の指定を受ける、菊陽町の玄関口としての役割を果たすならば、それにふさわしい、ちょっと都会的になさういう、何ていいますか、物の配置といえますか、姿といえますか、そういったものを考えていっていただきたいと、こういうことです。

ですから、ラウンドアバウトの件も一つの例として出しましたけれども、事情は分かりません。だけど、そういった、例えばその、本当に都会的な一つの顔としての雰囲気、それをやっぱり持たせれば、また菊陽町のあり方も変わってくるんじゃないかと、そういった意味で申し上げました。

それでは、6番の大型交番、これはまた後で誰かが質問するかと思いますが、この設置の進捗状況についてどうなっているかお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務部審議員総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） おはようございます。

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

この質問につきましては、昨年12月の議会定例会において、甲斐議員、中岡議員、佐藤議員と同様な質問があつとるかと思っております。これまでの取組状況について御説明いたしたいと思っております。

本町は、大規模な住宅街の開発や大型商業施設、大企業の進出などにより人口は激増し、その結果、交通事故や犯罪件数が多発しております。昨年1年間の菊陽町内で発生した自転車やオートバイの窃盗犯などの含みます刑法犯認知件数は371件であり、大津警察署管内で発生している件数の約半数が菊陽町で発生しております。

平成23年3月に熊本県に対しまして1万2,646名分の署名を提出し、大津警察署管内の警察力の強化について要望活動を行っております。

また、町としましても、熊本県警察本部や大津警察署に対しまして、機会あるごとに陳情、要望活動を行っております。

このような中、平成25年8月に熊本県警察本部から警察署再編計画案が発表され、この計画案では、熊本市北区と合志市を管轄区域とする新たな警察署が熊本市北区内に新設されることでした。これに関しまして、合志・菊陽交番の扱いがどうなるのか、大津警察署管内の警察力がどうなるのか不鮮明であり、この計画案に対するパブリックコメントに、多くの町民の方が菊陽町における警察力の強化に対する意見、特に大津警察署の菊陽分署、また光の森交番の設置、警察官の重点配置などの要望、意見を提出されておられます。

これを踏まえて、9月25日に町、議会、町民連絡協議会のメンバーの皆様と一緒に、光の森交番の新設など菊陽町における警察力の強化を求める要望書を県知事、県議会議長、県警本部長にそれぞれ提出しました。

さらに、10月2日には安全・安心なまちづくり町民大会を図書館ホールで開催し、650人を超す多くの町民の皆様に参加いただき、県に交番新設などを求める決議を採択し、1つ、大津警察署菊陽分署か菊陽光の森交番の新設、2つ目、警察官の重点配置、3つ目、警察機動力の充実を求める決議書を後日県警本部と大津警察署に提出しております。

さらに、平成26年度においても、熊本県警察本部に対しまして同様の要望活動を引き続き行っております。

警察力の強化、交番の新設に関しましては、多くの自治体で要望が出され、町としても相当の努力が必要と考えており、今後も熊本県、熊本県警察本部に対しましては可能な限りの協力をするとともに、継続的な要望活動を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 毎回同じような答えなんですが、その経過については、もう我々も知っておるところですよ。ただ、いつまでもなかなか、相手がおることですから難しいとは思いますが、なかなかこの形が見えてこない、どうなるんだろうかと、立ち消えになるんじゃないかなろうかという不安も地域の住民の方にはあります。

大体どのぐらいの目途で町はこの問題について決着をつけるといいますか、言いましたように、相手があることですから難しいと思いますが、どのぐらいの目途で考えてらっしゃるか、町長いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、熊本北区と合志市を管轄する新しい交番が平成30年春に設置される予定となっております。それを目指して、町としても光の森交番の新設を要望しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 平成30年とおっしゃいましたかね。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 平成30年の春、3月でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） では、平成30年の春以降でないとその問題は動かないということですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 平成30年3月までには新しい交番の設置をお願いしたいということで考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 分かりました。記憶しておきたいと思います。

それでは、もう時間もあと11分ですので、次に移りたいと思います。

3番目、この熊本県との提携及び県施設の誘致についてですけれども、2つに分けておりますが、一遍に質問をしたいと思っております。

熊本県は、南海トラフ地震が起きた場合の災害復興拠点として、阿蘇くまもと空港、県民運動公園、熊本港を指定し、その構想は既に動き出しております。これはもう総合庁舎の中に事務局が何かできたということを知っておりますが。

これと関連して、菊陽町ができることはないのか、それは何か、また県との提携に取り組んでいるかどうか、人的な組織的な結びつき、そういった面で努力をしておるかどうか。

それから、よくこれも何度も出てきますが、今言いました交番、それから藤崎台野球場の移転、それから武道場等の移転の問題が出て、その誘致をするべきではないかという意見が、これもこうかんによくあります。積極的に動かなければなかなかこういう施設は来ないと思いますけれども、先ほどから言ってますように、この菊陽町の将来の形、菊陽町のその将来に向けての発展、この辺を考えたときに、県の動き、他の自治体の動き、その辺で、やはり機会を捉えて的確な処置をしていくということは大変大事なことだと思っておりますが、この1、2について町はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、1番についてお答えしたいと思います。

熊本県は、平成25年度に策定した九州を支える広域防災拠点構想に沿って、阿蘇くまもと空港への自衛隊輸送機の防災駐機場整備や県民総合運動公園の機能強化などを進めておりました。これらの先駆的な取組や高いポテンシャルが評価されたこともあり、政府は、南海トラフ巨大地震に備えて策定した応急対策活動計画で、阿蘇くまもと空港など全国5か所を大規模な広域防災拠点に選定しております。これは、阿蘇くまもと空港、静岡空港、名古屋飛行場、名古屋港、大分スポーツ公園の5か所です。

政府がまとめた応急対策活動計画によると、大規模な広域防災拠点は、被災地に派遣する自衛隊や消防など応援部隊の拠点で、救助、医療、物資の全ての機能を持つこととなります。

阿蘇くまもと空港は、1つとして、航空機の中継や給油、2つ目に、DMAT、これは災害派遣医療チームのことなんですけれども、DMATの参集後方支援、3番目としまして、大分・宮崎からの広域的な患者の受入れ、4番目としまして、物資の受入れ、仕分け、搬送などの役割が想定されます。

また、熊本県は、南海トラフ地震で九州が被災した際に国が設ける合同現地対策本部の誘致も進めており、今後本町に対しましても、熊本県から協力要請がありましたらきちんと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） まだこれも動き出したばかりなので、すぐには形は見えてこないと思いますけれども、県ともしっかりと連絡をとられて、菊陽町と提携してできることがあれば、それをどんどん取り入れて生かしていただきたいと思います、そういうふうに思います。

野球場のその移転の問題がよく出てきますけれども、何か聞くところによりますと、この14日にはその移転に関する集まりがあると、関係者の集まりか何か、その辺がよく性格が分かりませんが、それには町はどういう対応をされますか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） おはようございます。

2番目の野球場、武道場についての御質問についてお答えをいたします。

県営野球場や武道場の誘致につきましては、本年3月の定例会をはじめ、これまで数回一般質問で取り上げられ、町の見解を述べております。

また、熊本県議会におきましても、平成26年9月定例会をはじめ数回、県営野球場の新設及び将来の武道館建設構想の実現に関する質問がされております。

この質問に対し、梶島知事は、大規模施設の建設は、県の厳しい財政状況の中で整理すべき多くの課題があり、当面は必要に応じて藤崎台県営野球場の補修等を行いながら、将来の県営野球場の新設を含めたあり方について研究してまいりたい。

また、将来の武道館構想の実現には多くの課題がある。当面は教育委員会において引き続き調査を継続しながら、さまざまな課題について整理していく必要があると答弁されています。

また、熊本市においても、平成26年の第4回の定例市議会の一般質問で、大西市長が、硬式野球場の建設に対する市長の考えをとの質問に対し、藤崎台県営野球場について、現地での新たな施設の整備は制限せざるを得ないのではないかと考えており、まずは県市政策連携会議のテーマの一つとして取り上げ、十分な議論ができるよう取り組んでいく。また、新球場をはじめ県民総合運動公園を活用して一大テーマパークづくりに検討したことはあるのかとの質問に対し、スポーツコンベンションの誘致活動を県市連携して行っており、今後も県と協力していく。また、野球場の建設につきましては、藤崎台県営野球場の移転を含めたあり方を検討する場で十分議論していくとともに、局内でも研究していくと答弁されています。

今年の1月14日に、熊本県と熊本市のトップ同士が直接話し合う県市政策連携会議が行われ、藤崎台県営野球場などスポーツ施設の課題解決での連携を合意したとの報道がっております。

また、この合意をもとに、本年3月から県・市におきまして事務レベルでの協議が始まり、現状と課題について検討に入ったということを聞いております。

以上、申し上げましたとおり、現段階で藤崎台県営野球場及び熊本武道館が具体的に移転するというような状況には至っていないと思われませんが、県民総合運動公園に隣接する本町は、位置的にも候補地として最適地ではないかと考えているところであります。今後の熊本県、熊本市の動向を注視し、県・市の事務レベル協議の情報を収集しながら今後の適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、先ほど質問がありました、あさつての14日の新球場建設連絡会という会議の発足式があるというふうに聞いております。そちらの方、一応町としても参加して、情報の収集、正確な趣旨等が具体的につかめておりませんので、参加しながら、そちらの方の動向も注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） るる質問をしてまいりましたけれども、要するに今後の菊陽町の形、こ

れをやっぱりよりよい形にしていかななくては行かないと、そういう面からいろんな質問をいたしました。特に、今日は直接は触れませんでしたけれども、これが全て関連するのは、光の森は別として、白水台地ですね、白水台地をどうするかという問題が頭の中にはあります。その辺と、菊陽町の将来の姿、密接に関連してくると思いますので、今日を皮切りにして、この問題についてはさらにまた勉強しながら詰めていきたいというふうに考えております。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

昼食休憩に入ります。

午後は1時から再開いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時0分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○3番（西本友春君） このたびの統一地方選挙で菊陽町町議に初当選させていただきました西本です。

選挙の活動を行う中で、さまざまな人からいろんな意見を頂戴いたしました。もとより政治に関しては素人ではありますが、菊陽町に住んでよかった、菊陽町でよかったと言っていただけ、町民の皆様からいただいた声をもとに、現場の声を確認しながら、一步一步ではありますが勉強しながら、町政に反映できるよう取り組んでまいります。

今日は初めての質問で大変緊張しており、意を尽くさないところがあるかもしれませんが、最後まで行いたいと思いますので、皆様よろしく願いいたします。

それでは、防災についての質問をさせていただきます。

今年は、例年になく早いペースで台風が発生しております。気象庁によると、5月上旬までに7つの台風が発生するのは、1951年に統計を開始して以来初めてであると言われております。

防災行動計画、タイムラインは、台風のように事前予測が可能な災害に対して、被害の発生を前提として対応策をあらかじめ準備し、災害が発生した場合に速やかに対策を実行するもので、防災・減災を実現する上で特に有効な手段の一つとされています。

熊本県は、今年の4月20日に市町村や警察、消防などの防災関係機関と連携して熊本県版タイムラインを策定し、ウェブに公開しているが、菊陽町としての策定をどのように考えているのか、また策定する場合、いつまでに策定して、周知方法はどのように行うのか、1と2をあわせて回答をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議員の方からもタイムラインのことを簡単

におっしゃられましたけども、タイムラインにつきましてちょっと説明させていただきます。

タイムラインとは、事前防災行動計画と呼ばれているものでございまして、予想できる台風や豪雨などの水害に備えるものです。台風の場合は、上陸時間から逆算して、いつ、誰が、何をするかということを事前に決めて対策を練っておく新しい防災対策です。簡単に言うと、県や町がつくる防災行動計画で、災害対策の時間割りのようなものでございます。米国式のタイムラインが始まりとされておりまして、これは、防災に係る組織が連携し、事前調整を図り、ハリケーンに対するそれぞれの役割の対応行動を定めたものです。

先ほど議員もおっしゃられましたとおり、熊本県では、市町村や警察、消防などの防災関係機関と連携して熊本県版タイムラインを策定しております。このことにつきましては、熊本県から平成27年3月31日付で策定通知が参っております。平成27年5月27日開催の菊池地方災害対策会議において報告を受けております。

このタイムラインは、台風のように事前予測が可能な災害に対しまして、被害の発生を前提として、対応策をあらかじめ準備し、災害が発生した場合に速やかに実行するもので、今まで町がやっていた進行管理のチェックシートとしてやるものであり、防災・減災を実現する上で特に有効な手段の一つであります。

本町としましても、今後県が策定したタイムラインを活用し、適時的確な防災・減災活動に取り組むとともに、隣接自治体であります大津町と連携し、早急に策定したいというふうと考えております。

2番の策定する場合ということで、今述べましたとおり、同じ白川水系でもあり、地域特性が似通った大津町と連携して、早急に作成したいと考えております。

町ホームページや町広報紙などを活用して、町民一人一人に行き渡るようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） それでは、大津町と連携してされるということで、今日大津町の豊瀬議員も一般質問の公聴に来られてますんで、その部分はまた大津町さんの方とも連携を密にされて、策定の方をよろしく願います。

それでは続きまして、東日本大震災のマグニチュード9.0に次ぐ8.1の大きさを5月30日夜に発生した小笠原地震は、同諸島の母島や神奈川県二宮町で震度5強、47都道府県の全てで震度1以上を記録しました。これは観測史上初のことで、震源が約682キロと深かったこともあり、津波が起きなかったことが不幸中の幸いだが、震源が浅かったらと思うと、背筋が寒くなります。

また、5月29日に口之永良部島の新岳が噴火した際には、1人がけがをしましたが、137人全員無事に避難できたのは、事前に避難訓練などを行っていた結果だと思えます。

火山噴火予知連絡会の会長で火山に詳しい東京大学の藤井敏嗣名誉教授は、それぞれの火山

活動は直接の関連性はないとした上で、この100年ほどは日本では火山活動が比較的静かな時期だったが、過去には大規模な噴火が繰り返し起きるなど、もっと火山活動が活発になっていた時期が多い。今後、再び火山活動が活発化する時期に入っていく可能性は十分あると指摘しています。

菊陽町も、阿蘇山が近くにあり、また南海トラフ地震も心配されます。災害前のタイムラインだけではなく、災害後の行動計画は、さまざまなケースがあり、大変だと思いますが、今後は町としても、地震や噴火など災害が起きた後のタイムラインの重要性を考え、策定の必要があると思うが、町はどのように考えていらっしゃいますか。

申し訳ございません。先ほどのタイムラインの事前のタイムラインだったんですが、要は地震とか噴火の後のタイムラインという形での考え方ありましたらお願いいたします。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） タイムラインとしましては、事前のやつと事後のやつもありますので、事後も踏まえた策定を考えたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。

では、3番目の感震ブレーカーの普及についてお問い合わせいたします。

内閣府などの資料によりますと、阪神・淡路大震災で約61%、東日本大震災で約65%が電気に起因する火災と言われています。特に阪神・淡路大震災では多くの方が火災で亡くなっておられます。

政府は、本年3月、閣議決定した首都直下地震緊急対策推進基本計画で、木造住宅の密集市街地における感震ブレーカーの普及率を今後10年間で25%とする目標を掲げました。

今後ますます人口が増え続ける菊陽町においては、木造住宅の密集地における感震ブレーカーの普及をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） まず最初に、感震ブレーカーについて御説明させていただきます。

感震ブレーカーとは、電気による出火を防ぐために、避難時にブレーカーを遮断することなどが効果的ですが、大地震が発生時には、とっさにそのような行動がとれるとは限りません。感震ブレーカーは、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断するものでありまして、各家庭に設置することで出火を防止し、他の住宅等への延焼を防ぐことで被害を軽減することができます。

感震ブレーカーの種類としましては、1つには分電盤タイプと、2つ目には簡易タイプ、3つ目にコンセントタイプということで3つの種類があるかと思っております。

感震ブレーカーの必要性については、先ほど議員おっしゃられたとおり、阪神大震災以降、防災関係者の中で取り上げられておりますけれども、普及率は全国で1%未満というふうなところでお聞きしております。このことは、感震ブレーカーに対する認知度が低く、製品によっ

ては数万円程度と高額なことや、電気が使えなくなることへの抵抗感などが原因と見られております。例えば家具の転倒防止は、自分自身や家族の身の安全を守る効果を認識しやすいですが、電気火災の予防は効果が実感しづらく、自らの住宅だけ設置しても、周囲の家屋から出火し延焼することもあり、自ら進んで設置する動機に欠けるということもあります。

全国の自治体では、横浜市の方で平成25年度から感震ブレーカー導入のための補助制度を設置しております。ただ、こうした自治体は少ないようです。横浜市の場合、対象地域は、密集市街地のうち、木造住宅地で地震による火災被害が想定される地域や、住民が行政と協働して防災のまちづくりに取り組んでいる地域となっております。

このようなことから、菊陽町においては一般家庭への普及はなかなか難しいのではないかと
いうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今説明にありましたが、感震ブレーカー、3つのタイプがございます。特に簡易タイプは3,000円程度ということで、特に岡山県の新庄村では、補正予算に80万円を計上し、2月に約400世帯に無償配付したというふうになっております。

なかなかその普及率は今のところ低いのは分かっておりますが、町として、やはり住民の命を守るという観点からいって、やはり、そんなに高いものではないんで、何らかの手だてを考えながら普及率向上に努めてもらいたいというふうに考えますが、町の考えを再度お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 横浜市の方にお尋ねしましたところ、横浜市の場合は、狭隘道路とか、あと長屋形式の住宅といたしまして、密集して、そこが出火すれば隣まで燃えるとか、そういうような地域が多くありますので、そういう地域を対象にした助成制度をやってみたいでありまして、本町においては、1軒の敷地が300坪とか、結構広いような敷地はございますので、例えば延焼が防げるとか、全体的に見て普及しづらいのではないかと
いうようなところで、現段階においては考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 菊陽町においては300坪と言われましたけど、そんなところはほぼほぼ少ないと思うんです。今結構住宅増えてますけど、密集地になってますんで、そういう部分でいくと、今後の向上率対策というのを十分考慮をしていただきたいというふうに思いますんで、今後の検討、さらによろしくお願いいたします。

それでは続きまして、防災ハザードマップについて質問をさせていただきたいと思います。

今回の質問をする際に、私も、我が家にあるかということで、実際こういう形で配布をされて、しっかり我が家にはありました。中には、聞くと、そんなあったかなとか、うちにはどうも見当たらないとかという方もいらっしゃるみたいですが、今回の質問終わりましたら、こ

ういう形、せっかくいいもの作っていただいているので、我が家の目立つようなところにきちんと掲示しながら活用していきたいというふうに思っております。

そこで、菊陽町防災マップはいつごろ家庭に配布されたか、また配布後に菊陽町へ転入された方への配付及び周知方法はどのように行ってるのか、①と②、あわせて回答お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、①、②にお答えさせていただきます。

現在、菊陽町の防災マップは、平成18年度に1万4,000部を作成し、平成19年度で菊陽町の全世帯に配布しております。

配付以降に菊陽町へ転入された方への配付及び周知法はどのように行っているかという御質問ですけれども、一応転入された方への配付としましては、転入時に役場町民課と西部支所、昔の武蔵ヶ丘支所で配付しております。転入された方には漏れなく配付しております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。

続きまして、3番の項に移りたいと思います。

皆さん記憶にあると思いますが、平成3年の台風19号、平成16年の台風18号と、大津街道の杉は倒木しております。その後の台風の時も何度か倒木をしております。菊陽町は、新たな人が増えており、若い人や転入された方に倒木のことを知らせ、無駄な災害に巻き込まれることを防ぐ必要があると思いますが、菊陽町防災マップに大津街道の杉の倒木を追加することは可能か、回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 現在の菊陽町防災ハザードマップですけれども、当初、昨年から8年を経過し、内容を修正しながら毎年増刷しております。

御質問の旧国道57号線沿いに残る豊後街道菊陽杉並木は、約400年前に加藤清正が屋久杉を取り寄せて植えたと伝わっております。

昭和62年の台風などで老木が倒れ、町が屋久杉を植え直したことから、屋久島との交流が始まっております。

平成6年に旧屋久町と、平成20年には合併後の屋久島町と改めて姉妹都市盟約を締結しております。

これまで区長会、婦人会、子ども会といったさまざまな分野で交流を続けており、屋久島町との20年に及ぶ交流の歴史は、私たち菊陽町民にとってかけがえのない財産となっております。今後、道路管理者である熊本県や杉並木保存会などと協議を行った上で、杉の倒木の調査をする必要があると思っております。

このようなことから、御質問の内容を追加するかは検討課題としておきたいというふうに思

っております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 検討課題はいいんですけれども、今までも前例として倒木をしているというのが間違いなくあるわけですから、検討していると非常に、その後も倒木をしているという事実があるんで、これは住民の皆様には危険な箇所としてやはり認知していただくことが必要かと私は考えておりますが、再度そのことについてお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 危険な箇所といいますよりも、まずそういうおそれがある場合は通行止めを課したり、そういう方法もありますので、県と、実際道路管理者が、県道になっておりますので、県と協力しながら、その辺はちょっと進めさせていただきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） では、台風時のときにはそのような対策を講じていただきながら、住民にけがが起きないように形をしっかりとお願いいたしたいと思っております。

それでは、3番の防災無線についてお聞きいたします。

防災無線は、災害や有事等における命を守る情報を提供するために非常に大事な通信手段ですが、防災無線は全てのエリアで聞き取りが可能なのか、確認方法はどのように行ったのか、また聞き取りの悪い一部の地域では補助金等で設置していると伺っています。また、個人で設置するとなると数万円の負担となり、またアンテナを設置する必要があるれば、もっと負担額が増えます。

西原村においては、家庭用の戸別受信機を全世帯対象に無償で貸し付け、取り付けを行っております。聞き取りの悪い家庭に対し、戸別受信の無償貸し付けはできないのか、①と②をあわせて回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず、防災無線は全てのエリアで聞き取りが可能なのか、確認方法はどのように行ったかということですが、菊陽町防災行政無線に関しましては、平成24年度、25年度の2か年で、菊陽町役場親局及び武蔵ヶ丘再送信子局と屋外拡声子局53か所の整備を行っております。これは、国が進めております防災行政無線のデジタル化への移行推進に対応するとともに、平成元年3月に整備しましたアナログ機器をデジタル機器へと更新を行ったものでございます。

防災行政無線は、町内の全てのエリアを網羅するよう設計しており、アナログからデジタルへの更新時に、区長、自治会長への聞き取り調査を含めた事前調査を行うとともに、光の森地域には、2か所の子局を新設いたしております。

しかしながら、更新時から3年を経過しており、新たな住宅地も形成されておりますので、聞き取りづらい地域もあるかと思っております。このような地域に対しましては、子局の増設を踏ま

えた検討が必要と考えております。

聞き取りの悪い家庭に対し戸別受信機の無償貸し付けは考えているのかという御質問ですが、これまで全国各地で地震、台風、豪雨、津波など多くの災害に見舞われてきました。災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な情報を地域の皆様に伝達する必要があります。このため、本町においても、非常災害時における災害情報の収集、伝達手段の確保を目的として防災行政無線システムを整備しております。

先ほども申しましたとおり、防災行政無線は町内全局に親局・子局57施設を整備するとともに、議会議員18台、区長・自治会長60台、民生委員児童委員50台、消防団幹部13台、白川兩岸の自治会役員宅に24台、その他10台、合わせて戸別受信機を175台配置しております。

戸別受信機の無償貸し付けは考えているのかという御質問でございますが、町内の幾つかの自治会においては、既に一般コミュニティ助成事業を活用して、独自に整備済み、今後整備を予定しているところもあり、現段階においては戸別受信機の無償貸し付けを行うということは考えておりません。

また、熊本県では、土砂災害や洪水などの災害の危険性が高くなった場合などに県民の携帯電話やパソコンに気象情報や河川水位情報を配信する熊本県防災情報メールサービスを実施しております。この熊本県防災情報メールサービスは、県内の気象警報・注意報や土砂災害警報、地震・津波情報、火山情報のほか、町が発信する防災情報を得ることができますので、有効な情報収集の手段と言えます。登録の方法も簡単であり、誰もが利用可能となっておりますので、ぜひ登録をお願いしたいと思っております。

昨日も、皆さん方の携帯にエリアメールで避難勧告、これは熊本市のやつだったんですけど、来たかと思えます。これも菊陽町でも操作できますので、そういう手段もありますので、そういう方法でもやりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 町としては、新たな居住が増えたということで、エリアの確認をするという回答でございました。

戸別での無償貸し付けはしないということを今回答いただいたんですが、そういう部分でいくと、やはりどうしても聞き取りづらい人に対しての何か、無償貸し付けはしないのは分かりましたので、もし補助的なものがあれば参考に教えていただけますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） これにつきましては、先ほども申しましたとおり、自治会において、一般コミュニティ助成事業を使って自治会単位で戸別受信機をつけられておられるという実績がございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） それでは、住民の声として、やっぱり聞き取りづらいというところがある

ということだけはしっかり認識だけをしていただいて、今後の対策という形で検討をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、(4)の避難行動支援者についてお伺いいたします。

菊陽町の防災計画では、災害時に家族等からの支援を受けることが困難で何らかの助けを必要とする方が地域の中で安心して暮らすことができるようにするため支援体制の整備を進めていますと記されています。

そこで、確認をいたします。避難行動要支援名簿の作成状況の進捗状況と、完了していれば教えていただきたい、また名簿の見直しのサイクルをどのように行っているのか回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） それでは、お答えいたします。

町では、平成25年の災害対策基本法の改正を踏まえまして、改めて本年2月に3,518名の方を対象とする避難行動要支援者名簿を作成いたしました。避難行動要支援者とは、1、65歳以上のひとり暮らし高齢者、2、75歳以上の高齢者で構成される世帯の方、3、介護保険法に規定する要介護3以上の認定を受けている方、4、認知症高齢者、5、重度の障害者、6、難病患者等、7、その他、本人が希望し、町が避難行動要支援者と認める者を言います。名簿には、1、氏名、2、性別、3、年齢、4、生年月日、5、住所、6、電話番号その他の連絡先、7、避難支援等を必要とする事由を記載しています。

なお、名簿の見直しサイクルについては、1年に1回の更新を予定しているところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。

それでは、②の情報提供同意書の進捗状況と回収方法はどのようになっているのか回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） お答えいたします。

本町では、名簿登載者に対して、避難支援等関係者への名簿情報の提供に関する同意の確認を現在行っており、818名の方から同意書をいただいているところです。

回収方法につきましては、65歳以上のひとり暮らし高齢者の方、75歳以上の高齢者で構成される世帯の方に対しては、可能な限り民生委員児童委員の皆様に回収をお願いしており、大変御苦勞をおかけしているところであります。また、それ以外の障害のある方などに対しては、郵送または直接役場への提出の方法により回収をしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。一部の民生委員さんとお話するようなことがあったんですけども、何で私が回収するのかという声があったりして、取組の趣旨と同意書をいただくことの重要性の理解が薄いのではないかというふうに感じられますので、町としても、そういう同意書をとっていただくに当たって、説明の中で丁重な説明と趣旨をしっかりと、とっていただく方に落とし込みをきちんと今後はまた。なかなか現実的に、今いろんな部分で、個人情報保護の問題とか含めまして、マイナンバー制度もまた始まりますが、その部分で非常に、3,518名に対しての818ということで、同意書の部分が非常に数がまだ進捗してないという状況でございますので、またそこをしっかりと取組をお願いしたいというふうに考えております。

それでは、③の避難行動要支援者名簿、区への提供、ここに少しは書いてあったんで、これは分かりましたんで、もうこれは質問はこれで、ここは終了したいと思います。

それでは、(5)の自主防災組織について質問をさせていただきます。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災、さらには平成24年7月の熊本広域大水害の発生、その後も全国各地で頻発する集中豪雨、土砂災害、勢力を増す台風など、いつ大きな災害が起きてもおかしくない状況です。被害の規模が大きいほど、公的な支援の到着が遅れる現実があります。また、公助には限界があります。いざというときに地域で組織的に行動し助け合う自主防災組織が非常に大事になります。

そこで、菊陽町内の区単位で自主防災組織に取り組んでいるところは何%ほどあるか伺います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、御質問にお答えします。

菊陽町における自主防災組織の組織率は、平成27年4月1日現在で65.1%となっております。これは、菊陽町町内で63の行政区がございまして、組織数が37となっております。昨年、前年比から一応組織率は20.3%増加しております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。65%ということで、まだまだ全体的にはまだ残っているところなんですけど、取組の進んでいない区に対してどのような働きかけ、また手だてを行ったのか伺います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

町としましては、災害時における自主防災組織の必要性から、組織率の向上は重要な課題であると認識しております。

町から各区への働きかけとしましては、嘱託員会議の場において自主防災組織の必要性、設立の方法、町等からの補助制度などについて説明を行い、自分たちの地域は自分たちで守るこ

とを目的に自主防災組織の設立をお願いしております。特に、未設立の地区へは、県の危機管理防災課から自主防災組織支援員を派遣していただき、設立のための規約作成や班編成に係る助言、指導、必要性、役割等に関する講演など、組織率向上に向けた取組を行っております。

自主防災組織は、大規模災害時を想定すると、自治会単位で設立した方が最も機能を発揮するものと考えますけども、例えば光の森地区では、昨年光の森町民センターが完成し、そこを拠点として、まずは合同で広域的な組織をつくることも一つの方策と考えます。広域的な組織から始め、各地区の組織が安定してきたらおのおの組織を立ち上げるといった段階を踏むことも提案してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。これはよその地区なんですけど、やはり防災に関しては、執行部の言われるように、何か取組の進んでるところ、進んでないところというのが非常に、温度差というのはやはり私自身あるというのは肌で感じているところでございます。

そこで、自主防災組織に対して、町からとか、そういう組織づくりの支援とかされているということなんですけれども、補助的な部分では、そういう組織に対してのものはどのような形で行っているのか回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 町からの支援及び補助はどうなっているかという御質問ですけれども、一応新規設立につきましては、町から5万円の補助を行っております。ただし、県も5万円の補助を行っておりますので、一応合わせて10万円というふうになります。

ただ、県の補助が今年度でなくなるというふうなお話を聞いております。一応県としましても、組織率の向上を目指してございまして、一応県内平均で80%を目指しておるということ聞いております。

あわせまして、活動の助成金としまして、毎年町としましては2万円の助成を行っております。県からが、設立しまして2年目、3年目に2万円、2万円ということで4万円来ようになっています。これは、県からのやつは、あくまでも2年目、3年目までということでございます。

すみません、町は4万円です。県からが2万円ということです。すみません。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 分かりました。自主防災組織に関しては、やはりある程度のものがないと、やはり地域で動いていただくにしても、ないとなかなか動けないというのも現実ありますんで、そういう制度はしっかり継続しながら、防災組織の普及率向上に努めていただきたいというふうに思っております。

それでは、防災士は、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機

構が承認した人を言います。平成15年10月、防災士第1号が誕生して以来、平成27年4月30日までに9万2,880名の防災士が認証されております。

私は、5月23日土曜日に大津町で行われました大津町防災士連絡会設立総会に参加してまいりました。大津町では、昨年9月に町主催で防災士養成講座を実施し、数十名の防災士が誕生し、今回の連絡会の設立となっており、町としての防災への積極的な取組を感じました。

自主防災組織のリーダー育成の観点から防災士育成を図ることが必要と考えるが、町はどのように考えているのか、回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） お答えします。

自主防災組織のリーダーは、自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人がふさわしいというふうに考えております。例えば次のような人が向いているというふうに考えております。地域において人望が厚く、調整能力がある、防災対策に携わった経験がある、行動力がある、自己中心的でなく、地域住民全体のことを考えることができる、さまざまな意見を取りまとめることができると、そういった人が防災リーダーには向いてるかというふうに考えております。

町としましても、菊陽町地域防災計画の中に明記しておりますように、自主防災組織の活動を活発にするために、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災組織の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図りたいというふうに考えております。

また、熊本県においても、市町村が行う自主防災組織の設立促進、活動活性化を支援する目的として、昨年度から熊本県地域防災コーディネーター養成講座を開催されておりますので、こちらにも積極的な参加を促したいというふうに考えております。

御提案の防災士は、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した資格でありまして、資格に時間を費やすこと、取得費用もかかることから、当面は町が行うリーダー研修会等の実施により自主防災組織のリーダー育成を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 町長にお伺いいたします。

大津町では、防災士連絡会、このような形で資料をつくられておりますが、年間行動計画も、指導員との合同研修や各地域での防災訓練など細部にわたり作成しております。町としての防災への意識の高さというのを私自身非常に痛切に感じております。

先ほどもリーダー育成ということでは取り組むということはお伺いしましたけれども、特別に防災士というのは、特に防災を中心とした訓練というか、そういう育成をされる場でもありますので、菊陽町も主催となって防災士育成に積極的に取り組んでいただきたいと思います。町長の考え方を教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の西本議員のこの御質問でありますけども、町議会議員の当選後の初めの御質問ということで、町にとっても大変重要な課題であります安全・安心、防災について、また住民の目線の身近な質問をしていただいたところでもあります。

この防災士の関係の提案もあったところでもありますけども、西本議員の方が選挙公報の方に、「誰もが安心して暮らせる菊陽町を目指します」とし、豊かさと魅力ある町へ、5つのほかのビジョンも掲げられておりましたけども、その中でこの防災、大津町の方で防災士の方を育成と、そういうところまで進んでおるといことでありましたけども、本町の場合も、今総務課長が答えたように、このリーダーというのを育成の方も十分力を入れていきたいと思っております。

本町の場合は、自主防災組織、これが非常に、65%ということで、これはいわゆる全人口の中にその組織に入るところの人口がどれだけあるかということで出しますので、非常に低いところがありますけども、さっきの答弁でもありましたように、この自主防災組織、特に今年の3月末に光の森町民センターもできまして、光の森がまだこの自治会の中での地域、自分たちの公民館がないということでありましたけども、この町民センターの中にそういう地域活動ができるそういう部屋もありますので、全体的な組織率をまず上げて、できる範囲内の中からこの自主防災組織の活動もしていただきたいと思っております。

そういった中で、大津町の方は防災士、これ民間の方で取れる資格でありますけども、そういうところまでいっとるということではありますが、本町の場合も、本当に議員が言われますように、誰もが安心して暮らせる町の中で、この防災問題、非常に大きいところでもあります。私の方も、この町の将来像であります「人・緑 未来輝く生活都市」の実現の中で、議員が言われましたように、本当にこの菊陽町に生まれてよかった、移ってきてよかった、住んでよかったと言われるようになるためには、この安全・安心のまちづくりが非常に重要なことでもありますので、今大津町のこともまた十分調査した上で、どの段階で取り入れるべきかということで、まずは自主防災組織の方を進めながら取り組んでまいりたいと思っております。

今後につきましても、議員各位と一緒に菊陽町のまちづくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかそこら辺について、また今後も御協力、いろんな御意見等もいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 回答ありがとうございます。

町長からは、大津の方を鑑みながら、今後検討を進めていきたいということがございますので、まずは自主防災のリーダー育成の中で、しっかりとそういう、防災士とはこういうものだというので、そういう防災士というようなところの学習も含めまして育成をお願いしたいと思っております。

今回は、初めての質問で、意を得ないところがあったかと思いますが、今後ともまたしっか

り勉強して行っていきたいと思いますので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 以上で西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時47分

再開 午後1時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 皆様、改めましてこんにちは。

本日最後の質問者の吉本でございます。きくよう政策研究会の吉本でございます。

今回、2期目の議席をいただきました。非常に喜んでいたのもつかの間、熊日新聞で、菊陽町議会、投票率が最下位という記事が載りました。この記事を見まして、やはりこれは議会の責任でもあり、各議員の責任かなというふうに改めて感じたところでもございます。4年後は、この最下位という、県内ワーストワンという不名誉な記録を1つでも2つでも上げられるように一議員として頑張りたいというふうに思いますし、大塚前議長の思いを継続しながら、渡邊議長をしっかりと支えていきたいというふうに思います。

議員として何ができるのかをいつも考えながら質問をしたいというふうに思います。今回も3つの項目で質問をさせていただきます。

質問は議席で行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） ありがとうございます。まず、最初の質問でございます。

障がい者への専門的な支援を要する方々への支援の充実についてでございます。

最初の質問でございますが、菊陽町就学支援委員会は、障害の種類及び就学指導に関する必要な事項を適正に審査、審議できているのかというところでございます。

文部科学省の特別支援教育のあり方に関する特別委員会による共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の報告の概要、こちらによりますと、就学先決定の仕組みで、まず1つ目が、就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対して十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重をし、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

2つ目でございます。現在、多くの市町村教育委員会に設置をされている就学指導委員会については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会、こちら仮称でございますが、といった名称とすることが適当である。教育支援委員会については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待をされる。

3つ目でございます。就学時に決定をした学びの場は、固定したものではなく、それぞれの児童・生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学することを全ての関係者の共通理解とすることが重要である。

4つ目でございます。就学相談の初期の段階で就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学することなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である。こちらは、就学に関するガイドブックなどの配付が必要ということでございます。

そして、最後でございます。本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が市町村教育委員会への指導、助言の一環として、都道府県教育委員会の教育支援委員会に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられるということが書いてございます。

以上のことを鑑みながら、就学指導委員会の判定には、学校教育基本法に基づき、それぞれの障害の過程に応じた学校あるいは学級を判定しているというふうに思われますが、委員会は年に何回開催をされ、審議する上での専門的な知識を持った方が何人おられるのか、委員に医師が何人おられるのか、またその何科の医師なのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（桐 陽介君） 皆さんこんにちは。

ただいま吉本議員の御質問に対しましてお答えいたしたいと思っております。

まずは、菊陽町の就学指導委員会において、就学指導に関する必要な事項は適正に調査、審議されておりますことをここにお伝えしたいと思っております。

先にいろいろ御質問等ありましたけれども、説明の中で入っておりますので、それでお答えしたいと思っております。

まず、菊陽町の就学指導委員会につきまして御説明させていただきたいと思っております。

もう先ほど議員の方からもお話がありましたように、この就学指導委員会は、学校教育法の施行令第5条において、市町村教育委員会は、設置する小・中学校に就学する予定者、これは特別支援学級に入学の予定者も含まれております、の保護者に対しまして、入学日の通知、それと就学するべき小・中学校を指定しなければならないと示してあります。

また、同施行令第11条におきましては、特別支援学校への就学については、都道府県の教育委員会に対し、その氏名と特別支援学校へ就学されるべき旨を通知しなければならないと示されております。

そういう点で、菊陽町の就学指導委員会におきましては、この学校教育施行令に基づき、特別な教育的支援を必要とする就学指導対象の子どもたちに対して、通常学級への就学が適切なのか、特別支援学級への就学が適切なのか、あるいは特別支援学校への就学が適切なのかを適切に御審議いたしまして教育委員会へ答申するという組織になっております。

その委員としては、医師会代表、菊陽町の行政職員、並びに各学校教育関係者から19名を委員として教育委員会から委嘱しております。医師会の代表というふうなところでは、平成26年度、昨年度につきましては、小児科、これが専門というふうなところで聞いております。

なお、この委員会は、8月と12月の2回開催しております。

次に、障害の種類及び程度に応じた就学指導に関する必要な事項を適正に調査、審議できているかについて御説明させていただきます。

まず、就学指導の対象になる子どもたちにつきましては、さまざまな実態を有しております。菊陽町の就学指導委員会を開催する前に、幼稚園、保育園の園長先生並びに就学しようとする当該校の校長先生、また菊陽町に配置しております保健師及び教育委員会の担当者によりまして、特別支援教育連絡会というのを7月に開催しております。この連絡会では、就学前の段階における特別な教育的支援を必要とする就学指導対象の子どもたちの状況であったりとか、園長先生や保育士が保護者から聞き取った、そういう意見とか、こういうところをこの委員会の中で協議をいたしまして、どういうふうに就学指導委員会にかけていくかというふうなところを協議しております。

さらに、保健師並びに教育委員会の担当者は、就学指導対象の子どもたちの主治医等に意見を聴取したりとか、また保護者の希望に応じて、小・中学校の特別支援学級並びに特別支援学校での学習の様子が見学できるような機会も一緒に調整しながらつくっています。そういう部分で、当該校の校長先生に対する保護者からの就学相談もあわせて実施しているところでございます。

これらの段階を踏まえて、当該校の校長が、連絡会の協議内容及び就学指導対象の子どもたちの状況、保護者の意見、及び学校における支援環境等、こういうのを鑑みながら、当該校で就学指導対象の子どもたちが適切な教育が取り組めるかどうか、これをよく判断した上で、就学指導委員会に当該就学校を希望する子どもの児童・生徒個票というのがありますが、これを作成して就学指導委員会に提出するというふうな仕組みをとっております。

この児童・生徒の個票につきましては、本当に就学指導委員会では慎重に審議をして、就学先を教育委員会へ答申していただいております。それを受けて、保護者に対しまして、先ほど言いました入学日の通知及び就学すべき小・中学校を指定しておるというふうな手続または仕組みを踏みながら対応しているところです。

ただ、いろいろ取り組みながらにおいても、課題もやっぱりあります。1つは、医療的ケアを伴う児童・生徒への対応のあり方であったりとか、また本人の教育的ニーズに対応できる学校施設等の教育環境の整備についてとか、また教職員の専門性、こういうふうなところも課題

がありますので、教育委員会といたしましても、本人や保護者のいろいろ連携を図りながら、適切に就学指導を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 非常に分かりやすいお答えをいただきましてありがとうございます。

お隣の熊本市におきましては、多分これ18名だったと思います、数字が間違っていたらいいません、の委員に対しまして6名のドクター、医師が委員におられます。菊陽町でも人口が4万人を超えたというところがございます、非常に小学校・中学校の生徒も増加をいたしております。医師会に問い合わせましたところ、この菊陽町におきましては、町からの要請で派遣をしているということでございました。委員の中に、熊本市のように、先ほど次長からもお話がありましたけども、もう少し専門的な医師を入れた方がいいのかなというふうには感じるところでございますが、そのところどうなのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（桐 陽介君） 今議員の方から御意見いただきましたように、子どもたち一人一人のこのニーズに応じた就学指導を進める上ではとてもやっぱり大切な条件整備だと思っております。

現在、19名の委員を、これは菊陽町の就学指導委員会規則の中で示しておりますものですから、予算的な部分等を含めながら検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） その委員会の中で、多分定員は20名だったですね。

（教育次長桐 陽介君「そうです」の声あり）

ですから、もう一名枠があるということです。予算の件もあるかもしれませんが、ぜひともそこは、あと一名あるということでございますので、ぜひともお願いをしたいというふうに思います。

熊本市で5年間就学委員会の委員をされておられた方に熊本市のケースをお聞きをする機会がございました。資料として、学校内の情報をまとめた学校側の資料と、親子面談などの情報をまとめた教育委員会の資料を見て判断し、知的、聴覚、言語の3部会に分かれて会議を行うそうでございます。医師は、熊本医師会からの要請により任命をされるようでございます。どこの地域でも課題が山積みであり、紙だけの情報で就学基準を判断するのは難しく、また時間も短く、審議する数も非常に多く、大変な作業ですということでございました。

奈良県の就学指導委員会が緊急提言として出した各地域の就学指導と、また特別支援教育に期待することとして、就学指導委員会の専門性をより高め、より適切な就学指導に努めることということがございます。具体的な提言といたしまして、就学基準に該当するかどうかの判断がつかない場合は地域の小学校に入学することを基本とし、そこで1から2年かけて子どもの

実態とニーズを見きわめること、2つ目が、修学基準に該当するものは副次的な学籍、これは地域の学校か特別支援学校かという二者択一ではなく、双方の学校において適切な指導と必要な支援を受けられるように、在籍する学校以外にも副次的な学籍を置くことだそうでございます。こちらを利用して、地域の小・中学校との日常的な交流及び共同学習の機会を積極的に設けることとあります。

障害者基本法の中で、小・中学校との日常的な交流は重要であり、そこで得た情報をもとに、熊本市就学委員会の方が言われる紙、こちらの情報とあわせることで、先生方との認識が共有でき、問題解決につながるというふうに考えるところでございます。

先ほど次長もおっしゃいましたように、やはり一番大切なのは、保護者に対し正しい知識を持ってもらう。そのためには、専門の医師、教師、適切なアドバイスを行うことだというふうに考えるところでございます。

アップルの創業者であるスティーブ・ジョブズは、興味・コミュニケーションについて特異性が認められる発達障害というふうに言われております。発明王と呼ばれたトーマス・エジソンは注意欠陥多動性障害だったそうであります。また、相対性理論を唱えたアインシュタインは、3歳まで言葉を覚えず、文字の読み書きが学習に著しい困難を抱える障害を持っていたそうでございます。また、皆さんも御存じの黒柳徹子さんは、計算障害、読書障害であることを告白をし、小学生のときにその障害から問題児扱いを受け、小学1年生で退学をさせられたというのは皆様も当然御存じのエピソードであるというふうに思います。

全ての方に共通するのは、自分御自身が障害があるということ自身を理解をしているというところでございます。障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育の理念が盛り込まれた、いわゆるインクルーシブ教育の理念が盛り込まれ、法の改正が成立したことにより、現場の教師、教育委員会、就学指導委員会の方々が御苦労されているのは、今回の質問をするに当たり、よく理解ができました。相談させていただいた町外の指導員の方々も口をそろえて、あなたが考えている以上に大変な仕事であり、大変な作業でありますということをおアドバイスをいただきました。

今後の就学相談、就学決定のあり方については、早期からの教育相談と支援連携が重要であり、就学先決定の仕組みについて、町教育委員会が本人・保護者に対して十分に情報提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重して合意形成を図りながら進めていただきたいというふうに思います。

次に、小・中学校に特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のための特別支援指導助手が配置されているかでございます。

校外活動に配置されていないのはなぜかでございます。校内の活動に比べて校外活動については非常に神経を使われることだと思います。校外活動の内容と小学生・中学生との違いによることだとは考えますが、配置をされないのはなぜかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（桐 陽介君） それでは、今の御質問にお答えしたいと思います。

まず、特別支援指導助手というふうな部分で、周知させていただくというふうなところで御説明をさせていただければと思います。

まず、特別支援指導助手につきましては、小学校に30名、中学校に10名をこの平成20年度配置しております。平成20年度一般会計当初予算の方には6,592万円を計上させていただきまして、子どもたちの一人一人のニーズに応じた手厚い指導ができるように、町としても配置しているところでございます。

職務といたしましては、児童・生徒のニーズに応じた教育支援を行うというふうにしておりますが、小・中学校の通常学級であつたりとか特別支援学級の方に在籍する児童・生徒に対して、担任からの指導内容を分かりやすくかみ砕いて伝えたりとか、補足説明したりとか、また授業への集中が途切れる子どもたちもおりますので、そういう部分については、少しクールダウンをさせるような機会をつくったりとか、また安全面への配慮、こういうふうなところでさまざまな指導、かかわりをしていただいております。

議員から、校外活動への配置されないのはどういうことかというふうなことでしたが、教育委員会では、町採用の臨時職員等の勤務及び各種行事一覧、これは勤務の状況、またはこういう行事には参加できますよというふうな、また参加できませんよというふうなところを一覧つくっております。その中で、特別支援指導助手の学校における教育活動で実施される宿泊が伴わない校外活動については配置できると一応しております。ですので、遠足であつたりとか、また外で体験学習をしたりとかというふうな宿泊を伴わない部分はできるというふうなことでしております。

昨年度、平成26年度の各小・中学校における特別支援指導助手の校外活動への配置状況につきましては、小学校の6校におきましては、今ありました遠足とか見学旅行とか、また研修会も1つ行っておりますので、そういう部分について配置をしております。また、中学校2校におきましては、日帰りの校外活動等がちょっと教育課程の中に機会が少ないというふうなことで、昨年度は配置しませんでしたというふうな状況があります。

具体的な各学校での配置につきましては、配属校の校長先生に教育委員会としては委任しておりますので、校長先生の方で総合的に判断して対応していただいているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 中学校においてはなかなか配置ができてなかったという今のお答えでございましたが、やはり助手の先生は、おっしゃったように、やっぱりサポートされるということでございますので、非常に支援をされる先生方の、それこそ手足となり、作業をされるわけでございますけれども、やはり行かないよりも行った方が、出された方がいいと思います。それは、今おっしゃったように、やはり校長の権限ということではございますけれども、やはりもし

か何かあったとき、それが非常に心配でございまして、うちの、私ごとでございまして、ブドウ園をしております、そこの中で、ブドウ狩りに来るということでございまして、子どもさんたちがいなくなったというところで、先生方も大変で、一晩中探されたということもございまして。何かあったというときでは非常に遅いので、そこはもう一度校長先生に教育委員会から指導とまではいきませんが、アドバイスをしていただいて、校外へ出るときは基本的には助手の先生方をつけてあげてくださいということをお伝えしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（桐 陽介君） 今ありましたように、4月の菊陽町の校長会議の中におきまして、この服務状況等につきましては説明を入れておりました。ただ、教育委員会としまして、きちっとした説明の中で、校長先生がいろんな、さまざまな状況のときにどう対応するかというふうなところまで押さえられていなかったというふうなところは少し考えておりますので、次回の校長会の折に、再度この点につきましては押さえておきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） ありがとうございます。先ほども言いましたが、やはり生徒たちの生命・身体をしっかりと守っていただく、これが学校教育だというふうに思っておりますので、そこはしっかりとお願いしたいというふうに思います。

特別な教育的支援を要する障害のある児童・生徒に対する生活指導及び学習指導など、学級担任のサポートを職務とするのが特別指導助手の先生だというふうに先ほどもお話がありましたが、そういうふうに理解をしております。しっかりと、先ほども次長からお話がありましたが、現場の意見を聞いていただきながら、教育委員会としてしっかりと指導していただきたいというふうに思いますし、また配置もしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

それでは次の質問でございます。

障害の特性や必要な配慮を理解し、障害のある方が困っているときに必要な手助けを実践する障がい者サポーターを募集してはどうかという質問でございます。

熊本市には、障害者手帳を持った方が約4万人お住まいだということでございます。また、私たち自身も、人生の途中で病気をしたり、年をとったりして、心身の機能が低下する可能性が十分でございます。熊本市が進める障がい者サポーター、こちらは、障害の特性や必要な配慮を理解をし、障害のある方が困っているときに必要な手助けを実践する方々のことでございます。専門的な知識や医術は不要で、日常生活の中で自分のできる範囲で活動してみようという意欲のある方であればどなたでもサポーターになることができます。

また、サポーターとして登録していただいた方には、障害のある方が困ったときに声をかけやすいように身につける障がい者サポーター制度のシンボルマークを用いたピンバッジが提供をされます。

障がい者サポーターになるためには、熊本市が主催するサポーター研修会に参加をし、サポーター登録申請書を提出します。サポーター研修会が年に数回開催され、開催予定は、市政だより及びホームページ上でお知らせがあるようでございます。

障がい者サポーターの役割として、次のようなことが期待をされます。障害や障がい者について積極的に理解を求め、障害がある方が困っているときに必要な配慮を実践する、障害福祉に関するボランティア活動やイベントなどへ参加してみる、家庭や職場、学校などで障がい者サポーター制度を広める。

なお、サポーターとして登録された方には、障害に関する情報やボランティア募集情報、イベント開催情報など、定期的にお知らせがあるようでございます。

障がい者サポーター、こちらは企業、団体にもあるようございまして、誰もが自分らしくわくわく暮らせるまちづくりを目指し、障がい者サポーター制度の普及などに積極的に協力いただける企業や団体を障がい者サポーター企業・団体として認定をされ、認定に当たっては、熊本市内に事業所があり、8つの事項から成っております。

2つだけ説明をさせていただきますと、事業者や店舗のユニバーサルデザイン化を推進していること、障害者施設の商品の購入または販売場所の提供等、障害者施設の販路拡大に大きく寄与していることなど、こちらのそのほか6つの項目、8つの中から2つに該当することです。障がい者サポート企業・団体の活動は、さまざまな分野で障害のある方が活躍できる機会の提供づくりに積極的に努めることで、例えば障害のある方が働きやすい環境整備、障害者施設と企業の連携による商品開発、障害のある方のアート活動の支援、障害のある方が安心して利用できる施設整備やスタッフの育成など、企業、団体のスキルを生かしたさまざまな活動が想定されます。

障がい者サポート企業・団体として認定された企業、団体には、熊本市より認定証を交付し、熊本市ホームページで認定企業・団体として紹介する予定であり、また障がい者サポーター制度シンボルマークを企業、団体の名刺、ノベルティ、印刷物、ホームページ等で使用できるようございます。

なお、すぐれた活動をされている企業、団体については、熊本市からの表彰が予定をされております。

菊陽町にも、菊陽町障がい者計画、菊陽町障がい福祉計画が掲げられておりますが、このサポーター制度があってもよいというふうに考えます。また、この菊陽町町内におきましても、この熊本市の障がい者サポーターがいらっしゃるといこともお伝えをしたいというふうに思います。

この件につきまして町長はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問の熊本市で実施されておられます障がい者サポーター制度は、1、障害の特性や必要

な配慮を理解する、2、障害のある人の手助けを実践するという障がい者に対する理解、啓発とボランティア活動を実践するという目的を持った制度で、そして障がい者サポーター制度の普及などに積極的に協力いただける企業、団体を障がい者サポート企業・団体として認定しており、現在社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会など8団体が認定されているようでございます。

また、個人での登録者数は1,113人となっておりますが、そのうち300人は市役所職員の方でございます。

菊陽町におきましては、障がい者サポーター制度はとってはいないものの、障がい者に対する理解啓発は事実上実施しているところです。障害者総合支援法の地域生活支援事業において、障害や障がい者に対する正しい理解と協力が得られるよう、精神保健、医療・福祉の普及、及び社会参加を図る精神保健福祉の集いを熊本県菊池保健所と共催で開催しております。

また、町社会福祉協議会では、町及び関係機関、団体等と連携をしながら、町民の方の、障がい者も含めた福祉の理解と啓発促進のため講演会などを行う福祉の集いを開催しているところです。

また、障がい者に対するボランティア活動の推進につきましては、車椅子を利用している障がい者の方に対し、屋外におけるスポーツへの参加の機会を提供することを目的として、熊本県障害者スポーツ・文化協会及び町社会福祉協議会共催で、毎年熊本車椅子ふれあいジョギング大会が杉並木公園及び周辺競技コースにおいて、町内外のボランティアによる御協力をいただき、開催されているところです。

その他、町社会福祉協議会では、ボランティア活動に関する各種の講座の開講、小・中学生に対する子どもの福祉体験、ワークキャンプを開催するなど、障がい者を含めて福祉への理解と関心を図っているところです。

以上のとおり、障がい者サポーター制度と同様の事業は当町においても実施しているところです。したがって、現在町及び社会福祉協議会、その他ボランティア団体で行っている理解啓発活動及びボランティア活動の推進の事業がより有効に効果的に広がりが出るよう、事業の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 当然菊陽町ですばらしい活動がされているというのは理解をいたしておりますが、今答弁でもあったように、より充実をさせていくということに関しては、ぜひともこれが一つの手法になればというふうに思います。やはりお一人お一人がサポーターだということを意識づけていければ非常にいいことだというふうに思いますし、菊陽町は非常に企業が多く、これからも非常に企業誘致が進む町だろうというふうに理解をいたしております。そういった中で、やはり菊陽町含めて、住民、そして企業を含めて、同じサポーターという枠組みの中でこの障がい者の方々に対してサポートしていかなければいけないというふうに思います。

し、逆にそれだけすばらしい組織がしっかりとあるのであれば、このサポーター制度をすれば熊本市を超えるのは優に簡単なのかなというふうに思いますし、やはりいろんな方々、仕事をしていく上で、いろんな支援学校に通う御家族の方とお話をする機会がございます。その中で、物理的に言っても自分たちが子どもたちよりも早く亡くなってしまう。そういった中で、この子たちを残して、この子はどうなっていくんだろうかというお悩みを抱えてらっしゃる御両親は非常に多ございまして、やはりそういったところをケアするためにも、町全体、そして企業を含めたところでしっかりとサポートをしていかなければ、やはりその御両親たちが心配されてるのが本当にならないように、町としてもしっかりと支援をしていかなければいけないというふうに思います。

それでは、次の質問でございます。指導主事の配置についての質問でございます。

学務課に指導主事の業務を専門とした職員を配置することはできないかという御質問でございます。

指導主事、こちらは皆さんなじみが余らないという言葉かと思いますが、学校の営む教育活動自体の適正、活性・活発な振興を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職でございます。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編成、その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う方のことでございます。

現在、本町におきましては桐次長がこの職に当たられてらっしゃるというふうに思いますが、現在の菊陽町の教員数は、小学校が173名、中学校が87名というふうにお聞きをいたしております。合計で260名でございます。

周辺自治体の教育委員会に指導主事の配置について問い合わせしてみました。やはり指導主事の仕事も激務で、残業が多いとの認識であり、増えれば教育委員会の現場も喜ばれると思えますというお答えでございました。菊陽町が増員できれば、こちらも増員を提案しやすくなるというような御回答もいただきました。

増員すれば、当然費用、発生をすところでございます。しかしながら、町は菊陽中以外の小・中学校の体育館の耐震工事に、中体連、この後から入ります、教室に何らかのふぐあいや通学路に危険を伴う場所があれば、そちらは迅速に対応します。その費用対効果を尋ねると、必ずと言っていいほど、命にはかえられないというふうに答弁が返ってくるというふうに思います。

菊陽町におられる260名の教員に助言と指導を与えることを職務とする指導主事が1名、たった1名では、誰が考えても無理が生じるということは明々白々でございます。生徒の命を守ることは当然であり、また教職員の命を守るのも教育委員会の置かれている使命だというふうに考えるところでございます。

指導主事の職務に関する研究アンケートの意見の中に、「教育委員会の指導主事が1人のために、誰にも相談ができなかった」、「指導主事としての専門的な立場としてではなく、自治

体職員の一員として各種事業に動員されることも頻繁にあった」などの意見がございます。菊陽町においては決してそういうことはないというふうに思いますが、しかしながら今後全くないと言えないことはないというふうに思います。そのようなことにならないように、指導主事の増員の考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今の御質問にお答えをしたいと思います。

指導主事の配置は、必要でありますし、可能であります。ただし、現制度では、財政負担は町であります。先の質問でお答えいたしましたように、各学校に特別支援指導助手であるとか、学習サポーターであるとか、日本語指導等、心の教育相談員等々含めて、全てを含めると8,000万円くらいの町予算を使っているという状況の中でありまして、それでもこういった方々を配置していただいておりますので、子どもたちの指導、支援が十分できていると思っております。

今おっしゃいましたように、260名の職員に1人じゃ足らんじゃないかというふうなことでありますが、多く置けばいいというものでもありません。今桐次長は、教育次長という立場で本庁に参っておりますが、おっしゃったように、指導主事の仕事を含めた形での対応をいただいております。それでも、大変苦勞はかけてますが、本管内における小・中学校の学力充実あるいは生徒指導、そういったものについては、こういった配置のおかげで十分な効果を上げていると思っております。

桐次長は校長の現職からの採用でございますから、はっきり言いまして、金も要ります。それでも、1人で全ての学校を回るというふうな状況はできませんが、かなり学校は走り回っております。指導していく部分は、各先生方一人一人という状況にはなりません、校長を通じて、あるいは教頭を通じ、あるいは教務主任会を通じての指導ということになりますから、今の業務の負担軽減と、より充実した指導は望むところであります。

ただ、町教育委員会の配置については、定数法がありますので、県教委がいいよということを出さない限り町負担であります。今、私たち市町村教育長会でも、県の教育委員会に、それぞれの市や町へのそういった指導主事の配置についてぜひ考慮してほしいというふうな要望書等を上げてる状況であります。なかなか、御存じのように文科省が35人学級でさえ進まない状況でありますから、財政的には非常に無理をしている状況でございます。

町負担がとけると、いろいろと今申し上げました事情もあって、なかなか財政的には教育予算というものはかなりの、もう議員さんたち御存じのように、圧迫をしている状況もございませし、指導主事の配置そのものについてではございませんが、先日10日と11日には町長が上京をいたしました。そのときに、町財政負担の軽減ということで、学校施設であるとか、整備等における人口増の市とか町に対する国庫負担等の要望書を持って、合志市長と一緒に文科省に行っていたら状況もございませ。

御提案は大変ありがたいと思っておりますが、申し上げました事情によりまして、しばらくは要求

をしないことにしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） ありがとうございます。非常に財政厳しい昨今でございまして、おっしゃるのは非常に分かります。しかしながら、これから先の人材を育てていく、小学校・中学校、こちらの先生方の中から、桐次長お一人では非常に大変なんじゃないかというお話がありました。そして、やはり先生方ともつなげるパイプがあと一パイプ欲しいという御要望もございました。

確かに費用がかかるのは分かります。しかしながら、先ほども申しましたように、これからいろんな可能性を秘めた子どもたちに対して、やはりそれに対して指導する先生方のまたいろんな御意見も聞く方がもう一方ぜひとも必要なのかなというふうに思います。これに対して町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件でありますけども、教育長が申しましたように、今非常に菊陽町、それから隣の合志市もそうでありますけども、児童・生徒が急増するという中で、教育施設の整備には、新增築に要する費用の中で、この国の国庫負担金が原則として2分の1でありますけども、その配分の算定の方法が、いわゆる新增築面積と、その文部科学省が持っておりますこの基準単価というのがあって、実際のこの工事費の占める額には4分の1しか相当せんというふうな状況です。

いわゆる昭和50年代から60年代にかけて、日本全体が人口が増えとる、いわゆる戦後の第2次ベビーブームと言われたときには、うちの町にすれば、武蔵ヶ丘小学校が武蔵ヶ丘北と西小学校、1校が3校に増えたわけではありますが、その時は、この、今はもう土地については全然補助もありませんが、土地の取得の2分の1、続いて2分の1の補助が3分の2まで引き上げられて、さらに借金した分については交付税の需要額で算入できる、非常にそういうことで当時乗り切ってきたところでありまして、今そういうものが平成12年のいわゆる三位一体改革後は一般財源化されたということで、非常に教育に対する国の支援が足りないということで、今地方創生等の取組もやっておりますが、この人口減少に対してどう取り組むかということでありまして、合志市もうちの町も、そういった中でも児童・生徒が急増して、非常に金がかかっておる、そしてそういう時代の中でも子どもを育てているのは、やはりその急増地域の、やはり我々の地域であって、子どもたちが成長していけば、菊陽に残る子どももおるかもしれませんけども、いわゆる全国的に広がって次の国を支えるんだということで、その人口急増地区に対する補助も要請してきたところであります。

この県選出国会議員の4名の方と、それから文部科学大臣、副大臣、それから大臣官房長、それから文教施設の企画部長、それからこの学校教育施設の助成課長という方にも直接この、大臣等には会えませんでしたけども、文科省の部長と、それから課長さんの方には直接話しし

て、実情訴えて、さっき言われたように、特別指導支援助手あたりも、非常に単独でこの負担を重ねながらやるとるということで、実情を訴えてきたところであります。

すぐにそういう答えがその場ではいただけませんでしたけども、こういう日本の減少化社会の中にあっても、非常に子どもたち、児童・生徒の急増の中で、財政的な負担で非常に苦労しとるということは十分話が伝わったと思っております。

そういう意味で、その必要性等は分かりますけども、また今年は武蔵ヶ丘中学校の増築も出てきますし、非常に義務教育に係る金が、特に町の持ち出しが増えとるということで、配置したいけども、我慢するところは我慢できるようなところで教育委員会の方にはお願いしているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） しっかりとさまざまなところに出向いていただいて、菊陽町の現状をしっかりと分かっているというふうなことで、さまざまなお金が要求されるようお願いをしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問でございます。

菊陽町の空き家対策の現状と課題をどのように考えているのかでございます。

ここでは、空き家数と空き家率がお分かりであればお伝えを願いたいというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、空き家の数と空き家の率だけでよろしゅうございませうでしょうか。

（7番吉本孝寿君「はい」の声あり）

空き家の数につきましては、町として把握はできておりませんが、5年ごとに全国一斉に実施されます住宅・土地統計調査において、空き家の推移は、空き家率の推定値というのが出されております。この推定値と申しますのは、この調査が全世帯を調査するものではありませんで、抽出調査ということでありまして、その結果、調査に一定の比率を乗じて算出されたものでございます。

近年では、平成25年10月1日現在で行われました平成25年住宅・土地統計調査における空き家数や空き家率の推定値が総務省から公表されています。全国では約350万世帯、菊陽町では3,255世帯が抽出され、調査が行われました。

公表された数値を申しますと、これはもう新聞等でも出ておりましたが、全国では空き家数が約820万戸、空き家率が13.5%、熊本県では、空き家数が11万5,000戸、それから空き家率が14.3%、そのうち菊陽町では、空き家数が1,070戸、空き家率が6.4%とされております。

ただし、ただいま申しました数値には、賃貸用の住宅や売却用の住宅、別荘なども含んでおりますので、特に問題となりますのは、買い手や借り手を募集しているわけではなく、そのまま

置かれている状態のその他の空き家といたしますか、これが問題になろうかと思えます。その数は、全国で約318万戸、熊本県で約6万戸、菊陽町では330戸と推定されております。

また、この330戸の中にはアパートなども含まれておりますので、戸建て住宅の数というのは特定できてないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） ありがとうございます。なかなか、いきなり空家対策特別措置法というのが国から出されて、非常に行政としても大変かなというふうに思います。

しかしながら、必ずこの空家対策という問題出てきます。まず、菊陽町としてはこれは何課で対応されていかれるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 空家等対策の推進に関する特別措置法、本年5月26日に全面施行されておりますけれども、空き家等の対策につきましては、防災、景観、生活環境保全、財産の保護、利活用あるいは税の問題等々、さまざまな側面がございます。今回の特別措置法の施行に伴います空き家対策等の計画の作成あるいは立入調査、あるいは助言、指導、勧告、命令、代執行の措置、そういった面につきましては、この特別措置法の施行に関する部分につきましては、総合政策課の方で全体の調整を行い、個別的部分につきましてはそれぞれの所管課の方で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） ありがとうございます。なかなか何課になるかというのが非常に難しいところかなというふうに思います。非常に問い合わせもこれから多くなるかと思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

その一方で、いろんな問題がまだまだあるというふうに思います。空き家を解体したくても費用がない、解体後には固定資産税が6倍に上がるなど、所有者も困っている人は多く、相続の協議でもめているというケースもあるようにお聞きをいたしております。さらには、解体に使った公費を回収できない貸し倒れのリスクや処分を公費に頼るモラルハザードが発生をし、不公平感が生じるおそれもある。従来行政が関与していなかったことに入っていくのですから、一種の公共事業として対応する覚悟は必要だということも十分理解をしております。

この空き家対策でございますが、6月9日の行政報告の中で町長は空き家数を把握した後に対策を進めていくという報告だったと思いますが、今後対応策はどのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、お答えします。

先ほど部長も申しましたが、今回法律ができております。法律を見てみますと、市町村は空き家等の対策の計画の策定、それから必要な処置を講ずるということに努めるようにされてお

りますし、立入調査、それから助言、指導、勧告、命令、代執行の措置などが規定されております。このようなことは市町村として今後考えていかなければなりません、今後は、この法律の施行を機に条例を制定しまして、また空き家対策計画を策定し、これまでの取組を継続しながら、空き家対策に取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） この空き家対策については、各企業もいろんな知恵を絞りながら、利益を求めながらというニュースが流れております。熊本銀行におきましても、解体、空き家解体ローンというのを取り扱っておられるようでございますし、ホームセキュリティーのアルソックにおきましては、郵便受けから投函物を1か月に1回収し、水道の蛇口をあけて水を流し、換気するサービスなどを行い、業績アップにつなげていくというふうになっているようでございます。こちらは熊本県内の不動産業の方のチラシでございますが、既に空き家サポートサービスということ始めていらっしゃる企業もございます。

そういった方々と一緒になってやはりこれは取り組んでいった方がいいのかなというふうに思います。我々がよく提案をしていましたアウトソーシングでございます。非常に専門的な要素があり、非常に進めていく上では難しいこれは空き家対策の問題なのかなというふうに思います。当然職員の負担軽減にもつながるというふうに思いますが、いろんな方々を、プロの方々のお知恵を拝借しながら、この空き家対策に取り組んでいくという考えはあるのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、総務部長、それから総合政策課長が答えましたように、今回法律もできたということで、条例もつくりながら、やはりこの件については、議員が言われるように、いろんな民間の、そういうところの動きも出てくると思いますので、そういう面については、十分活用できる部分については連携をとって活用していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） ぜひともその方向でお願いをしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問でございます。

下津久礼には、寄贈された建物が長きにわたって空き家になってございます。倒壊等、危険な建物であります、対応策はあるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） それでは御質問にお答えします。

御質問のあった下津久礼に寄贈された建物は、町に寄贈された旧鈴木邸として管理しておる建物でございます。旧鈴木邸は、木造セメント瓦葺き平家建て、面積が86.63平方メートルで、昭和52年に建築された37年経過している建物でございます。土地は1,210.74平方メートルの広さがあります。

鈴木家は、歴史ある一族で、慶安2年、1649年に三河の国、現在の愛知県でございますけども、そちらから細川家の家臣として肥後の国へ来られております。寛文3年、1663年に上津久礼村に移住し、開墾に着手されるなど、地域開発に尽力されております。

また、一族の中には、菊陽町の前身である菊陽村に合併した3つの村のうちの一つ、津田村の村長に昭和22年から4年間就任された方もいまして、地域の発展に尽くされています。

旧鈴木邸の土地と建物は、鈴木氏居住の地として菊陽町の発展のため利用願いたいとの個人の遺言がありまして、平成7年7月に遺族から町に寄贈を受けたものでございます。

この内容は、鈴木家の由来として現地に表示しております。一時期陶芸家の方に貸し付けまして、管理していただいておりますけども、その貸し付けをしたことによりまして、町主催の陶芸教室にも協力していただき、町民の文化活動の活性化に図られ、寄附された個人の意思も生かされた結果となりました。しかしながら、平成20年9月に宮崎県の方に転出されことから、現在まで空き家になっている状態でございます。年に2回、シルバー人材センターに除草作業を依頼して、管理している状況でございます。

建物状況につきましては、雨漏りしている形跡や壁にカビが生えている部分もあり、一部床が沈む箇所もあります。老朽化が進んでおります。このままであれば、建物は老朽化する一方であり、いつまで管理するのかを見きわめる必要がありますが、個人の寄附の趣旨等から、空き家対策の中で、町の発展的な活用場の、住民福祉の向上の場として公共的な使い方を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 実は今日、その鈴木邸の前を通りましたが、実はシルバー人材の方が3名いらっしゃって草刈り作業するところでした。見ていて、これ多分半永久的にされるのかなと思うと、いかがなものかなというふうに思いましたが、おっしゃるように、建物も非常に老朽化が激しくて、これが遺言のもとに菊陽町に寄贈されたということで、非常に大切な建物でございまして、それを解体するには非常に町長の判断も大変なのかなというふうに思いますけども、ただあの建物を見て、リフォームするのもなかなか大変だというふうに思います。

個人的な意見を申しますと、やはりあそこは一度解体をさせていただいて、記念碑は記念碑としてございますので、あそこを利活用するといった手法が一番お金のかからないことなのかなというふうに思います。

周辺の方々からいつも草を切れ、草を切れとお電話もありますし、多分役場にもかかってきているというふうには思いますけども、そういったところで、なかなか建物が古くなってくると、ひょっとしたら火災の可能性もございますし、犯罪の温床になる可能性もございますので、ぜひともあその場所はいま一度考えていただいて、草刈りも当然必要でございますけども、しっかりと建物の対応を今後考えていただきたいというふうに思います。

これもちまして、あと2分ほど残りますが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時56分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成27年6月15日（月）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成27年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成27年6月15日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |    |   |     |     |     |   |
|-----|-----|----|---|-----|-----|-----|---|
| 1番  | 大久保 | 輝  | 君 | 2番  | 阪本  | 俊浩  | 君 |
| 3番  | 西本  | 友春 | 君 | 5番  | 佐々木 | 理美子 | 君 |
| 6番  | 中岡  | 敏博 | 君 | 7番  | 吉本  | 孝寿  | 君 |
| 8番  | 吉山  | 哲也 | 君 | 9番  | 北山  | 正樹  | 君 |
| 11番 | 石原  | 武義 | 君 | 12番 | 岩下  | 和高  | 君 |
| 13番 | 大塚  | 昇  | 君 | 14番 | 川俣  | 鐵也  | 君 |
| 15番 | 上田  | 茂政 | 君 | 16番 | 小林  | 久美子 | 君 |
| 17番 | 甲斐  | 榮治 | 君 | 18番 | 渡邊  | 裕之  | 君 |

3. 欠席議員

|    |    |     |   |     |    |    |   |
|----|----|-----|---|-----|----|----|---|
| 4番 | 那須 | 真理子 | 君 | 10番 | 坂本 | 秀則 | 君 |
|----|----|-----|---|-----|----|----|---|

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |    |     |   |
|--------|----|-----|---|
| 議会事務局長 | 堀  | 行徳  | 君 |
| 書記     | 山川 | 真喜子 | 君 |
| 書記     | 増永 | 純一  | 君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                                       |    |    |   |                      |    |     |   |
|---------------------------------------|----|----|---|----------------------|----|-----|---|
| 町長                                    | 後藤 | 三雄 | 君 | 副町長                  | 井手 | 義隆  | 君 |
| 教育委員会委員長                              | 曾我 | 惟雄 | 君 | 教育長                  | 赤峰 | 洋次  | 君 |
| 教育次長                                  | 桐  | 陽介 | 君 | 総務部長                 | 吉野 | 邦宏  | 君 |
| 福祉生活部長                                | 實取 | 初雄 | 君 | 産業建設部長兼<br>商工振興課長    | 松本 | 洋昭  | 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長                        | 山崎 | 謙三 | 君 | 総務部審議員兼<br>総務課長      | 吉川 | 義則  | 君 |
| 総合政策課長                                | 阪本 | 浩徳 | 君 | 財政課長                 | 東  | 桂一郎 | 君 |
| 税務課長                                  | 阪本 | 章三 | 君 | 人権教育・啓発課長            | 高木 | 定伸  | 君 |
| 総務部審議員兼<br>東部町民センター所長                 | 平野 | 葉子 | 君 | 福祉課長                 | 西本 | 一浩  | 君 |
| 福祉生活部審議員兼<br>子育て支援課長                  | 宮本 | 義雄 | 君 | 福祉生活部審議員兼<br>健康・保険課長 | 佐藤 | 清孝  | 君 |
| 介護保険課長                                | 市原 | 憲吾 | 君 | 町民課長                 | 酒井 | 章彦  | 君 |
| 西部支所長                                 | 服部 | 誠也 | 君 | 産業建設部審議員兼<br>農政課長    | 志垣 | 敏夫  | 君 |
| 建設課長<br>産業建設部審議員兼<br>環境生活課長兼<br>下水道課長 | 小野 | 秀幸 | 君 | 都市計画課長               | 大山 | 陽祐  | 君 |
|                                       | 今村 | 敬士 | 君 | 総務課長補佐兼<br>総務法制係長    | 中島 | 秀樹  | 君 |

学務課長 士野公典君  
図書館長 矢野信哉君

生涯学習課長兼  
中央公民館長 古賀直之君  
農業委員会事務局長 川上一弘君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を始めますが、会議に先立ちまして一言おわびと御報告をいたします。

御案内のとおり、金曜日に私どもの同僚議員の坂本議員が酒気帯び運転で検挙をされました。そのことに関しまして、今日は多く傍聴の方もいらっしゃっていますが、心からこの件に関しましては議会としても責任も大変大きいかと思えます。申し訳なく思っております。この後、全員協議会で議会としての処分を決定し、この議会中に皆さんとともに決議をいたしたいと思えます。町民の皆様から信頼を取り戻すために、これまで以上の議会改革と、そして綱紀粛正に努めてまいりますので、これからもよろしく願いいたします。大変御迷惑をおかけしました。座ったままですいませんが、おわび申し上げます。

それから、本日は坂本秀則議員と那須真理子議員から欠席の報告を受けておりますので、御報告をいたします。

それでは、会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、12日に引き続き一般質問を行います。

大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 皆様おはようございます。傍聴席の皆様もおはようございます。足元の悪い中、お忙しい中をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

先の統一地方選挙後半戦におきまして初当選をさせていただきました大久保輝でございます。今、この場に立たせていただいているということに多くの皆様方に感謝申し上げます。私は今まで選挙があれば投票所には行っておりましたが、それほど強く関心を持っていたわけではございません。しかしながら、このたび初めて自身の選挙というものを経験し、そして選挙に際しましては町民の皆様方の御意見を、さまざまな御意見をお伺いすることにより、そのお一人お一人のさまざまな御意見をしっかりと受けとめなければならないと、このように感じた次第でございます。そして、これからも町民の方々の御意見をしっかりと聞きし、その声を町政に反映させていくことができるように努めてまいりたいと、このように考えております。そのためにも、私自身がしっかりと勉強させていただき、そしてまた諸先輩の皆様のお指導をいただきながら、町民の皆様からの負託に応えられるように、そしてさらには菊陽町の発展のために取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の一般質問は、5項目でございます。1つ目、第5期菊陽町総合計画について。2つ目、学校校舎、体育館の改修、増築について。3つ目、光の森多目的広場について。4つ目、

安心・安全なまちづくりについて。5つ目、町内巡回バスについて。以上の5項目につき、質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

以後、質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ありがとうございます。

まずは、1つ目の御質問です。第5期総合計画につきましてお尋ねをさせていただきます。

第5期菊陽町総合計画の中におきまして、具体的な施策におきまして定量化されていないようであります。されていないようでありますというのも、私自身が今年の2月16日に武蔵ヶ丘コミュニティセンターで行われた菊陽町懇談会というものに参加させていただきました。その際、総合計画というものを私は見させていただいたわけでございますが、具体的な施策という部分におきまして定量化されたものが教えていただきたいという旨の質問をさせていただきましたところ、定量目標そのものはないという返答をいただきました。第5期菊陽町総合計画の構成図につきましては、基本構想から前期、後期の基本計画があり、そして実施計画、毎年度の予算、そして事業執行という流れになってあります。また、基本総合計画の体系におきましては、基本理念や将来像、まちづくりの目標というものが掲げられてあります。こういった基本理念や将来像については非常にすばらしいものが掲げられてあるわけでございますが、それを達成するための具体的な施策については、全てがもちろん定量化することはなじまないのではないかとはいえますが、しかしながら定量化なしに達成しているかどうかの評価がどのように行われるのかということについてお尋ねをさせていただきたいというふうに思いました。

例えば、この菊陽町総合計画の中の項目に主要施策の施策名、国民年金制度——一番初めの方でございますが——の具体的な施策において、未加入者の加入促進あるいは啓発活動の実施ということが書いてありますけども、具体的に加入促進してどれぐらいのパーセントになるのかとか、そういった具体的な定量的な目標を示されていた方が達成しているのかどうか、そういった評価について分かりやすいのではないかとというふうに思いました。このような事項において、どのように達成等の評価が今現在行われているのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、大久保議員の御質問にお答えいたします。

町の総合計画というものは、民間企業でいいますと経営戦略、あるいは経営計画のようなものと思っております。民間企業の運営にありましても、行政の展開にありましても、事業の展開の過程ではP D C Aサイクルというものがあると思います。すなわちP、これは御存じのとおりプラン、これは計画を立てることですね。それから、D、これはドゥー、これは実行する。それから、Cはチェック、評価をする。それから、Aはアクション、修正して対処するという過程でございます。このP D C Aサイクルの中で御指摘の問題に関連しますのは、Cのチ

ェック、評価をするというところだというふうに考えております。このCのチェック、評価をする方法は2つ一応ございまして、施策の成果を数量で評価する。今、議員がおっしゃいましたことだと思っておりますが、定量による評価、それから数量では評価できない評価というものもございまして、施策の展開の状況の評価します定性評価と申しますか、この2つがあろうかと思っております。例示をしますと、定量評価で申しますと、例えば道路改良が200メートル達成したとか、それから道路の舗装率が80%達成したとか、こういうのが実施計画の中に入ってきますけれども、こういった数量につきましては総合計画の実施計画の中に入れ込んでおるというところでもございまして、基本計画の中には入っていないというところでもございまして、この総合計画と申しますのは、議員もおっしゃいましたとおり、基本構想がありまして基本計画、それから実施計画という3層構造になっておりまして、基本構想の段階ではなくて実施計画におきまして毎年の予算編成の過程の中で計画を立てまして、1年後、事業終了した後に定量の評価をしているというところではございます。これに対しまして、数量で評価できない、施策の展開の状況の評価でございますが、これはもう定性評価というふうになります、例えば例で申しますと、歩行者にとって安全な、車にとりましては快適な、地域住民にとっては静粛な道路ができたという評価になりますが、これは安全とか快適とか静粛というような言葉はなかなか数値化ができませんものですから、これは定量ではなくて定性という形で評価をしているというところでもございまして、先ほど申しました3層構造の中の基本計画の中で、基本計画の段階では基本計画が終了した後、歩行者にとってやや安全な道路になったというような感じの定性の評価をまとめて行っているというところでもございまして。

御質問は、第5期の菊陽町の総合計画に具体的な施策の定量化がされていないが達成の評価はどうするのかということでございまして、基本計画におけます450の具体的な施策につきましては定量評価はいたしておりません。総合計画を策定する際に5年ごとに町民アンケートというのを実施しております。調査内容は、満足度とか重要度など、継続性ある質問を設定をしまして、前回からの5年間で町民の皆様の意識がどのように変遷したかなどを確認しております。これは定性評価と定量評価をミックスしたようなものでございまして、まず施策の評価を菊陽町に住んでよかったとか悪かったとか、こういったところを定性評価をしまして、次に満足している人が例えば60%から70%に増えたというような形が定量評価になろうかと思っております。民間の事業所にありまして、売上額とか経費の総額、人件費率、資本回転率等々定量評価があるかと思っておりますが、経営者の人望とか評判、社員のモチベーションの高さなどなどは定性評価という形になりまして、これを合わせて総合評価で評価されまして、銀行の融資や資本参加などが決定されているものと思っております。行政の場合も同様でありまして、総合計画の策定、施行、評価に当たっては、予算編成、それから決算の調製という過程の中で実施計画に基づく定量評価をすることによって客観的な施策評価と確実な進行管理を行っているところでございまして。また、町民間アンケートを実施しまして、実施計画に基づきます定量評価と基本計画に基づきます定性評価をミックスした施策評価をすることにより、総合的な施策の評価

が可能となっているところでもございますので、総合計画の後期基本計画の策定に当たりましては、可能な限り、この評価のミックスした評価を行いまして、実効のある、効果のある行政展開を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ありがとうございます。

私になぜこの定量化ということで御質問させていただきましたかといいますと、やはり皆様も日夜頑張ってお仕事されていらっしゃる中で達成の基準が不明瞭な状況であれば、町民としてうまくいっているのかどうかというところが非常に分かりにくい部分もあるのではないかとこのように思いました。先ほど初めにも申し上げましたとおり、全てが定量化できるものではもちろんないかと、このように思っております。しかしながら、今お話しいただいたとおり、定量化できるものについては極力定量化していただくことの方がより分かりやすいものになるのではないかとこのように思いますので、そのような観点から後期の基本計画における策定におきましては定量目標というものを少しでも盛り込んでいただければというふうに考える次第でございます。

ということで、次の質問に移らせていただきます。

2番目の学校校舎、体育館の改修、増築についてという部分でございます。

菊陽町内の小・中学校の体育館について、耐震補強等のために改修が計画されているかというふうに思いますが、計画が具体的にどのようなになっているのか。あと、体育館が利用できない期間の生徒への対応はどうなるのか。

また、2番目の項目になりますけれども、いつ耐震診断が行われ、改修の必要性が分かったのか。工事の決定はいつだったのかまで、あわせてお尋ねできればと思います。お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） おはようございます。

それでは、お答えします。

まず、各学校の体育館及び武道場の耐震、対策工事につきまして工事の内容を説明いたします。

この工事は、文部科学省から平成27年度までに速やかに落下防止対策をとるよう要請がされているものでして、地震の際に天井材や照明器具、それからバスケットゴールなどが落下しますと、児童・生徒に重大な危害を生ずるおそれがありますので、その対策工事としまして行うもので、天井材につきましては撤去いたします。また、照明器具につきましてはLEDに交換しまして、バスケットゴールと同様に落下防止対策を行うものでございます。

次に、工事の着手時期につきましては、平成27年3月に各学校と協議しまして、なるべく授業に影響がないように各学校とも夏休み開始日から着手する計画としております。工事の期間

につきましては、天井がある施設の武蔵ヶ丘中学校の武道場、菊陽南小学校の体育館、それと武蔵ヶ丘小学校体育館、それから菊陽中部小学校体育館が11月30日までの約4か月間を予定しております。また、天井がない施設の武蔵ヶ丘中学校体育館、西小学校体育館、菊陽北小体育館、それから武蔵ヶ丘北小学校体育館が10月30日までの約3か月間を予定しております。

次に、体育館が利用できない期間の対応につきまして説明いたします。

体育館が利用できない期間が夏休み開始日から2学期期間中となりますので、学校の教育活動では夏休みの部活動と2学期に体育館で行われます体育の授業や学校行事に影響が出てまいります。夏休みの部活動につきましては、各学校で運動場を使った練習や他の学校との合同練習など工夫した対応を考えております。また、キャロップア体育館及び町民体育館の平日も時間帯を定めまして部活動で利用できるように関係機関と調整ができておりましたので、6月3日に各学校の体育主任の先生を集めまして、利用日及び時間帯の割り振りを行っております。なお、2学期からの部活動につきましては、夏休みの部活動と同様に練習内容などを工夫した対応を考えておりますが、キャロップア体育館と町民体育館の利用につきましては、可能な限り利用できるよう調整していきたいと考えております。また、2学期の体育授業や学校行事につきましては、各学校で年間計画を見直しまして、2学期に体育館で行う内容を1学期と3学期に行うことで対応することとしております。

それから、改修の必要性が分かったのはいつだったのかという質問にお答えします。

体育館などの耐震対策工事につきましては、平成26年10月より非構造部材の点検業務を行いまして、平成26年12月に各学校施設の天井などの耐震対策工事の必要性を把握しております。その後、この点検業務の成果をもとに耐震対策工事の設計業務を行いまして、平成27年度の工事としまして、3月定例議会におきまして予算が承認されましたので、4月の町広報に掲載しまして、町民の皆様に対して周知を行っております。また、各学校に対しましては、3月と4月の校長会におきまして説明を行い、あわせて保護者への周知をお願いしております。それを受けまして、各学校では4月、5月のPTA総会や学校だより等で耐震対策工事の予定と体育館等が使用できない旨の説明を行っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ありがとうございました。

そうすると、平成26年10月より点検を行っているということでございますけれども、これちょっと6月3日の熊本日日新聞におきまして、公立小・中学校の耐震化についての記載がございました。この中で、県内で5市町で未完了というふうになっておりましたが、菊陽町がその中のその5市町の中の一つに入っておりましたものですから、この耐震診断というものにつきましては、その全体としてはいつごろから行われていたのか、県としてはいつごろから行われていたのかということについてお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） 熊本県全体でというのはちょっとはっきり分かりませんが、25年9月に国交省からの耐震基準の、平成25年9月26日に国交省より建築物における天井等脱落対策に係る技術基準の解説というものが出ておりまして、これを受けまして耐震診断を年度途中で、この場合は補正予算とかで対応になるかと思っておりますが、菊陽町の場合は26年度に9月の補正に計上しまして12月に行ったということでございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ありがとうございます。

2番目の項目に移らせていただきます。

一部お聞きしておりますが、保護者の方への説明が若干遅いように感じておりますということを書いておりますが、というのもそういった声が町民の方からお聞きしたものですから、これはお尋ねしております。先ほどもございましたとおり、今現段階においても夏休み以降について検討中というようなことございました。3月には学校とは協議をしてあるということではございましたが、実際保護者の方にきちんと伝わったのがいつになったのか。あるいは、保護者の方への説明会というのは、この前6月に行われているかというふうに思いますが、やはりそういったところにおいて若干対応について遅くなっているんじゃないかというような声をいただきましたものですから、この点についてどのようにお考えかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（桐 陽介君） それでは、今の御質問に答えさせていただきたいと思っております。

先ほどうちの学務課長の方からも御説明がありましたように、昨年度末に学校校長会議の折にこの工事等についてはお話をさせていただいております。また、期日等につきましても、校長を交えながら、できるだけ学校の教育活動に差し支えないようにというふうなことで夏休み期間を少し活用させてもらえないかというふうなところでの要望で昨年度末から一応スタートしております。そういう分で保護者への説明等につきましても、校長先生等を通じながら各PTAの会合等であつたりとか、そういうところで説明の方をしていただきたいと思います。また、町の方としましても、4月の町の広報でこの耐震工事に伴いますお知らせ、または期間等についても町民の皆様方にお知らせしておりますので、そういうところで御理解をいただいているというふうに対応していたところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

武蔵ヶ丘中学校の増築、既設校舎改修の計画につきましてはどのようなになっているのか。あと、こちらの件につきましては生徒への影響等につきましても、あわせてお尋ねさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えします。

武蔵ヶ丘中学校は昭和56年に新設校として建築されております。周辺地域の宅地開発によりまして、近年生徒数が増加し、平成28年度には教室数が不足いたします。また、住民基本台帳によりますと、今後も生徒数の増加が予想されますので、生徒数の増加に対応するため、本年度で校舎増築工事と既存校舎の改修工事などを行う計画としております。校舎増築等は既存校舎と一体性を持ち、相互連携が図れる配置としまして、既存校舎南側のテニスコートに建築する計画でございます。今後の予定としましては、7月中旬に発注しまして、8月に着工し、来年の3月完成予定で進めてまいります。また、本年度の既存校舎改修につきましては、校舎改修工事と手洗い改修工事、それから昇降口改修工事を予定しております。

生徒への影響ですが、改修工事につきましては学校の授業になるべく影響がないように夏休み期間と平日の放課後及び土曜日、日曜日に工事を行いまして、10月30日までに工事を終える計画で進めてまいります。なお、騒音や振動などを伴わない作業につきましては、学校側と協議しまして生徒の安全に十分配慮し、平日の昼間の作業も計画していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ありがとうございます。

今のこちら2つの項目につきまして、極力生徒への影響が少なくなるように検討いただきまして行っていただきたいというふうに考えます。

では、次の質問に移らせていただきます。

3番目の質問、光の森多目的広場についてでございます。

光の森多目的広場は先日完成しました光の森町民センター、通称キャロピアの北側に位置する広い土地でございますけども、こちら私も本日朝から目の前を通過してきたところでございますけども、テニスコートを何かつくるような看板が立っておりました。現在の利用状況についてどのようになっているのか。あと、こちらの面積や取得の時期、経緯、費用等についてもあわせてお尋ねできればと思います。お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、質問にお答えいたします。

現在、（仮称）菊陽町光の森多目的広場は、地域住民の皆様がウォーキングやランニングなどでの御利用や、休日には子どもたちが遊び場として利用されております。当広場は暫定的に整備したものであるため、団体での競技スポーツ等の利用は禁止をいたしておりますが、地域住民の皆様が行いますレクリエーション活動などは許可をしております。現状では主にグラウンドゴルフでの利用が多数を占めておまして、数団体が定期的に利用されております。また、先ほど学務課長のお話もありましたとおり、武蔵ヶ丘中学校の関連でございますけども、

部活の中では陸上部が当広場を利用しているものかと思ひますし、今年度は武蔵ヶ丘中学校の校舎の増築を計画してありまして、それに伴ひましてテニスコートが使えなくなるということで、この広場内に仮設のテニスコートを設置する工事を現在発注してありまして、先ほどおっしゃいましたように8月ごろからテニス部の活動も当広場で行われるのではないかというふうに思ひます。

それから、取得の時期等ということでございましたが、取得の時期につきましては平成19年3月議会で一応議会の方で議決をいただきまして購入いたしてあります。面積は、約3万5,000平米ございまして、そのうち7,000平米が今議員がおっしゃいました光の森町民センターのキャロピアの用地が7,000平米ですので、差し引きますと2万8,000平米が残りますが、もともと町が所有してありまして2,000平米がございましたので、合わせましてちょうど3ヘクタールが北側の用地になろうかと思ひます。取得金額につきましては、南側の光の森町民センターキャロピアの用地7,000平米と2万8,000平米、約3万5,000平米を合わせまして21億4,600万円ほどで熊本県住宅供給公社の保留地という形の用地を購入させていただいてあります。その後、平成22年2月1日に（仮称）菊陽町多目的広場ということで皆様に御利用いただいているというところでございますが、あくまでもこれは暫定的な整備でございました。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ありがとうございます。

それでは、今さまざまな目的に利用されているということでございますけれども、あれほど大きな広さには必要ないかと思ひますが、今後こちらの土地の利用方法、あるいは具体的な利用計画等がありましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） 2番の質問に移るかと思ひます。先ほどの話とちょっと重複しますが、菊陽町多目的広場として活用してあります北側の用地は南側の光の森町民センター用地と合わせまして平成19年3月に熊本県住宅供給公社から取得したもので、面積は北側だけで約3ヘクタールでございます。その後、平成21年度に用地の管理と本格的な整備までの一時利用できるように、用地周囲の張り芝や水飲み場、それから仮設のトイレ、照明などを整備しまして、平成22年2月から（仮称）菊陽町光の森多目的広場として地域の皆様や学校などに開放いただいているところでございます。この多目的広場は用途を特定しておらず、あくまでも暫定的な使用を念頭に地域の皆様に御利用いただいているものでありまして、設備等につきましても一時利用に対応するものとして最小限度に現在はとどめているというところでございます。現在、この北側区画につきましては、多目的広場として利用してありますが、今年度は先ほど申しましたが、4分の1程度の用地を武蔵ヶ丘中学校の校舎増築に伴ひます仮設のテニスコートとして利用することといたしてありますし、また今後武蔵ヶ丘中学校の運動場の拡張工事も計画してありますので、それに伴ひます運動場の代替施設としての利用も予定しているというところ

ろでございます。

さらに、菊陽町におきましては、菊陽町地域防災計画において北側区画の多目的広場を広域の避難場所及びヘリコプターの発着予定地に指定をしております、加えまして3月30日にオープンしました光の森町民センターキャロピアには太陽光発電による非常用蓄電システム、それから防災用の備蓄倉庫、それから飲料水兼用の耐震性貯水槽を備えております、これらの施設は西部地域におけます防災機能を有した重要な防災活動拠点としても位置づけているというところでございます。

なお、現在、(仮称)菊陽町光の森多目的広場として利用している、この北側用地につきましては、町民の皆様が新たな施設の整備を期待されているということはもう十分承知いたしておりますし、これまでの議会におきましても幾度となく一般質問されてきた経緯が一応ございます。町としましても、この貴重な財産であります北側区画の用地についてどのような機能が必要なのか、またどのように利活用していくのかなどの可能性を探りながら、住民の皆様の見聞もお聞きし、検討してまいりたいというふうに考えております。なお、事業化の検討に当たりましては、町の財政状況を見据え、事業に必要な財源の確保ができるかどうかなどを見きわめながら慎重に進めたいというふうに考えているところでございます。

○議長(渡邊裕之君) 大久保輝君。

○1番(大久保輝君) ありがとうございます。

代替施設として一時的な利用ということが今主な利用方法になっているのかということでお伺いいたしましたが、これ取得して約8年が経過しているということになるのではないかとこのように思いますけれども、その間8年近くの年月がある中において現在に至るまで今すぐとは言いませんが、将来においての利用方法がまだ明確になっていないということについては多額の税金を利用しているわけであるかと思っておりますのでどうなのかなというふうに思うところがございます。仮にこの更地の状況で、例えば民間の所有であれば固定資産税も相当な額になっているのではないかとこのように思いますし、通常更地の状態で固定資産税が高く、建物が建ると6分の1程度に軽減されるというふうになっておりますけれども、なぜこのように建物が建っている方が固定資産税が安いのかということについては、そこに利用の促進であったり、流動性であったりというものを持たせるために固定資産税が高いとか標準的なものであって、建物が建っていると安くなるというふうになっているわけでございます。私はそのように認識しておりますけれども、これは空き家に対する課税を更地と同等にすることが今計画になっておりますけれども、ということと同じような考え方だというふうに思っております。そういった中におきまして、これからのこの8年間ですね。まだ利用の計画が決まってないという状況におきまして、何か考えていただきたいなというふうに思っております。この件に関しましては、私といたしましても町民の皆様からの御意見もお聞きしながら、それはまた声をお伝えさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、しかしながらこれだけの広い土地になりますと大きな事業になるかと思っております。やはりここは町のトップとして町長の方からも、どのよ

うなお考えで利用したいのかというようなものについて示していただき、それをまた議論していただくというような場も持っていくことも必要なのではないかというふうに思いますが、町長はこの土地の将来的な、今すぐではないかと思いますが、将来的な土地の利用方法についてお考えがあればお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、大久保議員におかれましては初めての定例会ということですが、選挙公報の中にも、笑顔あふれ安心して暮らせる菊陽町と、それに4つのまちづくりを掲げられているところでもあります。そういった中で、この多目的広場の方でありますけども、これ総合政策課長が申しあげましたように、この県の住宅供給公社の方から19年3月に取得したということでもあります。と申しますのも、その取得に当たっては、この現在の光の森でありますけども、面積が96ヘクタールほどあって、当時の計画で計画人口7,000人がここに定住されるようになるというふうなところから出とった中での、そしてその西部の方の武蔵ヶ丘の方の地区も入れましても、また周辺地区入れましても、こういった場所に公共空地といいますか、そういう面積がぜひ確保しておくべきということで所得したものでありまして、当時金額も相当張りましたけども、将来を見据えた中で取得したところでもあります。そして、現在は、この南側の7,000平方メートルのところにつきましては、いわゆる町が事業を起こすためにはやはり町の単独の費用ですということとは用地費も相当かかっておりますし、何か制度を使った中で、またそれが地域住民の方々のためになるというふうな視点から、今のこの光の森町民センターにつきましては国の制度事業を道路を整備する一体の中でそれをできるというような方法がいろんな調べた中で見られましたので、7,000平方メートルについては土地の方についてもこの一部補助として見ていただいたし、建物の方もそうでありました。現在は、この南側の方については新しく施設もでき上がって大変皆さんも現時点で好評的に使っておりますけども、この多目的広場の方についても先ほど担当課長が申しあげましたように、この3ヘクタールをどう使っていくかというのは、これからいろんな面でいろんなどういうふうにご利用できるか、いわゆるこの事業を起こすためにはやはり財政的な裏づけが必要になりますので、現時点ではこの武蔵ヶ丘中学校の方の生徒増で校舎の増築等でその利用できない分について、そのテニスコートとか、またこの運動場、武蔵ヶ丘中学校の運動場の整備もまた必要性が出てきますので、やはり野球とか、そういうものについてもこちらの方で武蔵ヶ丘中学校の方の整備ができるまではそういう活用の仕方がなってくるかと思っておりますけども、そういうところも踏まえながら、今後制度事業を使ってぜひやはりこの補助対象になるようなものがないかということを経験しながら、そして町民の皆さんにとってどういう使い方が一番いいかということはいろいろ意見も聞きながら大事なああいう非常に値段も高いようなところでもありますけども、本当に見きわめながら事業を起こしていくことが必要じゃないかということでもあります。事業化に当たりましては、議員におかれましても、この将来を見据えた事業等を提案していただいて、あわせてその事業成果が町民に広く行き渡るような、そういった提案をしていただければ、ほかの議員

さんもそうでありますけども、ありがたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ありがとうございます。

あの地域に住む者として、やはりあれだけの土地があるということはいいことなのかなというふうに思っておりますし、取得しているからこそこれからさまざまなことを考えることができるのではないかというふうに思っております。その中で、町としても、あるいは町民の方からも、お互いにこの意見を出し合う機会というものを今後さらにつくっていただければというふうに考える次第でございます。

それでは、次の質問に移らせてまいります。

4番、安心・安全なまちづくりについてということにつきまして、交番の新設についての現在の取組状況及び今後の行動計画をお尋ねする予定でございましたけれども、先週末の会議の一般質問にて同様の御質問がございました。その中で1点ちょっと御質問でございます。答弁の中でさまざまな取組をされていることはよくよく分かりました。また、相手があることでございますので、なかなか町としてもお答えしづらい点もあるかというふうには私も認識を持ったわけでございますけども、その中で菊陽町の刑法犯認知件数について、これは昨年だったのでしょうか。371件という数字が出ておりました。これは犯罪の発生率として高いのか低いのかということについてをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務部審議員総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） おはようございます。

お尋ねの刑法犯の認知件数だと思うんですけども、議員お尋ねのとおり菊陽町におきましては、これが平成26年1月から12月までの昨年一年間の件数でございます。371件ということで、大津署管内では大津署管内と申しますと、合志市、大津町、菊陽町、西原村の4市町村でございますけども、大津署管内で昨年一年で870件という件数が出ています。約半数近くが菊陽町。それとあわせまして、これ県のホームページなんですけれども、県警のホームページに昨年一年間の発生市町村別犯罪ランキングというので、平成26年度分がございます。この中で率的には菊陽町が2番目というふうになっております。ちなみに、1番目が嘉島町ということで、前回の答弁のときにも申しましたとおり、大規模商業施設等、それと人口の急増ということで、それだけ菊陽町に対して流入人口が多いのではないかなということ、菊陽町民の犯罪というよりも熊本県全体の犯罪ということで、そういう流入人口の多いということ、そういうのが出ているかと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ありがとうございます。

今のお話ですと、県で2番目に犯罪の発生率が高いということになるかというふうに思いま

すけども、やはりそれだけ高くなりますとやはり住民としましては早急に交番の誘致をしていただきたいなというふうに感じるところでございます。また、先週の答弁におきましても、平成30年3月を一つの目標ということでおっしゃっていたかと思えますけども、その時期に現在設置されている合志菊陽交番が天津署の管轄から外れるというようなことだったかと思えますが、その時期にも少しでも早く誘致いただけるように優先課題の高い問題として取り組んでいただければというふうに思っております。それまで、それ仮に設置されたとしても、その後のこともそうでございますが、この地域に居住する一住民として地域のコミュニティの参加等を含めて安心・安全なまちづくりに取り組んでまいりたいと、このように思っております。こちらの方につきましては終わらせていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

5番目が町内巡回バスについてでございます。

現在の利用状況につきましてお尋ねしたいと思います。また、この係る費用、あるいは乗車率等についても分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、巡回バスのことにつきましてお答えいたします。

本町のコミュニティバス、いわゆる巡回バスでございますが、これは平成14年9月30日の試行運転から始まり、現在に至っているという状況でございます。直近で申しますと、平成25年10月にルート、それから運行本数を大幅に見直しまして、この際生活交通ネットワーク計画というのを立てまして、その中で年間利用者数の目標値を設定しております。初年度の平成26年度、これは平成25年10月から翌平成26年9月までの1年間、10月から9月までということでございますが、1万2,000人と設定しておりましたが、これに対する実績は1万7,994人ということで目標値を大きく上回っているという状況にはございます。2年目の平成26年10月から今年の3月までの半年間の実績を見ますと9,489人ということで、平成25年10月からの半年と比べれば1,860人は増えているという状況ではございます。

御質問の1台当たりの平均乗車数ということでございますが、平成26年10月から今年の3月までの半年では、路線が5つございますけども、平均で3.4人でございます。路線ごとでは、西部線というのが一番多ございまして、8.3人と高うございまして、他の4つの路線につきましては3人未満というところで、やっぱり路線によりまして差が大きいなというふうに考えておるところでございます。町としましては、現状の利用状態を踏まえ、また九州産交バスの路線バスの再編なども念頭に入れまして、バス事業者と巡回バスを含めました新たな地域公共交通の再編に関する協議を重ねているところではございますので、その中で今後どのような運行形態にするのか、選定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保輝君） ありがとうございます。

次の質問のことについてもある程度お答えいただいたのかというふうに思いますけれども、

前回の議会でも九州産交バスが大津営業所、菊陽営業所に移転するというところでございましたが、そういったところを踏まえての検討になるかとは思いますが、このルートの変更等につきましては、やはりその路線ごとの乗車率等から考えていくのかなというふうに思います。私、これ町民の個人の方々の御意見でございますけれども、やはり通りが大きなところを走っているのです、なかなかそこまで行かないと、もう少し入り組んだところまで入ってもらえれば利用できるのになというふうな声も聞いております。なかなかそういったことも難しい部分もあるかとは思いますが、そういったところも踏まえた路線の見直しというものも考えていただければなというふうに思います。

3番の質問に参ります。

スマートフォン等でのバスの位置情報提供があっているかというふうに思います。この利用状況はどのようになっておりますでしょうか。また、いつごろから開始し、どのぐらいの費用がかかっているのか、その件につきましても費用対効果等ありましたらお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、2番の方はもう先ほどの答えでよいということでしたので、3番のスマートフォン等での位置情報提供システム、このことについてお答えいたします。

御質問の位置情報提供サイトは、平成26年度に合志市と菊陽町で協議会をつくりまして、平成27年4月、今年の4月からですね。運用開始したいまココというふうなバスロケーションシステムでございます。巡回バスの運行は、やっぱり交通状況や天候などの影響が多ございまして、また定時性の確保が課題でございますが、このシステムを導入することで、今どこを巡回バスが走っているとか、目的地にいつごろ着くかなどが分かるのではないかと思います。また、この運行データを分析することで、ダイヤの見直しなどにも役に立つのではないかなというふうに考えているところでございます。サイトの利用状況を見てみますと、これは合志市のレターバス分も含めたところでございますが、アクセス件数につきましては集計ができるようになりましたのが5月26日からでございますけれども、1日当たり平均で50件ほどはアクセスがっているという集計の結果が出ております。これは、私どもも職場の方で見ますし、当然合志市でも見ますが、あと個人さんも見られていると、これはもうスマートフォン、それからパソコン、誰でも閲覧されているというところでございます。

次に、導入における費用対効果ということでございますが、このシステムは県のスクラムチャレンジという市町村間で共通する課題解決のための補助事業を活用しまして、菊陽町と合志市で構築したものでございます。サイト公開から約2か月間ということで、まだ期間も短うございますので、またサイト利用者は本町以外の方もいらっしゃるということでございますので、厳密な費用対効果をお示しすることは現在では難しい状況ではございます。なお、この位置情報提供サイトの提供は、アクセス数だけを見れば成果は上がっているのかなというふうに一応考えているところでございますが、このシステム導入の目的は巡回バスの運行状況を確認

することにより、利用者の利便性を図るといところでございます。また、町内巡回バス運行自体には財政的な負担は当然ございますが、地域住民の足、特に高齢者の交通手段を確保するという重要な側面がございます。また、その利用者が便利にお使いいただけますよう、いまココのような利便性向上策を継続しまして、あわせて巡回バスの費用対効果の課題も念頭に置きながら、今後も巡回バスの適切な運営には努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ありがとうございます。私自身も、こちらのバスの利用情報の提供、位置情報の提供の利用を試みようというふうに思いましたけれども、ちょっと分かりづらいなというふうに感想として思ったところでございます。私、このバスそのものはあることは非常にいいことなのかなというふうに思っておりますけれども、しかし運営する以上は効率のよい、皆様からの利用価値を高く感じてもらえるものにしていく努力が必要かというふうに思っております。これは私の想像ですが、こちらの巡回バスの利用者っていうのは御高齢の方でも結構多いのではないかなというふうに思いますけれども、私自身そこまで電子機器に疎い方ではないかとは思っておりますが、その私におきましてちょっと使いづらいなというふうに思いましたものですから、御高齢の方についてはまだ使いにくいというふうに感じるのではないかなというふうに感想を持ったところでございます。ただ、位置情報の提供そのものについては大変便利かというふうに思っておりますので、もっと利用しやすい位置情報提供にすることができるのかということについて、今も御検討されているということでございました。また、すいません。私もこれが最近開始されたということを知りませんで、最近サイトを見てこういったものがあるんだということを確認したものですから、しかし合志市とも共同ということですぐすぐに改善というのは難しい部分もあるかもしれませんが、こちら少しでも何か改善する計画等ございましたら、お尋ねしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） 実際、このシステムにつきましては今年の4月から運用開始したということでございまして、あと実際成果がどこまで出るかというのはまだ見えてない状況ではございますので、それはやっぱり合志市と連携をしながら、いろんな課題が当然出てまいりますので、そういったのを含め、今後合志市と共同で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ありがとうございます。

これからさらに町の巡回バスの利便性が向上することを期待いたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時53分

再開 午前11時3分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩下和高君。

○12番（岩下和高君） こんにちは。岩下和高です。

このたびの選挙で4度目の当選をさせていただきました。今後は、初心を忘れず、菊陽町議会議員の名に恥じぬようさらに努力していく所存でございます。今回、立候補に当たっての公約は、10年後、20年後の菊陽町の未来に向けたまちづくりといたしました。意図するところは、議員としてこれからの4年間、まちづくりに取り組む姿勢を10年後、20年後の菊陽町のあるべき姿を見据えつつ、当面する町の課題に着実に取り組もうというものでございます。そこで、こういうまちづくりの具体的な施策を研究し、執行部に対して、また町民の方々に対して、国、県などに対しても提案をしていこうと考えるところでございます。公約の大きなくくりとしては、10年後、20年後に向けたまちづくりであります。細分化しますと3つの柱から成っております。1、将来の菊陽をつくる子どもたちと現在の菊陽町をつくり上げられた高齢者の皆様などが光輝くまちづくり。2つ目に、商工業、農業が調和し、活気あふれるまちづくり。3つ目、歴史、文化財産が脈々と継承されるふるさととして誇れるまちづくりの3つでございます。この柱を中心に10年後、20年後の菊陽町の未来に向けたまちづくりのための研究、提案を今期4年間の議会議員としての活動理念としていることを先に申し上げて、質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） それでは、第1の災害対策についての御質問をいたします。

まだ記憶に新しいところでありますが、平成24年7月の北部九州豪雨災害においては、福岡、大分、熊本において死者等の人的被害が発生しております。河川の氾濫、土砂崩れ、家屋の損害など、甚大な被害が発生しました。先日の5月20日の熊日新聞では、阿蘇地方の災害復旧工事の進捗状況が復旧予算ベースで45%という記事が出ておりました。それを見まして、私はスピード感がちょっと感じられないなと思われましたが、本格的に梅雨の時期を迎えるに当たって、菊陽町だけではなく白川上流の阿蘇や下流の熊本市における主な被害の発生状況と、その復旧工事の進捗状況について説明を求めます。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） おはようございます。

質問にお答えいたします。

阿蘇白川水系の被害の発生状況でありますけれども、まず下流域の国の直轄区間でございま

すけれども、国土交通省により激甚災害対策特別緊急事業、緊急対策特定区間事業、高潮事業等により河川復旧事業が進められております。進捗率の数字は出されておきませんが、本年度でおおむね目途がつくと聞いております。また、最近では、平成27年4月に大甲橋から明午橋間約600メートルに約60メートルあった川幅を約100メートルにする整備を行いました。通称緑の区間が完成しております。今年度は、龍神橋の架け替え等を行うと聞いているところであります。

次に、熊本県の管理区間での小碓橋からみらい大橋区間について説明いたします。被災状況でありますけれども、浸水面積約100ヘクタール、浸水戸数724戸、被害額は約110億円になります。被災直後より激甚災害対策特別緊急事業等により河道の拡幅、河床掘削等が進められております。進捗率の数値は出されておきませんが、用地費関係を申しますと平成27年4月末での全体の用地進捗率は対象家屋240戸の契約率100%、対象筆数697筆の契約率が97.4%となっております。また、特に被害が甚大でありました熊本市陣内4丁目地区では、必要な対象家屋110戸と民有地の契約率が100%でありまして、昨年12月から本格的な掘削を開始しております。28年度中には現河道と新河道をつげかえる予定であります。

次に、菊陽町から大津町区間でありますけれども、本町においては白川沿線を中心に床上、床下浸水が79世帯、81棟、農地の浸水、埋没、流失が約65ヘクタール、白川の菊陽から大津町区間では延長約6,400メートルにわたり護岸等が崩壊するなどの被害が発生してありまして、菊陽町管内だけでも延長約1,500メートルの護岸の被災や浸水被害が発生しております。この復旧工事が熊本県により進められておりますけれども、災害関連事業として菊陽町辛川地区、曲手地区等の4か所について、平成27年6月2日現在の事業費ベースでの進捗率は94.5%、推進費と熊本県単独費を合わせた事業として菊陽町下津久礼、曲手等の6か所につきましては88.4%となっております。このように本町の護岸堤防の改修は平成25年度より着手してありまして、今年度で災害復旧事業等はおおむね完了となります。また、現在着手してあります馬場楠、戸次、久保田地区の浸水対策事業については引き続き用地買収が調ったところから、順次工事を行う予定と聞いているところであります。

次に、さらに上流部の阿蘇の区間であります。被害の概要は浸水面積約2,070ヘクタール、浸水戸数1,874戸であります。災害発生直後から熊本県が激甚災害対策特別緊急事業によりまして河川復旧事業が進められてありまして、九州北部豪雨と同程度の洪水に対して家屋の浸水被害を解消することを基本におきまして事業費183億円、事業期間は平成24年度からおおむね5年間により河道掘削や河道の改修、遊水地、輪中堤の整備、宅地かさ上げ、道路かさ上げなど、さまざまな手法を活用して治水対策が進められているところであります。今年度においては、小倉・手野遊水地新設事業、輪中堤事業、堤防かさ上げ事業、宅地かさ上げ事業を主に行っていくというふう聞いております。

以上を総括しますと、小碓橋からみらい大橋区間の白川災害復旧につきましては、平成29年度末にはおおむね終了し、菊陽大津町区間では平成27年度末にはおおむね終了する進捗率とな

っておりますし、阿蘇地区につきましては平成29年度末にはおおむね終了する予定となっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） その阿蘇地区の29年っていう、今答弁がございましたけど、それも踏まえて今の進捗状況からして再度の被害の発生する可能性というのがないのか、そのあたりの所見をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 再度の九州北部豪雨と同程度の洪水に対しての再度の被害が発生する懸念はないのかということでございますけれども、県の方に確認しましたところ、同程度の洪水に対しては対応ができるというふうに聞いておるところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） ありがとうございます。

それが、今現在そのダムの問題が上がっておりますけど、それに対しての今後の災害に対するダムに対しての町のお考えというのはございますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 白川の関係につきましては、今、建設課長が説明しましたように流域全体でこの災害関連工事等が進められておりまして、白川の流下能力が災害以前よりも格段に向上するものと思われましても、白川流域災害の対策としましては早期の白川の改修と立野ダムの建設が最終的な安全・安心のための対策だと考えているところであります。今後につきましては、これ平成13年7月に白川改修事業と立野ダム建設の促進を目的に、この流域の自治体であります熊本市、大津町、南阿蘇村、それにこの私たちの町、菊陽町から成ります白川改修・立野ダム建設促進期成会というのが立ち上がっておりまして、白川水系河川整備計画の策定及び立野ダムの建設促進を引き続き国、県に対してこの協議会の中で国の方にもほとんど毎年要望に行っておりますけれども、そういう中で強く要望していきたいと思っております。現在、白川の改修関係というのは災害に伴うものでありまして、まだ本格的な計画というのがまだできておりませんので、それも県の方が策定する区間と菊陽大津間はなっておりますが、そちらの方の事業の方についても立野ダムとあわせて進めていただきたいということで、将来的なためにはぜひ必要だということでもともに行動しているような状況であります。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） ダムに関しましては、当然その今自然の破壊ですとか、そういうところが懸念されている、言われているところはありますけど、私たち住んでいる人間としてみれば、菊陽町もそうなんですけど、生命、財産を守るという意味でちゃんとした検討を今後していただいて町の方針を決めていただきたいと思っております。

それでは次に、2番の質問に参ります。

北部九州豪雨災害において人的な被害は80歳代の高齢者の死亡が多数を占めておりました。このような高齢者や障害者に対する災害に備えての対応、日常時の被害発生時、訓練はどうするのかというところをお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） おはようございます。

ただいまの御質問にお答えいたします。

平成24年7月12日の九州北部豪雨により、熊本県では当日未明から朝にかけて熊本地方、阿蘇地方を中心に雷を伴った猛烈な雨となり、阿蘇乙姫では当日0時から9時までに492.5ミリの大雨となりました。そのため、町を流れる白川が氾濫して、護岸の崩落、農地の冠水、土砂の流入、住宅への浸水などにより、白川沿岸を中心に甚大な被害が発生し、県内では死者23名、行方不明者2名など、36名の人的被害も生じたところであります。被災者の内訳としては、高齢者の割合が高く、全体の約56%でありました。本町では福祉課と介護保険課の職員により避難勧告が発令された白川流域10地区に住む個別計画作成者89名に電話での安否確認及び避難勧告情報の伝達を行いました。個別計画とは、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等協力者に提供することに同意された方に対し、一人一人の避難支援が迅速かつ適正に行えるよう、誰がどのような支援を行うのかを具体的にした計画であります。電話による安否確認をした89名のうち84名の無事を確認し、連絡がとれない5名は、自宅や各地区の公民館を巡回して、高齢者、障害者に安否確認を行いました。九州北部豪雨災害から得た教訓は次の3点です。1つ目には、高齢者や障害者等の要支援者の避難を手助けする避難支援者の確保ということであります。2つ目には、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対する災害時の避難方法を定めた個別計画を充実、普及させるということであります。3つ目には、要支援者のための避難訓練を充実させるということであります。1つ目の要支援者への避難を手助けする支援者の確保については、区長、自治会長、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、消防団との連携や情報の共有化により要支援者名簿を作成し、支援者の確保のためのツールとすることとしています。2つ目の個別計画を充実、普及させるという件については、民生委員、児童委員の皆様のご協力を得て早急に整備することとしています。3つ目の要支援者を対象とした避難訓練については、平成25年度の防災訓練の際に個別計画を作成している白川左岸の要支援者5名の安否確認、避難訓練を行いました。平成26年度は、白川右岸の要支援者7名を対象として同様の訓練を行ったところです。このように高齢者や障害者等の要支援者に対する災害時の対応は、1、要支援者に係る情報を整理、共有化し、2、避難のための個別計画を策定し、3、訓練を十分に行うということが最も重要と考え、これらの充実に努めていくとしています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） 個別計画を今から策定するということですが、もうちょっとその個別

計画の内容をもうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） 個別計画の内容につきましては、まず同居の家族がいらっしゃるのか、避難時に配慮しなくてはならない事項、それから緊急時の連絡先、それからふだんいる部屋がどこであるかとか、避難支援者の情報、それから避難場所への経路というものを一人一人に対して作成するものであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） それではもう一つ、訓練の計画、訓練計画っていうのはあったら答弁お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） 訓練につきましては、平成25年度、26年度で訓練を防災訓練の際にあわせたような実施しておりますけれども、今後も町でいたします防災訓練の際に要支援者、それから住民の方の御協力を得ながら訓練を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） 備えは万全というところでしょうか。粛々はこちらの方は進めていただいて、安心・安全というところを行政側でフォローしていただきたいと思います。

それでは次、3番の質問に行きます。

災害時には、自衛隊、警察、消防、消防団などの連携、情報の共有化が最も重要と思われます。また、行政区、各種団体、企業、町民との災害に関する認識を深め、災害時の対応、防災訓練が最も重要と考えますが、町としての考えと、その対応策の説明をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

先ほど建設課長の方からも答弁しましたとおり、本町でも白川沿線の地区を中心に大きな被害が発生しております。このときの深夜からの突発的な豪雨による浸水などにより、指定された避難所への誘導が危険となるという、町の災害対策の課題が明らかになっております。このことから、住民に対する災害が発生する可能性があるとの情報を早目に伝達し、明るいうちからの予防的避難を行うこと、その後の防災のための情報収集、伝達、避難行動計画の基本といたしております。また、白川の監視体制が強化されたことにより、避難勧告等の判断基準が明確化され、伝達情報の精度が高まっております。災害は、いつでもどこでも起こり得るという認識に立ち、1つ、大規模災害への備えが十分か、2つ目に防災に関する町や町民などの役割は明確か、3つ目に防災訓練や教育などふだんからの取組は十分かという3つの視点で、これまでの計画や防災、災害対策活動の見直しを行っております。例年、取水期前、今の時期でございましてけれども、関係機関と防災に関する会議、巡視等を実施し、危険箇所、重要水防箇

所、洪水予報、水防警報、ホットライン等の防災に関する情報の共有を図ることで、互いの顔が見える信頼関係を構築しており、相互の情報共有において迅速かつ密接な連携を図っております。今年度は、5月27日の菊池地方災害対策会議において平成27年度熊本県地域防災計画の見直しの概要を受け、熊本県をはじめ熊本地方気象台、陸上自衛隊、国土交通省など関係団体との情報の共有を図っております。

6月4日、これは議員にも御出席いただき、平成27年度菊陽町防災会議を開催しております。町防災計画の見直しを説明するとともに、熊本地方気象台、陸上自衛隊第42普通科連隊、熊本県危機管理防災課からそれぞれの説明があっており、情報の共有を図っております。

6月7日、日曜日ですけれども、菊池広域連合消防本部南消防署の指導のもと、菊陽町消防団の全体規律訓練を実施し、各団員の消防技術の習得と知識の向上に努めました。また、水害等の発生しやすい梅雨どきを迎えるに当たり、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、水防巡視による点検及び土のう等資材の準備を行っております。

なお、平成25年度と26年度において、白川沿線の地域を対象として、役場の情報収集、警戒、避難情報の伝達、避難所の運営などの体制、消防団や消防署、警察署との連携、地域や自主防災組織、社協やボランティア団体などとの連携について訓練を実施しております。

また、熊本県との図上訓練や各自主防災組織との訓練を通して防災についての共通認識を持つておくことも重要です。今後も、関係機関の参加と住民、その他関係団体の協力を得て大規模災害を想定した訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、各種団体との連携としまして、菊陽土木建設業協会と災害時協力協定を締結しており、本年度は協定の一部を見直ししております。昨年11月には、株式会社ゼンリンと災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結し、今年度は株式会社ゼンリンがスポンサーを募り、無料で菊陽町初の総合防災マップを作成するよう準備しております。初の総合防災マップとして、町の防災情報や地域における危険箇所を警戒することで、各自主防災組織の地域防災マップとして、各学校では児童・生徒を危険から守るためのキッズセーフティーマップとして活用していただけるものです。

さらに、緊急時における食料、医療などの救助物資の供給を株式会社イズミ、イオン九州(株)の2社と協定を締結し、飲料水については南九州コカ・コーラボトリング、南九州ペプシコーラと緊急時に飲料水の無償提供の協定を締結しており、今後も町内の大型店舗との物資支援協定の締結を進めてまいります。

また、大津菊陽水道企業団では、防災緊急用水袋6リットル、5,000袋と、500ミリリットルの緊急ボトル約1万本を敷地内の備蓄倉庫に保管しております。あわせて、平成26年度には給水車を導入し、災害時の給水体制の強化を図っております。町の備蓄倉庫につきましては、現在、菊陽町役場、三里木町民センター、光の森町民センターの3か所を整備しております。特に、光の森町民センターには、飲料水兼用の耐震性貯水槽40トンを備えております。これは4,400人分の3日間確保できるという水でございます。あわせて、平成25年度に菊陽中部小学

校にプールの水の利用の緊急浄化槽装置を設置しております。災害時の飲料水の確保のため、約400トンのプールの水を利用できるようにしております。この緊急浄化装置は、災害時には1日当たり6,600人分の飲料水を確保することができます。今後も関係機関との連携、情報、認識の共有化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） 大変詳しい説明ありがとうございます。

その中で、今ちょっと1つあったのが、防災マップの件でゼンリンと提携をして防災マップをつくったっておっしゃってましたけど、ちょっとその経緯をちょっともう少し詳しくよろしいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） つくったというか、今からつくる……

（12番岩下和高君「今から。ああ、今からです」の声あり）

答弁の中でも申しましたとおり、昨年11月に株式会社ゼンリンと災害時における地図製品等の供給等に関する協定ということで、ゼンリンの地図を防災用として使うような協定を結んでおります。今年度は、一応それとあわせて官民共同事業、町とゼンリンとの共同事業ということで、ゼンリンがスポンサーを募り、それに広告収入とか、そういうのがありますけれども、そういうのを利用してゼンリンの方と町で共同して防災マップをつくるというような事業でございます。一応今年度中に10月か、そこらぐらいにはつくりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） 大変その民間の力をかりてというのは大変私はもう賛成するところでございますし、もちろんゼンリンさんですので、とても詳しく内容も精査されたものができ上がるのではないかなとは想像します。その中で当然前回の災害から町としても同じ轍を踏まないというような考え方が今対応策で答弁をいただきましたので、今後も万全を期して進んでいていただきたいと思います。

じゃあ、それでは次の質問に参ります。

（町長後藤三雄君「岩下議員、私にも一言」の声あり）

どうぞ、はい。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本町におきましては、東日本大震災後の平成23年5月から災害派遣として宮城県の東松島市や南三陸町などに職員を10名派遣したところであります。これ熊本県と県内市町村が一体となって、チーム熊本として被災地の行政機能を支援する取組に参加させたものでありまして、それぞれが被災自治体でこの行政支援、保健医療支援として活動を行っております。派遣職員は、この現地での活動を通じ、被災された人や、それを支援する方々と接する

中で地域づくりやコミュニティの大事さを学んできておりました、自分たちで見てきたことを感じてきたことを今後の業務に生かせるものと思っておりますし、復命書を見た後、またそういう指示をしたところでもあります。今後も、関係団体との連携を密にして情報、認識を共有することで被害を最小限にできるとともに、早期の復旧、復興につながるものと考えているところでもあります。そして、私もこの災害時の総責任者として現場に素早く駆けつけ、徹底した情報収集を行って、的確な判断、指示をすることによって被害を最小限に抑え、被害から町民の保全、町土の保全、そして町民の生命、身体、財産を守ることに努めたいと思っておりますけれども、議員各位におかれましても、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） ありがとうございます。

じゃあ、それでは次の質問に参ります。

次の質問は、子ども・子育て支援の充実、拡充についてです。

今年4月に菊陽町の人口が4万人を超えたということで、それに関しては本当に誠にうれしい限りでございますけど、人口増加の原因は幾つかあると思われませんが、その中に菊陽町の子育て支援策にもあると、それはもう誰もが思われているところではないでしょうか。子どもたちは将来の菊陽町をつくる大切な宝であります。子どもに対する対策を十分にすることが菊陽町の輝かしい未来をつくることであるとの観点から、保育問題についての質問を今からいたします。

それで、1番の質問ですけど、本年4月から子ども・子育て支援法がスタートしたところですが、今までの子育て支援課の説明では保育所を利用する保護者の側からすれば、この改正ポイントは保育の量の拡大と保育ニーズの多様化への対応と思われれます。そこで、新制度の前後に分けて1つ、1、保育所の利用状況がどう変わっているのか。2、新たな課題は発生しているのか。3、今、待機児童の人数は何人なのか。これは先日、94人と答弁がありましたので、これはよろしいです。それと、認可外保育所の状況もあわせて説明を求めます。

○議長（渡邊裕之君） 福祉生活部審議員子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、今のありました子ども・子育て支援法施行による変化と待機児童の問題について町の対策はどうかについての御質問に対してお答えいたします。

本年4月1日から、子ども・子育て支援法などの子ども・子育て関連3法に基づき、消費税率の引き上げに伴う安定財源を確保しまして、幼児期の学校教育、保育、あるいは地域の子育て支援サービスの充実を図るため、子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。新制度により、幼稚園、あるいは保育所、そして幼稚園と保育所を一体化した認定こども園の3施設を対象としました施設型給付が創設されました。本町では4月1日現在、新制度により施設型給付を受ける幼稚園に4人、幼稚園と保育所を一体化した認定こども園に19人が通園されております。なお、これらはいずれも町外の幼稚園、あるいは認定こども園であります。このほ

か新制度の施設型を給付を受けずにこれまでと同様に私立学校助成を受ける幼稚園に597人が在籍しており、町内2園の幼稚園をはじめ、大半の幼稚園が新制度に移行を慎重に今見きわめている状況であります。

保育所につきましては、町内15か所の公立、民間施設に定員1,400人に対して1,326人が入所されております。この入所者が定員を下回っておりますのは、幾つか理由がありますが、まず1つが公立保育所と民間保育所が近くに位置する地域におきましては入所希望者が園舎の新しい民間保育所に集まる傾向がありまして、公立保育所にあきが生じやすいのがあります。それと、第2点としましては、3歳未満児、いわゆるゼロ歳、1歳、2歳児の園児室が狭い公立保育所があると。そして、3番目としては、建替えを予定しております町立保育所もみじ園は現在定員よりも入所者が少ないといった状況があります。新制度では、この入所者のうち保育時間を1日最大11時間、これは今まで3月までの分の保育時間でございますが、この1日最大11時間利用する児童が1,213人、さらに新制度から導入されました1日最大8時間保育を利用する児童が113人いらっしゃいます。短時間保育につきましては、保護者の就労、あるいは家族の状況により、通常の保育時間より少ない時間、菊陽町では公立、私立とも時間的には午前8時から16時まで——8時間ですね。の保育を行うまででありまして、新制度により導入された制度であります。このほか入所施設としまして、町内にゼロ歳児から2歳児を対象とします家庭的保育室が2か所ございます。これについては定員が合わせて10人の児童が入所されております。

次に、今議員が言われました待機児童についてでありますけれども、町では待機児童を厚生労働省が毎年4月と10月に実施します保育所等利用待機児童数調査で定義します、保育の必要性の認定がされ、保育所や小規模保育事業などの利用の申し込みがされているけれども利用していない者というふうに定義づけております。ただ、保育所等に現在入所しているけれども、第1希望の保育所等ではない等により転園希望が出ている場合、あるいはほかに入所可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合などは、さっきの待機児童としてはみなしてはおりません。待機児童数については、議員が言われたように4月1日現在は94人ですけれども、その内訳を申し上げます。年齢別にはゼロ歳児が11人、1歳児が37人、2歳児が22人、3歳児が15人、4歳児9人となり、このうちゼロ歳児から2歳児までが70人ですね。全体で74%を占めまして、特に1歳児の待機児童が多くなっております。本年4月に津久礼ヶ丘地区に定員120人、あるいは沖野地区に定員90人の民間保育所が町内で開園しまして、4月1日現在では町全体で3月よりも入所定員が210人増加はしておりますけれども、そういった影響もありまして、結果的には待機児童というのは昨年同期に比べまして34人は減少しております。

なお、待機児童の受け皿となって利用されている認可外保育所につきましては、本年6月1日現在では町内に4か所ございます。入所定員が今110人になっているんですが、その中で菊陽町のお子さんが29人になっております。今後、また入所児童は増えると思われませんが、昨年

度平成26年度ではトータル的には町内外の認可保育所に入所された菊陽町の児童は96人ということですので、やっぱり年度後半になってくると認可外保育所に入所される方が多くなってきます。

今後、この待機児童対策につきましては、平成26年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、まずは私立幼稚園の認定こども園への移行、そして地域型保育の小規模保育所、小規模保育所というのが定員が6人から19人の保育所です。そうした小規模保育所の公募、あるいは事業所内保育所、これは従業員のための保育所でございます。そういった事業所の保育等の認可により保育ニーズに対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） 保育所、今待機児童もそうなんですけど、ゼロから2歳児がやはり大半を占めているというところなんですけど、この年齢層に対応するというのは小規模保育っていう対応策なんですけど、今後その小規模保育を菊陽町でどのように推進というか、取り組んでいけるのか、もう少しちょっと詳しくお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今までは定員が20人以上の保育所を平成19年度以降ずっと設置しておりましたけども、今後は主なところは定員が6人から19人のところの小規模保育所、これについてはまず子ども・子育て支援事業計画におきましては、ニーズに対してどれだけ供給をしていくかというところを平成27年度から平成31年度までの計画でしております。まず、保育につきましては基本的には対応するのは、まず大きな施設であります保育所、認定こども園の中の保育所部分、そして小規模保育所、あるいは加えて事業所内保育ですね。そういったものが中心になるかと思えます。今、議員がお尋ねになられた小規模保育所につきましては、事業計画にのっとって、まず菊陽中学校校区でどれだけ整備が必要だと、あるいは武蔵ヶ丘中学校校区でどれだけ保育が必要だということをお考えまして、保育全体のニーズに合わせたところの供給を図っていくと。その中のサービスの一つとして、この小規模保育所というところを考えております。今後は、やはり今は小規模保育所というのはございませんので、今後公募等により複数になるかと思えますけども、町で設置していきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） いろいろ施策はあると思えますので、早期の待機児童の解消の方をお願いいたします。

それでは、次の質問に参ります。

現在、株式会社等による保育事業が幾つか行われておりますが、4月28日の西日本新聞には放課後児童クラブに民間企業が参入するという記事が載っておりました。一方で、社会福祉事

業を長年こつこつ誠実に実施しておられるところがもうございますけど、おられて、周囲から高い評価を受けられている方もおられます。株式会社等の保育事業への参入の実態と、保育事業に取り組む保育事業者の資質等についての町の考えをお聞かせ願います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、質問の株式会社等の企業の保育事業への参入について町はどう考えるかの御質問にお答えしますが、まずお答えする分の説明として株式会社等なので、株式会社、あるいは有限会社、あるいは個人、いろいろそういったところを含めてというところで御説明したいと思います。それと、保育事業というところでききますと、まず通常の保育所、あるいは地域型の保育、あと議員が言われた放課後児童クラブですね。そういったところでちょっと3つに分けて御説明したいと思います。

まず、都道府県知事が認可します入所定員20人以上の保育所につきましては、設置主体が従来は市町村、社会福祉法人に限られておりましたけども、平成12年3月に国の規制緩和により設置主体の制限が撤廃されました。しかし、その後も運用面において市町村の意向を勘案して認可を行っていたことから、子育て支援の事業者として株式会社等の企業の参入につきましては慎重な姿勢で対応を図っていたところでございます。こうした中、昨年12月に児童福祉法が改正されまして、保育所の認可に関する審査基準が定められるとともに、さらに国の厚生労働省の保育所の設置、認可等についての通知の中で当該地域で保育需要が充足されていない場合には設置主体を問わず、審査基準に適合している者から保育所の設置に係る申請があった場合には認可するものという指針が示されました。その指針が子ども・子育て支援新制度が開始されました本年4月1日から施行されているところであります。このことを受けまして、熊本県では保育所の認可に当たり、まず設置主体が社会福祉法人や学校法人を除きます株式会社等ですね。先ほどの株式会社、有限会社、個人等ですが、そういった場合も児童福祉法の審査基準で、まず経営するために必要な経済的な基礎があること、あるいは経営担当役員が社会的な信望を有すること、あるいは実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識、または経験を有することの3項目を満たして、待機児童がいる場合においては認可されることになっております。

次に、今度は先ほどの小規模保育所等の地域型保育について御説明します。今の話のように、子ども・子育て支援新制度の中で、今度は市町村が認可をいたします、先ほどの小規模保育事業、あるいは会社の従業員のための保育所であります事業所内保育事業、あるいは入所定員5人のところの家庭的保育事業、そういった地域型保育事業についても、先ほどの児童福祉法の審査基準、あるいは認可に係る国の通知、さらには菊陽町で条例がありまして、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について審査、認可することになります。

以上のことから、待機児童がいる本町におきましては、公募審査を経て子ども・子育て支援事業計画に沿った保育サービスが審査基準に適合した株式会社等の企業より適正に実施される

と判断される場合においては認可することになると考えます。あとは、放課後児童クラブについても、そういったところの同じような取扱いになるかと思えます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） 株式会社の参入というのは九州では福岡が今中心になっておるといところなんですけど、株式会社というのはやはり営利を目的として運営をされておるところですので、そのあたりは町としても十分精査をしていただいて、参入する場合には十分注意をしていただきたいと思います。もっと深く質問したかったんですけど、もう時間がありませんので、次の質問に参ります。

3番、保育所で働く保育士がなかなか見つからないと、採用しても長く続かないという話を保育園の園長さんからよくこのごろお聞きしますけど、保護者との対応に疲れるという話も保育士さんからの方からよく聞きます。菊陽町の公立保育所は非常勤職員が多いという新聞記事がよく出ますけど、これらは保育士の絶対的不足、労働条件がよくない、保育に対する無理な要求がある等々、幾つもの原因があると考えられますが、町の認識と対策は今後どのように行われますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、御質問の保育士不足対策と労働条件の向上についての対策はあるかについての御質問にお答えします。

女性の社会参加の進展、あるいは近年の厳しい経済状況を背景に保育需要が増大しており、これに伴い、都市部やその周辺地域を中心に保育所入所児童が増加し、保育士の有効求人倍率は全国平均で昨年12月の時点でございますが、2.06倍になっており、本町においても、公立、民間を問わず、保育士の確保が難しくなっております。このため、本年1月に厚生労働省におきまして、平成29年度末までの待機児童解消を目指す待機児童解消加速化プランによる保育の量の拡大を図っていく中で必要な保育士を確保するために保育士確保プランが示されたところであります。この保育士確保プランでは、まず保育士の資格取得の受講支援のための人材育成、あるいは離職防止のための研修などを行う就業継続支援、あるいは潜在保育士等への就職あっせんなどを行います再就職支援、あるいは雇用管理改善を図る取組などの働く職場の環境改善といった4つの施策を展開するとともに、保育士の試験を今まで年に1回ですけども、これを2回にしていくといった取組を実施しまして、国と地方自治体が一体となって保育士確保の施策を実施する計画であります。本町では、国の保育士確保プランによる各種施策が展開される中で保育士確保に努めていきたいと考えております。

それと次に、労働条件についてでありますけれども、本町では公立保育所の臨時職員さん、あるいは非常勤職員の基本給、賃金でございますが、1日7,200円と定めております。通勤手当や期末勤勉手当はございませんけれども、福利厚生面で社会保険、雇用保険、あるいは公務災害保険、あるいは有給休暇制度は設けております。この基本給に関する周辺市町村との比較

では、この日給が本町より上回っている市が一部には見受けられますが、総体的には大きな差はないものと考えております。

それと、今度、町内の民間保育所との比較におきましては、月給換算では本町の水準を上回っている保育所がある一方で、この時間給換算においては本町が高いケースもあります。今後、保育士の基本給の改善につきましては、町の財政情報を勘案しまして、周辺市町村との均衡を図りながら保育士以外のほかの職種とのバランスにも配慮し、必要に応じて適宜見直しを図っていきたいと考えます。なお、私立保育所の職員の処遇改善につきましては、本町では国の補助を得まして、平成26年度、保育士等処遇改善臨時特例事業としまして町内5か所の民間保育所に対しまして補助金を1,273万7,000円支出をしております。これは国による保育士の人材確保事業としまして、平成25年度から実施されているものであり、保育士の処遇が低いという現状を踏まえまして、国の補助を受けて5つの私立保育所に勤務する非常勤も含む保育士の処遇改善のために講じたものであります。なお、保育士の人材確保の処遇改善、給与改善につきましては、国の施設型給付費の支払いの中でも今後継続される見込みであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） それでは、1つだけ、保育士の人材の不足ですよね。これに対して町で何か先ほどからちょっと聞き取りづらかったんですけど、何か町で単独で何か取組みたいのはできないものなんでしょうか。その人材を確保するために施策を打てないのか、何かできることがないのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今、具体的には保育士確保につきましては、ハローワーク等、あるいは町の広報等で人材を求めています。町単独でいうところがある程度限界がありますので、国の方が保育士確保プランということで全国的に保育士の確保を図っていくという中で主にハローワークですね。あるいは、労働局、そして各市町村と連携しながらやっていく。あとは、私立の保育連盟とか保育協会がございますので、そういったところで潜在保育士の方たちの掘り起こしというところですので、いろいろな関係機関、団体でこの保育士の確保を図っていくというところが本年度から始まったというところがございます。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君。

○12番（岩下和高君） その中で、当然町が人材確保のためにセミナーとか、菊陽町で働く保育士さんのセミナーを開くとか、そういう施策を打って、町がやることはやっぱり公的なものなんで、やっぱり信用というか、よそに人材を引き抜かれぬとか、そういう部分でも町で取組ができると、とてもいいんじゃないかなと思いますので、そのあたりも十分検討していただいて、今後進んでいっていただきたいと思います。

それでは、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 岩下和高君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時4分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成27年6月16日（火）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成27年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成27年6月16日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 発議第7号 坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案について

日程第2 発議第8号 飲酒運転撲滅に関する決議案について

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番 | 大久保 輝 君 | 2番 | 阪 本 俊 浩 君 |
| 3番 | 西 本 友 春 君 | 4番 | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5番 | 佐々木 理美子 君 | 6番 | 中 岡 敏 博 君 |
| 7番 | 吉 本 孝 寿 君 | 8番 | 吉 山 哲 也 君 |
| 9番 | 北 山 正 樹 君 | 11番 | 石 原 武 義 君 |
| 12番 | 岩 下 和 高 君 | 13番 | 大 塚 昇 君 |
| 14番 | 川 俣 鐵 也 君 | 15番 | 上 田 茂 政 君 |
| 16番 | 小 林 久 美 子 君 | 17番 | 甲 斐 榮 治 君 |
| 18番 | 渡 邊 裕 之 君 | | |

3. 欠席議員

10番 坂 本 秀 則 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君
書 記 山 川 眞 喜 子 君
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-----------|----------------------------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長 | 井 手 義 隆 君 |
| 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長 | 桐 陽 介 君 |
| 総 務 部 長 | 吉 野 邦 宏 君 | 福祉生活部長 | 實 取 初 雄 君 |
| 産業建設部長兼
商工振興課長 | 松 本 洋 昭 君 | 会計管理者兼
会 計 課 長 | 山 崎 謙 三 君 |
| 総務部審議員兼
総 務 課 長 | 吉 川 義 則 君 | 総合政策課長 | 阪 本 浩 徳 君 |
| 財 政 課 長 | 東 桂 一 郎 君 | 税 務 課 長 | 阪 本 章 三 君 |
| 人権教育・啓発課長 | 高 木 定 伸 君 | 総務部審議員兼
東部町民センター所長 | 平 野 葉 子 君 |
| 福 祉 課 長 | 西 本 一 浩 君 | 福祉生活部審議員兼
子 育 て 支 援 課 長 | 宮 本 義 雄 君 |
| 福祉生活部審議員兼
健康・保険課長 | 佐 藤 清 孝 君 | 介護保険課長 | 市 原 憲 吾 君 |
| 町 民 課 長 | 酒 井 章 彦 君 | 西部支所長 | 服 部 誠 也 君 |
| 産業建設部審議員兼
農 政 課 長 | 志 垣 敏 夫 君 | 建 設 課 長 | 小 野 秀 幸 君 |

都市計画課長 大山陽祐君
総務課長補佐兼 中島秀樹君
総務法制係長 古賀直之君
生涯学習課長兼 川上一弘君
中央公民館長
農業委員会事務局長

産業建設部審議員兼 今村敬士君
環境生活課長兼 士野公典君
下水道課長 矢野信哉君
学務課長
図書館長

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時3分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

まず、坂本秀則議員から欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 発議第7号 坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、発議第7号坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案についてを議題といたします。

この議案は、岩下和高君外3名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して岩下和高君より趣旨の説明をお願いいたします。

岩下和高君。

○12番（岩下和高君） それでは、発議第7号坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案。

上記の議案を別紙のとおり、菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

坂本秀則議員は、去る6月12日、酒気帯び運転により道路交通法違反で検挙された。法の遵守が社会的に強く求められる議会議員の立場にありながら検挙されたことは、強い非難を免れない。このことは、町民に負託を受け、また町民の模範となるべき議員としての自覚に欠ける行為であることとともに、本議会の名誉を傷つけ、町民の信頼を著しく失墜させるものであり、道義的、政治的にも、その責任は極めて重いと断ぜざるを得ない。よって、本町議会は、坂本秀則議員に対して、自らの意思と責任により速やかに職を辞することを強く勧告する。

以上、決議する。

平成27年6月16日。菊陽町議会。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 発議第8号 飲酒運転撲滅に関する決議案について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、発議第8号飲酒運転撲滅に関する決議案についてを議題といたします。

この議案は、甲斐榮治君外3名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して甲斐榮治君より趣旨の説明をお願いいたします。

○17番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。

決議を出します前に、今日は傍聴席にも町民の方たくさんいらっしゃってますけれども、まずは昨日議長もおわびを申し上げましたけれども、皆様に大変御迷惑をおかけし、おわびを申し上げたいと思います。私たち議会は自律権を持っておりますけれども、それだけにその責任は大変重大であるというふうを受け止めております。このことについて、今後このような事態を招くことがないように自戒を込めて、議員それぞれの自戒を込めて今から読み上げる決議をいたしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

発議第8号飲酒運転撲滅に関する決議案。

上記の議案を別紙のとおり、菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

飲酒運転撲滅に関する決議案。

重大な事故を引き起こす原因となる飲酒運転をなくすことは、全ての町民の切実な願いである。しかしながら、本年6月12日の朝、本町議会議員が道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで大津警察署に摘発され、町議会及び町議会議員に対する町民の皆様の信頼を失墜させる事態となったことは誠に遺憾である。今回のこの事件を重大に受け止め、町民の皆様に町議会としておわび申し上げるとともに、二度とこのようなことを引き起こすことがないように厳しく自らを律し、今後このようなことを起こした議員は自主的に辞職することを誓い、ここに改めて飲酒運転の撲滅など交通法規遵守の徹底に全力を挙げて取り組むことを決意するものである。

以上、決議する。

平成27年6月16日。菊陽町議会。

以上でございます。議員の皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の本議会はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時12分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成27年6月16日（火）

（ 第 4 日 ）

午前10時30分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成27年6月17日（水）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成27年6月19日（金）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成27年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成27年6月19日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第30号 平成27年度菊陽町一般会計補正予算(第1号)について
日程第2 議案第31号 町道路線の認定について
日程第3 報告第1号 平成26年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第4 報告第2号 平成26年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第6 発議第6号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第7 川俣鐵也君の議員資格決定の件
日程第8 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決
日程第9 菊陽町農業委員会委員の推薦について
日程第10 地域活性化対策調査特別委員会の設置について
日程第11 議会活性化推進特別委員会の設置について
日程第12 議員派遣について
日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

- 日程第1 発議第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)について

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番 | 大久保 輝 君 | 2 番 | 阪 本 俊 浩 君 |
| 3 番 | 西 本 友 春 君 | 4 番 | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5 番 | 佐々木 理美子 君 | 6 番 | 中 岡 敏 博 君 |
| 7 番 | 吉 本 孝 寿 君 | 8 番 | 吉 山 哲 也 君 |
| 9 番 | 北 山 正 樹 君 | 10 番 | 坂 本 秀 則 君 |
| 11 番 | 石 原 武 義 君 | 12 番 | 岩 下 和 高 君 |
| 13 番 | 大 塚 昇 君 | 14 番 | 川 俣 鐵 也 君 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 君 | 16 番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17 番 | 甲 斐 榮 治 君 | 18 番 | 渡 邊 裕 之 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君

書 記 山 川 真喜子 君
 書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長 | 井 手 義 隆 君 |
| 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長 | 桐 陽 介 君 |
| 総 務 部 長 | 吉 野 邦 宏 君 | 福祉生活部長 | 實 取 初 雄 君 |
| 産業建設部長兼
商工振興課長 | 松 本 洋 昭 君 | 会計管理者兼
会 計 課 長 | 山 崎 謙 三 君 |
| 総務部審議員兼
総 務 課 長 | 吉 川 義 則 君 | 総合政策課長 | 阪 本 浩 徳 君 |
| 財 政 課 長 | 東 桂 一 郎 君 | 税 務 課 長 | 阪 本 章 三 君 |
| 人権教育・啓発課長 | 高 木 定 伸 君 | 総務部審議員兼
東部町民センター所長 | 平 野 葉 子 君 |
| 福 祉 課 長 | 西 本 一 浩 君 | 福祉生活部審議員兼
子育て支援課長 | 宮 本 義 雄 君 |
| 福祉生活部審議員兼
健康・保険課長 | 佐 藤 清 孝 君 | 介護保険課長 | 市 原 憲 吾 君 |
| 町 民 課 長 | 酒 井 章 彦 君 | 西部支所長 | 服 部 誠 也 君 |
| 産業建設部審議員兼
農 政 課 長 | 志 垣 敏 夫 君 | 建 設 課 長 | 小 野 秀 幸 君 |
| 都市計画課長 | 大 山 陽 祐 君 | 産業建設部審議員兼
環境生活課長兼
下水道課長 | 今 村 敬 士 君 |
| 総務課長補佐兼
総務法制係長 | 中 島 秀 樹 君 | 学 務 課 長 | 士 野 公 典 君 |
| 生涯学習課長兼
中央公民館長 | 古 賀 直 之 君 | 図 書 館 長 | 矢 野 信 哉 君 |
| 農業委員会事務局長 | 川 上 一 弘 君 | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第30号 平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、議案第30号平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

議案第30号平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

先日の町長の提案理由で説明がありましたように、新年度に入って2か月余りしか経過していませんが、急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億130万円と定めるものです。

2ページをお開きください。

2ページからは、第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

6ページをお開きください。

補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で、まず1、総括の歳入です。

補正額を申し上げますと、款の22諸収入を130万円増額しています。

歳入合計は、補正額として130万円を増額し、総額を137億130万円といたしております。

下の7ページは歳出になります。

主な補正額を申し上げますと、款の2総務費を130万円、款の8土木費を405万円それぞれ増額し、予算調製のため款の14予備費を410万4,000円減額しています。

歳出合計は、補正額として130万円を増額し、総額は137億130万円となります。

なお、財源の内訳は記載のとおりであります。

8ページをお開きください。

2の歳入です。

款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、節区分4のその他の雑入で、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を130万円計上しております。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出です。

款の1議会費、項の1議会費、目1議会費は、視聴覚備品の購入費を5万4,000円計上しております。

10ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の12自治振興費は、コミュニティ助成事業補助金を130万円計上しています。これは1つの地区に対するもので、財源は全て財団法人自治総合センターの助成金です。

下の11ページを御覧ください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費は、渋滞緩和策として古閑原上堀川線交差点改良工事の測量設計業務委託料を405万円計上しております。

12ページをお開きください。

款の14予備費は、予算調製のため410万4,000円減額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがいまして、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第31号 町道路線の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、議案第31号町道路線の認定についてを議題といたします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） おはようございます。

議案第31号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

①の路線は、鉄砲小路下堀川線であります。場所は鉄砲小路区の西側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。起点、終点とも菊陽町大字原水字下堀川地内であります。

続きまして、2ページを御覧ください。

②、③の路線は、南八久保団地21号線と22号線であります。場所は武蔵ヶ丘小学校の北側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。2路線、起点、終点とも菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目地内であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第1号 平成26年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、報告第1号平成26年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） 報告第1号平成26年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

平成26年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月31日までに繰越額を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書として報告するものです。

表紙をめくってください。

めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で金額とあります

欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が実際に平成27年度に繰り越した額になります。

それでは、翌年度繰越額が大きい事業を中心に御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、2行目の款の2総務費、項の1総務管理費の地方創生先行型事業は2,661万8,000円で、内容はまち・ひと・しごと総合戦略策定事業など、地方創生関係事業の5つの事業が含まれています。

5行目の款の6農林水産業費、項の1農業費の経営体育成支援事業は1,667万1,000円で、9つの経営体に対する補助事業であり、全額県補助金であります。

下から4行目の款の7商工費、項の1商工費のプレミアム商品券発行事業は3,195万4,000円で、内容は町や商工会等による実行委員会が行うプレミアム率20%の商品券発行に対する補助事業です。

下から3行目の款の7商工費、項の1商工費の原水工業団地ガス供給施設整備事業は1,750万円で、原水工業団地内のガス供給施設を整備するための負担金分です。

下から2行目の款の7商工費、項の1商工費の光ブロードバンド基盤整備補助事業は4,950万円で、原水工業団地と原水東地区の基盤整備に係る補助事業です。

最後の行の款の8土木費、項の2の道路橋梁費の狭あい道路整備等促進事業は1,000万円で、三里木北地区の道路改良事業です。

次のページをお開きください。

1行目の款の8土木費、項の3都市計画費の第二土地区画整理事業は1,320万円で、土地区画整理地内の道路築造工事などです。

全ての事業14事業を合計しますと、翌年度繰越額は1億9,975万5,000円になります。

なお、財源内訳は記載のとおり、既収入特定財源が1,257万5,000円、未収入特定財源の国県支出金が7,745万5,000円、地方債が480万円、負担金が13万円、一般財源は1億479万5,000円になります。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号平成26年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第2号 平成26年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、報告第2号平成26年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） それでは、報告第2号平成26年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

平成26年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、次のページの繰越計算書をお開きください。

繰り越しましたのは、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は公共下水道事業で、事業費総額2億3,710万3,000円のうち697万8,000円を繰り越したものでございます。その内訳でございますが、全額が雨水、雨水の排水の工事請負費でございます。

繰り越しました理由について申し上げますと、高速道路西側の向陽台及び花立の一部の地域の雨水排水工事におきましては、ボックスカルバート等の排水施設の設置場所が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の所有地となっておりますために、西日本高速道路株式会社熊本事務所に対しまして道路法の第24条の規定に基づきます工事施工承認協議を行ってまいりましたが、これらの協議に不測の日数を要して年度内の完了が困難となったために予算の繰越しを行ったものでございます。

なお、財源といたしましては、交付金が237万5,000円、地方債が350万円、損益勘定留保資金が110万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号平成26年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（高木定伸君） 皆さんおはようございます。

それでは、諮問第1号について御説明をさせていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

現在、菊陽町の人権擁護委員のうち2名の方が平成27年6月30日及び平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、候補者としまして菊陽町大字馬場楠5番地にお住まいの上村隆一様、菊陽町杉並台2丁目10番18号にお住まいの堀川妙子様の方をお願いするものであります。

御両名の方を御紹介いたしますと、上村隆一様は、菊陽町大字馬場楠5番地にお住まいで、昭和24年3月14日生まれの66歳でございます。昭和46年に九州産業大学芸術学部美術科を卒業され、画家として御活躍されながら、平成4年より菊陽町文化財保護委員になられた後、現在もその職にあり、その間には菊陽町立南小学校のPTA会長や菊陽町生涯学習推進会議委員等も歴任され、人格及び識見ともに高く、平成12年8月から人権擁護委員として積極的に活動されております。平成27年10月から第6期目の再任をお願いするものであります。

続きまして、堀川妙子様でございますが、菊陽町杉並台2丁目10番18号にお住まいで、昭和20年11月20日生まれの69歳でございます。昭和43年3月に熊本商科大学商学部、現熊本学園大学商学部を卒業され、県立の高等学校の教諭として38年間教育の振興に尽くしてこられました。また、平成18年7月から人権擁護委員として積極的に活動されておまして、人権及び人格及び識見ともに高く、人権擁護委員としてふさわしい方であると考え、平成27年10月から第4期目の再任をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから1人ずつ採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて、上村隆一君を適任とすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、上村隆一君を適任とすることに決定いたしました。

次に、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、堀川妙子君を適任とす

ることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、堀川妙子君を適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 発議第6号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、発議第6号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

この議案は、岩下和高君外3名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して岩下和高君より趣旨の説明をお願いします。

○12番（岩下和高君） おはようございます。

発議第6号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提案理由としましては、昨今の社会情勢などを勘案して、全国の町村議会が参考としております「標準」町村議会会議規則及び「標準」町村議会傍聴規則が改正されたことにより、本議会においても改正するものです。

それでは、参考資料の次のページの新旧対照表を御覧願います。

左側が現行、右側が改正案で、下線部分が改正部分になっております。

改正の内容は、第2条に次の1項を加えます。議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

次に、第103条中、つえを削除するものです。

それでは、表紙から1枚あけていただいて、附則について説明します。この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 川俣鐵也君の議員資格決定の件

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、川俣鐵也君の議員資格決定の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、川俣鐵也君の退場を求めます。

[14番 川俣鐵也君 退場]

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君から川俣鐵也君に対する資格決定要求書が提出されています。

その写しは議席に配付のとおりです。

ここで資格決定要求書の説明を求めます。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） おはようございます。

資格決定要求書について、前改選前の議会の際に資格審査特別委員会の委員長をいたしておりましたが、その責任を果たしたいと思います。

朗読によって趣旨を伝えたいと思います。

資格決定要求書。

次の議員の被選挙権の有無について調査して決定されるよう、地方自治法第127条第1項の規定及び菊陽町議会会議規則第100条の規定により要求します。

記。

1、調査の対象となる議員の氏名、川俣鐵也君。

2、理由。上記議員に関しては、平成27年3月16日に坂本秀則議員によって資格決定要求書が提出され、以後4月13日に至るまで5回にわたり資格審査特別委員会が開かれ、調査がなされました。しかし、被選挙権の有無について結論を得るに至らぬうちに議員の改選期を迎え、委員全員の任期が切れたために中間報告をしたにとどまっています。

新議会が発足した今、町民の負託に応えるために、本件については再び資格審査特別委員会を立ち上げ、審査を完了すべきであると考えます。よって、中間報告概要を添えて、資格審査が再開されるよう要求します。

以上でございます。

なお、中間報告概要については事務局の方に提出がしてございます。その内容については、先の全員協議会で皆様にお伝えしたとおりでございます。後で配付がなされるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議員資格決定の要求については、委員会条例第6条第1項の規定により、その提出とともに資格審査特別委員会が設置され、また会議規則第101条の規定により委員会の付託を省略できないことになっています。したがって、本件については6人の委員で構成する資格審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、6人の委員で構成する資格審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

ただいまから名簿を配付します。

[名簿配付]

○議長（渡邊裕之君） お諮りします。

ただいま設置されました資格審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、資格審査特別委員会の委員は、議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

資格審査特別委員会開会のため、しばらく休憩いたします。

本会議は、資格審査特別委員会の終了後とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時28分

再開 午前10時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

本会議休憩中に開催されました資格審査特別委員会において、委員長に北山正樹君、副委員長に吉本孝寿君が決定いたしましたので、御報告申し上げます。

なお、資格審査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の特定事件の審査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、資格審査特別委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件について、審査の経過と結果について報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、総務常任委員会の順とします。

まず初めに、文教厚生常任委員長石原武義君。

○文教厚生常任委員長（石原武義君） それでは、文教厚生常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託された付議事項は、請願第3号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書についてです。

6月16日、請願者から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議いたしました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますので、その中の主なものだけを取り上げ、報告いたします。

期日は、6月16日午前10時30分から10時52分、担当課は健康・保険課です。

紹介議員は上田茂政議員、説明者は全国B型肝炎熊本訴訟弁護団団長内川弁護士、それから全国B型肝炎熊本訴訟弁護団村山弁護士です。

場所は、議会委員会室で行いました。

それでは、主なものを取り上げます。

まず、小林委員からの発言で、集団予防接種での注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者数四十数万人のうち給付金の支給対象は1万人程度にすぎず、また多くのC型肝炎ウイルス感染者のうち約2,000人しか和解が成立していないということだが、それ以外の方の状況や対応はどうなっているのかという質問です。

これに対して説明者の村山弁護士、支給対象者等の数が少ない要因としては、キャリアと呼ばれるウイルスを持っていることを知らない人が相当数おられること、C型肝炎では国から給付を受けるために相当の書類が必要であり、求められる資料が厳しく、医療機関でカルテが廃棄されてそろわなかったり、医師等の発言を得られることが少ないことなどがあります。

また、内川弁護士から、ホームページへの掲載やポスターがあるが、国の被害者向けの広報が足りないこともあります。厚生労働省が指導すべきではないかと考えていますという説明がありました。

また、大塚委員から、B型肝炎は集団予防接種の注射針等以外の原因もありますかという質問があり、村山弁護士がこれに対し、厚労省の推計ではB型肝炎ウイルスのキャリア（持続感

染者)が100万人程度で、そのうち四十数万人が集団予防接種による感染としています。

また、加えて大塚委員が、全国に350万人ものB型、C型の患者がおられるのに救済が進まないのは何か別に原因があるのではないかという質問がありました。

これに対して村山弁護士より、国が救済制度を創設しない理由として、ウイルス性肝炎だけを特別扱いはしない。難病認定されていないので医療費のかかる患者もいるので、他とのバランスがとれないと言われました。

また、阪本委員から、熊本県内にも患者がおられると思うが、訴訟の費用はどうか。

これに対して村山弁護士は、着手金はいただいていませんが、国からの給付金が支給されたとき、その一部を弁護団の費用としていただいていますということでした。

また、吉本議員から、熊本県の原告は200名弱ということだが、菊陽の方もおられるかという質問に対して、村山弁護士は、私の担当の中では1人おられますということでした。

つけ加えて、吉本委員が、菊陽町に感染者は何人おられるかという問いですが、これに対して、熊本県の集団予防接種での注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者数は1万人超と推定されますが、菊陽町の数は分かりませんという御返答でございました。

以上が主な経過でございます。

なお、付託された請願第3号につきまして採決を行いました結果、全員賛成により採択となりました。

これで文教厚生常任委員会に付託された案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑については自席にてお伺いいたします。

○議長(渡邊裕之君) 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから請願第3号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書について質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡邊裕之君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡邊裕之君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第3号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(渡邊裕之君) 全員賛成です。したがって、請願第3号は委員長報告のとおり採択するこ

とに決定をいたしました。

次に、総務常任副委員長中岡敏博君。

○総務常任副委員長（中岡敏博君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、請願第4号憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願が付託されました。

6月16日に提出者から説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をいたしました。

審議の経過につきましては、要点を筆記した資料が配付されておりますので、その中の主なものだけを報告いたします。

まず、請願の趣旨として、紹介議員の石原武義氏から、現憲法は戦後日本政府の意見は反映されず、GHQによりつくられた原文をそのままに作成されており、不備がある。今の憲法第9条も技巧的な解釈が行われているが、自分たちの手で作成することで自分たちにふさわしい憲法を作成すべきものであるとの趣旨でございました。

それに対しまして吉山議員から、憲法改正の問題は非常に難しい問題で、現在の議論が行われている最中である。このような時期に町議会の議員がはっきりと判断する知識や基準を持っているか、不安である。どのような意図でこの請願を上げられたのかとの質問がございました。

それに対しまして、憲法を見直そうという機運を我々が盛り上げていこうという意味があるとの答弁がございました。

ほか、意見として、国でも議論されている中、現段階で憲法をどう改正していくべきか判断できないでいる。もう少し勉強してから判断したいと思っている。また、今の時期にいきなり国の安保法制の判断もつかない中で、最高法規の憲法について一町議会が判断することは少し乱暴と感じている。憲法についても、もっと詳しく勉強したいという考えであるとの御意見もございました。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました請願につきまして採決を行いました結果、全員賛成により継続審査と決定いたしました。

これで総務常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑については自席にてお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務常任副委員長の報告を終わります。

請願第4号憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願について、副委員長から会議規則第75条の規定によって議席に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

この件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 確認ですが、その継続審議についての質疑ですか。それとも、継続審査に至った委員会に対する質疑ですか。どちらですか。

○議長（渡邊裕之君） 継続審査についてです。

よろしいですか。

（9番北山正樹君「はい」の声あり）

ほかにご覧ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第4号憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願について、副委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、請願第4号は副委員長報告のとおり継続審査することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 菊陽町農業委員会委員の推薦について

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、菊陽町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りをします。

議会推薦の農業委員は4名とし、坂本里美君、鹿子木壽代君、岩下土代君、磯部徳美君、以上の方を推薦したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は4名とし、坂本里美君、鹿子木壽代君、岩下土代君、磯部徳美君、以上の方を推薦することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 地域活性化対策調査特別委員会の設置について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、地域活性化対策調査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

地域のさまざまな課題や活性化について調査し対策を講じるために、11名の委員をもって構成する地域活性化対策調査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすること

にしたいと思います。期間は調査が終了するまでです。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、地域活性化対策調査特別委員会の設置については11名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま設置されました地域活性化対策調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり11名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、地域活性化対策調査特別委員会委員は議席に配付した名簿のとおり指名することに決定をいたしました。

これより委員会条例第8条第2項の規定により地域活性化対策調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

決定をいたしましたら議長まで報告をお願いいたします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域活性化対策調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、御報告いたします。

委員長に吉本孝寿君、副委員長に岩下和高君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議会活性化推進特別委員会の設置について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、議会活性化推進特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

議会と議員活動のさらなる活性化を図るため、6人の委員をもって構成する議会活性化推進特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。期間は調査が終了するまでです。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、議会活性化推進特別委員会の設置については6人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ただいま設置されました議会活性化推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第7

条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり6人を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、議会活性化推進特別委員会委員は議席に配付した名簿のとおり指名することに決定をいたしました。

これより委員会条例第8条第2項の規定により議会活性化推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

決定をしましたら議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時3分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化推進特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告をいたします。

委員長に吉山哲也君、副委員長に佐々木理美子君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣について、議席に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

次に、お諮りをします。

ただいま決定をされました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

お諮りをします。

追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。

以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題に追加することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第1 発議第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）について**

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第1、発議第9号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、石原武義君外5名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して石原武義君より趣旨の説明をお願いします。

○11番（石原武義君） ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由は、国は肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について具体的措置を講じないためです。

では、意見書を朗読します。意見書案です。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型、C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変、肝がん患者は、高額な医療費を負

担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も、身体障害者福祉法の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変、肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月19日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長渡邊裕之。

衆議院議長大島理森様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、厚生労働大臣塩崎恭久様。

以上です。議員各位の賛同をよろしくお願いします。

また、質疑については自席より答弁させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、各条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで平成27年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時12分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 西 本 友 春

菊陽町議会議員 那 須 眞理子

菊陽町議会会議録
平成27年第2回6月定例会

平成27年6月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 堀 行徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919